

昭島市の環境

(昭島市環境基本計画に基づく事業報告)

令和4年度活動/調査報告

昭島市

はじめに

昭島市では、「環境との共生」をまちづくりの理念の一つとして掲げ、この理念を普遍のものとし、掛け替えのない環境を将来にわたって維持していくことにより、人とまちが調和したまちづくりを進めています。

現在、地球温暖化に起因する集中豪雨や熱波などの異常気象は気候変動として頻発し、今や気候危機として、地球規模で非常に危険な状況を引き起こしています。本市では、これら人類や生物の存続基盤を揺るがす問題やその他の様々な課題に対して適切に対応するため、水と緑の基本計画、生物多様性地域戦略及び地球温暖化対策実行計画等を内包し、環境分野における総合的かつ多角的な計画として、昨年3月に新たな環境基本計画を策定しました。

令和4年度は、本市にとって新環境元年とも言える年であり、「気候危機・気候非常事態宣言」、「ゼロカーボンシティ表明」、「再エネ100宣言RE Action参加」及び「カーボンニュートラルシティの実現に向けた包括連携協定締結」を行い、今後、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素化への取組を全力で進めていく決意を市内外に示したところであります。

本市は、地球環境に最大限配慮しながら強さとしなやかさを持った安全・安心なまちづくりを進め、持続可能な社会の実現を目指していますが、各施策の推進については、市民、事業者、行政の連携・協働が不可欠であります。本冊子を広く御活用いただきながら、「気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に」を合言葉に、今後も皆様のなお一層の御理解御協力を賜れば幸いです。

結びに、この冊子を発刊するにあたり、貴重な御意見をいただいた環境審議会の委員の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

令和5年9月

昭島市長　臼井伸介

目 次

第1章 昭島市環境基本計画 1

1 昭島市環境基本計画策定の概要	1
2 新たな環境基本計画の策定	1
3 環境基本計画の推進	2
4 施策の体系	2
5 環境基本計画の取組状況	4
6 事業実施報告	7
基本目標1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	7
個別目標1－1 水辺環境を保全・活用する	12
個別目標1－2 清らかにあふれ出る水を守る	13
個別目標1－3 崖線をはじめとする貴重な緑地を保全する	15
個別目標1－4 まちなかに花と緑をいっぱいにする	16
個別目標1－5 子どもから高齢者まで憩える公園緑地を確保する	17
個別目標1－6 多機能空間として農地を維持する	18
個別目標1－7 多様な生き物と共生するまちをつくる	20
基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち	23
個別目標2－1 健康で安全な生活環境を確保する	26
個別目標2－2 快適な街なみをつくる	43
基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	47
個別目標3－1 持続可能な社会に向けた行動を支援する	51
個別目標3－2 脱炭素社会を構築する	52
個別目標3－3 循環型社会を構築する	54
基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち	59
個別目標4－1 気候災害への備えの充実・強化	64
個別目標4－2 熱中症や感染症などの健康影響への対策の充実・強化	67
個別目標4－3 自然生態系・水資源への影響への対応	68
個別目標4－4 気候変動対策(適応策)に関する啓発、情報提供	68
基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち	70
個別目標5－1 市民の力を発揮できる場づくり	73
個別目標5－2 環境情報を収集・発信する	76
個別目標5－3 さまざまな主体との協働を進める	77

第2章 地球温暖化対策実行計画(事務事業編) _____ 79

1 計画策定の背景と目的.....	79
2 計画の期間.....	79
3 計画の範囲.....	80
4 計画の目標.....	80
5 実施状況報告.....	80

第3章 調査データ _____ 81

1 湧水調査.....	81
2 公共用水域水質調査.....	85
3 多摩川底生生物調査.....	91
4 地下水揚水量調査.....	92
5 苦情処理.....	93
6 化学物質の適正管理.....	95

第4章 参考資料 _____ 96

1 湧水について	96
2 大気について	96
3 騒音・振動について	98
4 光化学スモッグについて	102
5 水質について	102
6 底生生物調査について	105
7 地下水揚水の規制について	105
8 工場・指定作業等について	105
9 化学物質の適正管理について	108
10 特定建設作業について	109
11 燃料用重油の硫黄分含有率の基準について	110
12 ダイオキシン類について	111
13 昭島市環境方針	112
14 昭島市グリーン購入指針	113
15 公共施設環境配慮対策一覧	115
16 放射性物質調査	118

第1章 昭島市環境基本計画

第1章 昭島市環境基本計画

1 昭島市環境基本計画策定の概要

「昭島市環境基本計画」は、平成14年度(2002年度)から20年後の令和3年度(2021年度)を目標年度として、平成14年3月に策定しました。社会状況の変化に対応するため、10年目の平成23年度(2011年度)に見直しを行いましたが、その際、新たに地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包しました。

安全で快適な環境を守り、創り、育て、次の世代に引き継いでいくために、「美しい水と緑を将来の世代に」を望ましい環境像に掲げました。

2 新たな環境基本計画の策定

前計画が令和3年度(2021年度)で計画期間満了となることから、令和4年3月に新たな環境基本計画を策定しました。本計画は令和4年度から10年後の令和13年度(2031年度)を目標年度とし、水と緑の基本計画を統合するほか、引き続き地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包するとともに、新たに生物多様性地域戦略と地域気候変動適応計画を内包しました。

また、環境保護の視点を持って地球環境に最大限配慮したまちづくりを進めるため、「気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に」を望ましい環境像に掲げました。

望ましい環境像とその実現に向けた5つの基本目標

気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に	基本目標1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち
	【自然環境分野】 多摩川や玉川上水、緑が連なる立川崖線や清らかな湧水など、豊かな水・緑が多様な生物を育み、まちの景観を特徴づけています。 水・緑とのふれあいを通して人々の連携・交流が盛んです。
	基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち
	【生活環境分野】 大気環境や音環境、水環境などの生活環境が確保され、健康で安全な生活を送っています。
	基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち
	【地球環境（緩和）分野】 気候変動への危機感から、脱炭素社会に対する人々の意識が深まり、省エネルギーや資源循環の取組が定着し、再生可能エネルギーの利用が進んでいます。
	基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち
	【地球環境（適応）分野】 気候変動に伴う気象災害の拡大への備えが進むとともに、レジリエンス（都市全体の機能を速やかに回復する力）が強化されています。
	基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち
	【環境活動分野】 市民、事業者及び市がそれぞれ自らの課題として捉え、できるところから環境に配慮した生活を実践しています。 地域の環境保全に向けて環境教育・環境学習を担う人が活躍し、市民や事業者、市の協働による取組が活発になっています。

3 環境基本計画の推進

基本目標を実現するため、個別目標ごとに新たに環境指標を設定し、毎年度、実施状況の調査を行います。

また、環境審議会で計画の進捗状況などについての審議を行っています。

4 施策の体系

基本目標	施策の方向		頁
気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に承するまち	1 水辺環境を保全・活用する	(1)河川、用水路の水辺環境の保全 (2)水辺環境の有効活用	12
	2 清らかにあふれ出る水を守る	(1)湧水の保全 (2)地下水100%の水道水の維持・活用 (3)水循環の促進	13～15
	3 崖線をはじめとする貴重な緑地を保全する	(1)崖線緑地の保全 (2)樹林地の保全	15～16
	4 まちなかに花と緑をいっぱいにする	(1)まちなかの緑の保全・創出	16～17
	5 子どもから高齢者まで憩える公園緑地を確保する	(1)憩える公園緑地の確保 (2)公園緑地の多面的利用の推進	17～18
	6 多機能空間として農地を維持する	(1)農地の保全 (2)農業用水路の維持と活用の推進 (3)都市農業の理解促進、農を通じた体験交流の促進	18～20
	7 多様な生き物と共生するまちをつくる	(1)生物の実態把握 (2)水と緑のネットワークの保全・創出 (3)生物の生息・生育拠点の保全・創出 (4)在来生物の保全と外来生物対策	20～22
2 健康環境に暮らせるまち	1 健康で安全な生活環境を確保する	(1)大気、水質、騒音などのモニタリング調査の実施 (2)自動車等の対策の推進 (3)航空機騒音対策の推進 (4)安全な生活環境の確保	26～43
	2 快適な街なみをつくる	(1)まちなかの美化活動の推進 (2)動物の適正飼育と野生鳥獣の保護・管理の推進	43～46
	3 持続可能な社会に向けた行動を支援する	(1)環境に配慮したライフスタイルの普及 (2)事業所のゼロエミッションの取組の支援	51～52
3 持続可能な地球環境のために貢任をもつて行動するまち	2 脱炭素社会を構築する	(1)公共施設での省エネルギー、再生可能エネルギー導入の推進 (2)住宅・建物での省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の推進 (3)二酸化炭素(CO ₂)を排出しない交通に向けた取組の推進 (4)その他の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進	52～54
	3 循環型社会を構築する	(1)3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 (2)プラスチック対策の推進 (3)食品ロス対策の推進 (4)災害廃棄物対策	54～58

気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に	基本目標	施策の方向		頁
		4 安全・安心に暮らせるまち 気候変動の影響に備え、	5 みんなで環境活動に	
4 安全・安心に暮らせるまち 気候変動の影響に備え、	1 気候災害への備えの充実・強化	(1)浸水・洪水対策 (2)土砂災害・風害対策 (3)発災時の対応強化		64～66
	2 熱中症や感染症などの健康影響への対策の充実・強化	(1)熱中症予防・注意喚起 (2)感染症予防・注意喚起		67～68
	3 自然生態系・水資源への影響への対応	(1)防災対策と生物多様性保全とのバランス確保 (2)持続可能な水道		68
	4 気候変動対策(適応策)に関する啓発、情報提供	(1)情報提供・情報発信 (2)体制づくり		68～69
5 みんなで環境活動に	1 市民の力を發揮できる場づくり	(1)地域での環境学習活動の推進 (2)子どもたちへの環境教育、自然体験活動の推進 (3)環境活動リーダーの活躍促進		73～76
	2 環境情報を収集・発信する	(1)市民等への情報発信 (2)情報収集の仕組みづくり		76～77
	3 さまざまな主体との協働を進める	(1)多様な主体がステークホルダーとして参加するパートナーシップの構築		77～78

5 環境基本計画の取組状況

基本目標には、目標ごとに「10年後の目標」と「指標」を設けております。それぞれの「指標」には計画策定時の「基準値」に対して目標達成となる「目標値」を設定しました。また、達成状況を示す目安として、その実施状況を調査し、令和4年度の「現状値」にまとめました。

なお、主な事業については「6 事業実施報告」で説明しています。

●指標・目標値・現状値

基本目標	10年後の目標	指標	基準値 (令和元[2019]年度)	目標値 (令和13[2031]年度)	現状値 (令和4[2022]年度)	担当課
1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	エコロジカル・ネットワークの保全・創出	みどり率	41.1% (平成30[2018]年度)	41.1%を維持	41.1% (平成30[2018]年度)	環境課
		緑地確保目標量	25.6% (1,734ha) (平成30[2018]年度)	25.6%を維持	25.6% (1,734ha)	環境課
		崖線樹林地の調査実施率、対策実施率	60%	100%	60%	環境課
		特定生産緑地面積	約34ha (令和4[2022]年1月指定面積)	維持	約37ha (令和5[2023]年1月時点)	都市計画課
		湧水個所数	12箇所 (17地点)	維持	12箇所 (17地点)	環境課
		農業用水路の維持(用水路延長)	19km	19kmを維持	19km	環境課
		雨水貯留槽の設置数	350件	520件	389件	工務課 環境課
		水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	31.0%	50.0%	31.0% (令和元[2019]年度)	環境課
2 健康に暮らせる生活環境を守るまち	生活環境の確保	生物の実態調査の実施	生き物調査の実施	実施	検討中	環境課
		身近な自然資産散策マップの作成と活用	調布・府中崖線マップを作成	マップを活用した啓発事業を実施	検討中	環境課
3 空気を守るまち	大気環境	一酸化炭素濃度(CO)の環境基準の達成状況	達成 (国道16号線小荷田交差点)	達成	達成	環境課
		二酸化窒素(NO ₂)の環境基準の達成状況	達成 (国道16号線小荷田交差点)	達成	達成	環境課
		浮遊粒子状物(SPM)の環境基準の達成状況	達成 (国道16号線小荷田交差点)	達成	達成	環境課

基本目標	10年後の目標	指標	基準値 (令和元[2019]年度)	目標値 (令和13[2031]年度)	現状値 (令和4[2022]年度)	担当課	
2 健康に暮らせる生活環境を守るまち	生活環境の確保	大気環境	微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準の達成状況	達成 (国道16号線小荷田交差点)	達成	達成	環境課
			光化学スモッグ注意報発令日数	5日 (多摩中央)	達成(0日)	未達成(3日)	環境課
			ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気環境基準の達成状況	達成 (市内)及び清掃センター周辺	達成	達成	環境課
		水環境	多摩川の生物化学的酸素要求量(BOD)の達成状況	達成 (3地点)	達成	達成	環境課
			湧水の亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の達成状況	達成	達成	達成	環境課
			地下水揚水量	約14,596千m ³	維持	約14,648千m ³	環境課
		音環境	航空機騒音(Lden[時間帯補正等価騒音レベル])	達成 (拝島第二小学校)	達成	未達成	環境課
		市域の温室効果ガス削減	市域の温室効果ガス排出量	539千t-CO ₂ (平成12[2000]年度) 参考:530千t-CO ₂ (平成30[2018]年度)	-50% (270千t-CO ₂ 以下) (令和12[2030]年度)	499千t-CO ₂ (令和2[2020]年度)	環境課
			エネルギー消費量	6,964TJ (平成12[2000]年度) 参考:4,978TJ (平成30[2018]年度)	-50% (3,482TJ以下) (令和12[2030]年度)	4,825TJ (令和2[2020]年度)	環境課
			家庭用燃料電池普及率	-	14% (令和12[2030]年度)	0.2%	環境課
			乗用車の自動車の購入時にZEVを選ぶ人の割合	-	100% (令和12[2030]年度)	-	環境課
			廃プラスチック類焼却量	2,660t (平成30[2018]年度)	-40% (令和12[2030]年度)	2,221t (令和2[2020]年度)	ごみ対策課
			再生可能エネルギー電力利用率	-	50% (令和12[2030]年度)	-	環境課

基本目標	10年後の目標	指標	基準値 (令和元[2019]年度)	目標値 (令和13[2031]年度)	現状値 (令和4[2022]年度)	担当課
3 持続可能な地球環境のために責任をもつて行動するまち	資源の循環的な利用	ごみの資源化(総資源化率)	35.4%	41.3%以上 (令和7[2025]年度)	35.6%	ごみ対策課
		集団回収を除く家庭1人1日当たりごみ排出量	572.8g/日	555g/日以下 (令和7[2025]年度)	561.8g/日	ごみ対策課
		事業系ごみ総排出量	6,373t	5,327t以下 (令和7[2025]年度)	6,120t	ごみ対策課
		フードドライブの回収量	196kg/年	1,000kg/年	3,186 kg/年	ごみ対策課
		買い物にはマイバッグを携帯し、レジ袋はもらわないよう心掛けている市民の割合	64.9%	100%	64.9% (令和元[2019]年度)	ごみ対策課 環境課
		食べ残しを極力少なくするよう心掛けている市民の割合	59.7%	100%	59.7% (令和元[2019]年度)	ごみ対策課
4 気候変動の影響に備え、安心・安全に暮らせるまち	気候変動への適応	市内における気候変動のリスクの検証の実施状況	-	実施	未実施	環境課
		気候変動に関する情報の収集・提供・発信等を行う体制の整備	-	実施	実施	環境課
5 みんなで環境活動に取り組むまち	地域に根差した環境学習の活性化	環境学習講座の参加者数	89人/年	150人/年	7人/年	環境課
		水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合	31.0%	50%	31.0% (令和元[2019]年度)	環境課
	協働による取組のための体制づくり	奥多摩・昭島市民の森の活動参加者	1,061人	1,700人	0人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種イベントを中止	環境課
		昭島環境未来会議、環境配慮事業者ネットワークなどの活動の継続	実施	実施	実施	環境課

6 事業実施報告

令和4年度に実施した主な事業の報告です。

●施策実施状況

★：重点的な取組

【実施状況の評価基準】

S：完了 A：予定以上に実施した

B：予定どおりに実施した

C：実施しているが、予定どおりに実施できなかつた

D：実施していない

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	1(1)	国や都、流域自治体と連携した多摩川・玉川上水及び周辺環境の保全★	多摩川魅力体験事業	美しい多摩川フォーラム主催の「水」大学講座(全4回)を実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課
		多摩川の水源地域を守る活動の支援★	奥多摩・昭島市民の森事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	D:実施していない	環境課
		市内を流れる用水路の水辺環境の維持・保全★	長寿命化・防災減災計画	市内2か所の用水路について、国・都の補助金を活用し、補修工事を実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課
	1(2)	多摩川河川敷の散策やスポーツ、レジャーなど、水辺に親しむための活用策の検討★	水辺の楽校事業	多摩川でカヌー教室を実施し、26名の参加があった。	B:予定どおりに実施した	環境課
		多摩川や残堀川などの活動支援及び市民との協働による清掃・美化の実施★	水辺の楽校事業	年間に8回の河川敷清掃を実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課
			多摩川クリーン作戦	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。	D:実施していない	管理課
	2(1)	流域自治体との連携による湧水とその周辺環境の保全★	湧水の保全	継続して検討した。	D:実施していない	環境課
		湧水箇所における水量・水質検査の継続的な実施★	公害調査・測定等事業	年間12か所の湧水量調査を実施した。また、その中で龍津寺、諏訪神社及び浜島大師は水質調査も実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課
	2(2)	節水の促進、節水器具の普及啓発、生活排水に関する知識の啓発及び指導★	雨水貯留槽設置助成金	広報(水道だより・広報あきしま6月1日号)及びホームページ等でPRを行っている。令和4年度としては、13基分の設置助成を行った。	B:予定どおりに実施した	工務課
		広域的な視点からみた水循環の保全活動の推進(奥多摩・昭島市民の森事業等)★	奥多摩・昭島市民の森事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民の森のイベントは中止となつたが、職員及び森林インストラクターによる管理作業は実施した。	C:実施しているが、予定どおりに実施できなかつた	環境課
			奥多摩・昭島市民の森事業への協力	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントが中止となり、実施していない。	D:実施していない	業務課
			環境緑化フェスティバルへの協力	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントが中止となり、実施していない。	D:実施していない	業務課
		広域的な視点からみた水循環の保全活動の推進(奥多摩・昭島市民の森事業等)★	森林教室	流動調査により、昭島市の水道水源となる、深層地下水の起源が推定する事が出来た。自然の恩恵を受けている水道事業者として、水循環の観点から、環境課の事業に協賛している。森林教室については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施しなかつた。	D:実施していない	工務課

基本目標1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課	
				概要	評価		
1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	2(3)	雨水貯留槽・雨水浸透の導入促進★	昭島市宅地開発等指導要綱に基づく指導	申請のあった事業者に対して雨水地下浸透施設設置の指導をした。	B:予定どおりに実施した	地域開発課	
			宅地開発等指導要綱に基づく雨水貯留槽の導入促進	宅地開発等指導要綱に基づき導入促進しているが、個人の希望で設置することがほとんどのため、申請に影響は出でていない。	C:実施しているが、予定どおりに実施できなかった	工務課	
			雨水貯留槽設置負担事業	雨水利用を促進するため雨水貯留槽を設置した者に補助金を水道部を窓口として交付している。	B:予定どおりに実施した	環境課	
			雨水浸透施設設置助成金	1件申請あり。(雨水浸透ます6箇所)	B:予定どおりに実施した	下水道課	
			公共施設における雨水貯留槽の設置促進、雨水利用の普及啓発	雨水貯留槽(浸透設備含む)の促進・雨水利用の普及	公共施設整備に伴い必要となつた雨水浸透施設を整備した。	B:予定どおりに実施した	建築課
			公園や道路整備におけるグリーンインフラ設備の導入の検討	グリーンインフラ整備の検討	D:実施していない	管理課	
	3(1)	東京都への緑地保全地域の指定拡大の要望★ 崖線緑地の多面的機能についての普及啓発★ 崖線緑地の地盤調査の実施と維持管理方針(安全と生物多様性の配慮の考え方を含む)の検討★	崖線緑地保全事業	公園等対象地の検討及び整備する設備の検討。	D:実施していない	建設課	
			崖線緑地の地盤調査の実施と維持管理方針(安全と生物多様性の配慮の考え方を含む)の検討★	道路施設の改良	限られた空間の中で可能な緑化の方法を検討し、予算化・実施につなげていく。	D:実施していない	管理課
			崖線緑地保全事業	崖線緑地保全事業	崖線にて、緑地の下草刈り、せん定を実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課
	3(2)	崖線緑地の地盤調査の実施と維持管理方針(安全と生物多様性の配慮の考え方を含む)の検討★	崖線緑地保全事業	崖線にて、緑地の下草刈り、せん定を実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課	
		保存樹木や保存樹林の指定拡大★	樹木・樹林保存事業	保存樹木6本、保存樹林7件に補助金を交付するなど、緑の保全に取り組んでいる。	B:予定どおりに実施した	環境課	
		樹林地の樹木の適正な管理(台風等による倒木等に配慮)★	崖線緑地保全事業	崖線にて、緑地の下草刈り、せん定を実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課	
		地域の歴史・文化財と一体となつた社寺林等の保全★	地域の歴史・文化財と一体となつた社寺林等の保全	崖線にて、崖線の下草刈り、せん定を実施した。	B:予定どおりに実施した	アキシマエンジニアリング課	
	4(1)	地域の歴史・文化財と一体となつた社寺林等の保全★	崖線緑地保全事業	崖線にて、崖線の下草刈り、せん定を実施した。	B:予定どおりに実施した	アキシマエンジニアリング課	
		街路樹等の適正な管理(台風等による倒木等に配慮、あきしまさくらへの植え替え)★	市道路線等(サクラ)植替え委託	市道路線内に植樹されたサクラは老木化及び根株腐朽菌等の侵食により落枝、倒木の恐れがあるものについて、伐採・伐根・植替え・歩道の舗装を行った。	B:予定どおりに実施した	管理課	
		街路樹・植栽の維持管理	街路樹せん定	市内巡回や市民からの通報により景観や通行の妨げとなつている街路樹を中心にせん定作業等を行つた。	B:予定どおりに実施した	管理課	
		街路樹・植栽の維持管理	市道路線植栽ます除草	市内巡回や市民からの通報により景観や通行の妨げとなつている植栽ますを中心に除草作業等を行つた。	B:予定どおりに実施した	管理課	

基本目標1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	4(1)	公共施設における壁面緑化、屋上緑化、敷地内緑化の推進	公共施設緑化事業	公共施設における緑化の拡大に向け、屋上緑化や敷地内緑化を引き続き検討した。	C:実施しているが、予定どおりに実施できなかった	環境課
		市民との協働によるまちなかの花壇の整備や花の植栽の推進★	花の応援事業	春・秋を合わせて 24,400 ポッドの花苗を植えた。	B:予定どおりに実施した	環境課
		イベント参加者への苗木の配布	緑化推進事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、花苗の有料配布は中止となった。	D:実施していない	環境課
		昭島市エコ・パークの100本桜の活用の検討(啓発機会、観光資源)★	100 本桜 PR 事業	検討中。	C:実施しているが、予定どおりに実施できなかった	環境課
			昭島市エコ・パークの 100 本桜	既存のパンフレットを希望者へ配布した。	B:予定どおりに実施した	ごみ対策課
		公園や街路樹における樹木の適正な管理	樹木せん定	市内巡回や市民からの通報により景観や通行の妨げとなっている樹木を中心にせん定作業等を行った。	B:予定どおりに実施した	管理課
	5(1)	住民の憩いの空間となる公園緑地の維持管理	公園維持管理事業	老朽や破損した公園施設の修理点検等を行った。除草や清掃を行うことにより快適に使用できるよう作業を行った。	B:予定どおりに実施した	管理課
		市民緑地の指定や住民が憩える緑地空間の創出	緑道整備事業	年間を通して委託業者による維持管理を実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課
	5(2)	市民参加による公園づくりとその維持管理、幅広い世代の市民の参加の確保	市民活動推進事業	植栽、花壇等の整備に使用する消耗品の提供、アダプト団体の加入保険の運用。	B:予定どおりに実施した	管理課
			昭島市公共施設アダプト事業	広報の掲載やチラシによる周知、長年活動をしている団体を表彰した。	B:予定どおりに実施した	生活コミュニティ課
		災害時の一時的な避難場所として機能する公園緑地の整備	災害時の一時的な避難場所として機能する公園緑地の整備【拡充】	宅地開発事業等の新規公園緑地に対しての設置、老朽化したベンチをかまどベンチへ変更した。	D:実施していない	管理課
	6(1)	生産緑地や特定生産緑地の指定	生産緑地指定事業	都市における農地等の適正な保全を目的に生産緑地の指定申請を受付する。	B:予定どおりに実施した	都市計画課
			特定生産緑地指定事業	申出基準日(指定から30年)を経過した生産緑地の安定的な保全を目的とした特定生産緑地制度(申出基準日を10年間延長)の指定申請を受付する。	B:予定どおりに実施した	都市計画課
	6(2)	市民や関係機関との協働による農業用水路の適切な維持管理★	農業用水維持管理事業	例年どおりに維持管理を実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課
		農業用水の環境用水・防火用水としての活用促進	農業用水の活用	継続して検討した。	D:実施していない	環境課
			農業用水の防火用水としての活用の検討	火災等発生時の防火用水として、農業用水の活用について継続して検討した。	C:実施しているが、予定どおりに実施できなかった	防災安全課
		農業用水路及びその周辺の散策路としての活用促進	農業用水路の活用	継続して検討した。	D:実施していない	環境課
			水辺の散歩道	せん定作業や散歩道整備を行い快適に使用できるよう作業を行った。	B:予定どおりに実施した	管理課

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	6(3)	市民農園の活用促進、市民の農業への理解の醸成★	市民農園	第一・第二マイファーム昭島について、どちらも全区画利用された。	B: 予定どおりに実施した	産業活性課
		給食での地元農産物の利用促進、地産地消の普及促進	学校給食での地場野菜の使用	通年で学校給食へ地場野菜の提供を行った。	B: 予定どおりに実施した	産業活性課
			地元農産物の利用促進と食育	地元農産物の生産者と調整をすすめ、生産量に合わせて学校給食で使用する機会を増やした。	B: 予定どおりに実施した	学校給食課
	7(1)	市民や市民団体、学識経験者等との協力による動植物の生育・生息調査の実施★	生物多様性事業	調査は実施できなかったが、民間との協力について検討した。	D: 実施していない	環境課
			環境活動リーダー	10月に開催した連絡会にて、見学会の開催について検討し、3月9日に多摩森林科学園にて養成講座兼見学会を実施した。	A: 予定以上に実施した	環境課
			環境学習講座	自然環境分野では開催できなかったが、11月に地球環境分野にて講座を開催。	C: 実施しているが、予定どおりに実施できなかった	環境課
		生きものガイドブックづくり★	生物多様性事業	継続して検討した。	D: 実施していない	環境課
		水と緑に関する郷土資料の作成★	水と緑に関する郷土資料の作成	昭島市デジタルアーカイブズ「あきしま水と記憶の物語」により郷土資料のデジタル化及び公開に努めた。	B: 予定どおりに実施した	アキシマエンジンス管理課
		昭島の水と緑を巡る散策コースのPR★	昭島の水と緑を巡る散策コースのPR	身近な文化遺産を通して郷土を知り、文化財保護に対する啓発を図ることを目的に文化財めぐりを実施した。	B: 予定どおりに実施した	アキシマエンジンス管理課
	7(2)	崖線緑地の保全と適切な管理による緑の連続性の確保★	崖線緑地保全事業	委託業者による年間管理を実施。また、大神町崖線緑地の積極的せん定も実施した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		街路樹の適切な維持管理	街路樹せん定	市内巡回や市民からの通報により景観や通行の妨げとなっている街路樹を中心にせん定作業等を行った。	B: 予定どおりに実施した	管理課
		市内の貴重な樹林地の公有地化★	緑地保全地域の指定拡大	継続して検討した。	D: 実施していない	環境課
		冬季における通水の確保及び河川や用水路の連続性の確保★	農業用水の確保	協議を実施した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		エコロジカル・ネットワークの形成に向けた在来種の植栽★	環境活動リーダー	7月に開催した連絡会にて、キンランの生息調査について検討を行った。	B: 予定どおりに実施した	環境課
			エコロジカル・ネットワークの形成に向けた在来種の植栽	緑化時等の植栽は極力在来種を使用し、エコロジカル・ネットワークの保全・創出を図っていく。なお、令和4年度については、実施対象となる工事が行われなかった。	D: 実施していない	建設課
	7(3)	貴重な動植物(キンラン、オオタカ等)の生育・生息地の保全★	樹木せん定委託(危険樹木伐採等)	危険樹木49本を伐採、伐根又は強せん定し、あきしまさくらを30本植えた。	B: 予定どおりに実施した	教育総務課
			環境活動リーダー	活動内でキンランの生息を確認できなかったため未実施。	D: 実施していない	環境課
		キンランの生育地の保全	ロープで囲いを施した。	B: 予定どおりに実施した	ごみ対策課	

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	7(3)	学校や公園緑地内における生物の生育・生息空間の創出・維持	学校や公園緑地内における生物の生育・生息空間の創出・維持	成隣小学校におけるビオトープの維持管理の実施。	B: 予定どおりに実施した	教育総務課
			公園維持管理事業	市内巡回や市民からの通報により景観や通行の妨げとなっている街路樹を中心にせん定作業等を行った。	B: 予定どおりに実施した	管理課
	7(4)	アライグマやハクビシン等の駆除対策の推進★	特定外来生物等対策事業	特定外来生物等のアライグマ、ハクビシンを市民の依頼を受け箱罠を使用し、防除を市内全域で行っている。	B: 予定どおりに実施した	環境課
			アライグマやハクビシン等の駆除	農地に獣害が出没した際に箱罠を設置。捕獲した場合は業者に処分をしてもらう。	B: 予定どおりに実施した	産業活性課
		国との連携による多摩川河川敷の特定外来生物対策(オオキンケイギク等)の推進	特定外来生物等対策事業	継続して検討した。	D: 実施していない	環境課
		クビアカツヤカミキリのように、今後、温暖化が進むと侵入する恐れのある外来生物についての情報収集、関連機関との連携による適切な対策★	サクラ・ウメなどの保全	クビアカツヤカミキリを早期発見し、侵入を防止するとともに、樹木の被害拡大を防ぐ。そのために必要な知識や技術を習得した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		市内の在来植物やサクラ並木等の生育状況の把握及び維持のための適切な処置の実施★	緑道整備事業	例年どおりに維持管理を実施した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
			樹木せん定委託(危険樹木伐採等)	危険樹木49本を伐採、伐根又は強せん定し、アキシマザクラを30本植えた。	B: 予定どおりに実施した	教育総務課

※ 所管課名は令和5年4月1日時点のものとする。

個別目標1－1 水辺環境を保全・活用する

（1）河川、用水路の水辺環境の保全

事業名	多摩川魅力体験事業
担当課	環境部 環境課

美しい多摩川フォーラム主催の「水」大学講座（全4回）を実施しました。

講座では、小倉紀雄（東京農工大学名誉教授）講師による、水の重要さ、水資源、水循環、水質などをテーマに、身近な水環境について学びました。



多摩川「水」大学（講座の様子）

（2）水辺環境の有効活用

事業名	水辺の楽校事業
担当課	環境部 環境課

あきしま水辺の楽校運営協議会（市民、市、国土交通省）において、多摩川でカヌー教室・水難救助訓練を開催し、多摩川の自然について楽しく学びました。また、あきしま水辺の楽校運営協議会では、市内の小学校を対象に総合的な学習にも協力しています。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内 容	中止	中止	カヌー教室及び水難救助訓練を実施 ※市内の小学3年生以上の児童が参加(22名) その他、総合学習として「春・秋の野草観察」を実施

※ 令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち



カヌー教室の様子



水難救助訓練の様子

事業名	多摩川クリーン作戦
担当課	都市整備部 管理課

多摩川を大切にする心と活動の輪を広げ、市民参加による河川敷の清掃や美化を進めるため、多摩川クリーン作戦として、一斉清掃を行っています。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実 施 月 日	4月8日	5月12日	中止	中止	中止
参 加 人 員	2,518名	2,446名			
収集した廃棄物量	1,880kg	1,890kg			

※ 令和2・3・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

個別目標 1－2 清らかにあふれ出る水を守る

(1) 湧水の保全

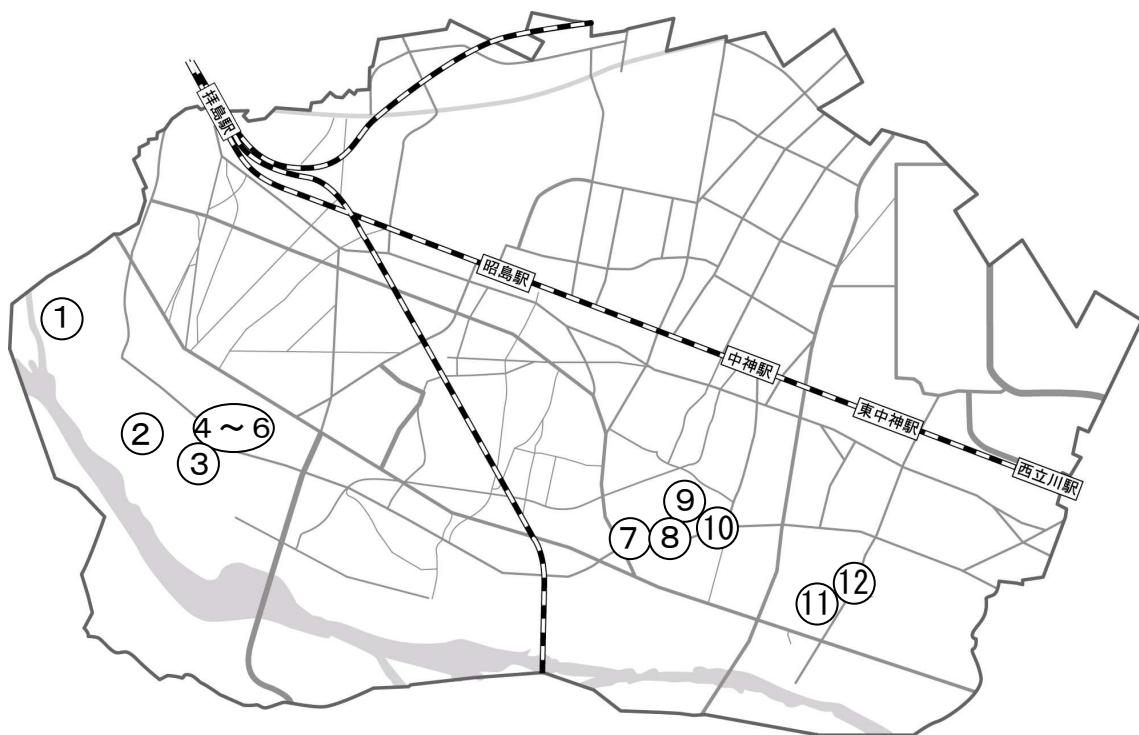
事業名	湧水の保全
担当課	環境部 環境課

多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。なお、本市で管理している福島町・中神町・宮沢町・大神町・田中町の崖線緑地については、良好な状態を保つため、年間を通して委託業者による管理を実施しています。

事業名	公害調査・測定等事業 (※湧水量及び湧水水質分析調査は81頁参照、湧水の説明は96頁参照)
担当課	環境部 環境課

市内12か所の湧水の状況を把握するため、湧水量等の調査を行っています。平成27年度からは、年2回だった調査を年4回に増やし、四季ごとの湧水の状況を調べました。そのうち、湧水量の多い3か所(龍津寺・拝島大師・諏訪神社)について水質分析調査を行いました。

湧水量調査位置図



①	都営拝島団地下	⑦	諏訪神社
②	龍津寺	⑧	個人住宅
③	花井の井戸	⑨	熊野神社
④	拝島公園	⑩	福巖寺
⑤	おねいの井戸	⑪	広福寺
⑥	拝島大師	⑫	井戸出の清水

(2) 地下水100%の水道水の維持・活用

事業名	奥多摩・昭島市民の森事業
担当課	環境部 環境課 水道部 工務課

「奥多摩・昭島市民の森」は、開設以来、毎年実施していましたが、令和2・3年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。



森林教室（令和元年度の様子）

(3) 水循環の促進

事業名	雨水貯留槽設置負担事業
担当課	水道部 工務課 環境部 環境課

自然な水の循環をはかるために、雨水を貯留し利用する貯留施設を設置する方に、購入に要する費用の助成を行いました。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助 成 件 数	12件(13基)	7件(10基)	13件(14基)	13件(13基)	13件(13基)

※ 雨水貯留槽の助成件数のうち（）書きは設置基数です。

事業名	雨水浸透施設設置助成金
担当課	都市整備部 下水道課

湧水等の保全をはかるため、雨水浸透施設設置費の助成を行い、雨水の地下への浸透をはかりました。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助 成 件 数	2件(9基)	4件(16基)	1件(5基)	1件(5基)	1件(6基)

※ 雨水浸透施設の助成件数のうち（）書きは浸透ますの設置基数です。

個別目標1－3 崖線をはじめとする貴重な緑地を保全する

(1) 崖線緑地の保全

事業名	崖線緑地保全事業
担当課	環境部 環境課

委託業者による年間管理を実施しました。また、崖線緑地における危険地域3箇所の安全対策工事を実施しました。

(2) 樹林地の保全

事業名	樹木・樹林保存事業
担当課	環境部 環境課

平成17年度から保存樹木のせん定補助制度を導入し、年々緑地等が減少してきている中で、崖線緑地の保全をはかりながら、樹林地の公有化などについても、機会を捉え東京都などに要望しています。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保 存 樹 木	117本	113本	109本	114本	109本
せん定	7本	5本	10本	9本	6本
保 存 樹 林	4,637m ²	4,637m ²	3,218m ²	3,218m ²	3,218m ²

※ 保存樹木の本数及び保存樹林の面積は、それぞれ各年度末時点での実績。

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

事業名	地域の歴史・文化財と一体となった社寺林等の保全
担当課	生涯学習部 アキシマエンシス管理課

浄土古墳公園について、6月に除草作業を、2月には植木のせん定作業を行い、美化清掃活動に力を注ぎました。



浄土古墳公園

個別目標 1－4 まちなかに花と緑をいっぱいにする

(1) まちなかの緑の保全・創出

事業名	花の応援事業
担当課	環境部 環境課

花植えボランティアや拝島第二小学校、昭和中学校、多摩辺中学校の協力を得て、春と秋の年2回、駅前花壇、市道植栽ますなどに季節の花を植え、まちを花で飾りました。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
花 の 種 類	マリーゴールド ニチニチソウ ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ¹ ノースポール キンギョソウ アリッサム	マリーゴールド ニチニチソウ ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ¹ ノースポール キンギョソウ アリッサム	マリーゴールド ニチニチソウ ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ¹ ノースポール キンギョソウ アリッサム	マリーゴールド ニチニチソウ ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ¹ ノースポール キンギョソウ アリッサム	マリーゴールド ベコニア ペンタス ポーチュラカ パンジー ¹ ノースポール キンギョソウ アリッサム
株 数	24,920株	25,000株	22,400株	24,800株	24,400株



花畠の植栽（エコパーク）秋



花壇・プランターの植栽（本庁前）秋

基本目標1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

事業名	緑化推進事業
担当課	環境部 環境課

家庭での緑化意識を高め、緑豊かなまちづくりを推進するため、春は環境緑花フェスティバル（本庁舎駐車場）、秋は昭和公園（自由広場）にて、苗木の有料配布を実施しています。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
春	310本	315本	中止	中止	中止
秋	225本	225本	220本	中止	中止

※ 令和2年度（春）、令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

事業名	昭島市エコ・パークの100本桜の活用
担当課	環境部 ごみ対策課

平成30年度に作成したパンフレットを希望者に配布しています。

個別目標1－5 子どもから高齢者まで憩える公園緑地を確保する

(1) 憩える公園緑地の確保

事業名	公園維持管理事業
担当課	都市整備部 管理課

市内巡回や市民からの通報により景観や通行の妨げとなっている樹木を中心にせん定作業等を行いました。

年 度	令和4年度
実 施 公 園 数	8か所
せん 定 本 数	39本
伐 採 本 数	20本
植 替 え 本 数	14本

事業名	緑道整備事業
担当課	都市整備部 緑道課

緑豊かな住環境の実現に向けて、立川基地跡昭島地区に緑道を整備（サークルベンチの設置、ウッドチップ舗装、あきしま桜の植樹など）しました。



緑道の様子（もくせいの杜）

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

(2) 公園緑地の多面的利用の推進

事業名	昭島市公共施設アダプト事業
担当課	市民部 生活コミュニティ課 都市整備部 管理課

広報の掲載やチラシによりアダプト活動の周知を行っています。また、5年以上活動している団体には市から表彰を行っており、令和4年度は4団体を表彰しました。



活動の様子（モニュメントへの植栽）



活動の様子（植樹帯の植栽）

個別目標 1－6 多機能空間として農地を維持する

(1) 農地の保全

事業名	生産緑地指定事業
担当課	都市計画部 都市計画課

農地等を適正に保全するため、生産緑地の追加指定を行いました。

事業名	特定生産緑地指定事業
担当課	都市計画部 都市計画課

生産緑地の安定的な保全を目的とした特定生産緑地制度（指定から30年経過した生産緑地の10年延長）により、令和5年1月時点で約37haの特定生産緑地を指定しました。

(2) 農業用水路の維持と活用の推進

事業名	水辺の散歩道
担当課	都市整備部 管理課 環境部 環境課

昭和用水沿いに完成した「水辺の散歩道」は、市とアダプト制度で活動している市民などの協働により市内に残された水辺の自然環境を保全し、水辺や緑に親しめる憩いの場として利用されています。

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち



水辺の散歩道

事業名	農業用水維持管理事業
担当課	環境部 環境課

昭島用水土地改良区を中心に、市民及び関係機関との協働による農業用水路の適切な維持管理を実施しました。また、令和元年度には小規模土地改良事業、令和2年度から令和4年度にかけては、公共土地改良事業として、老朽化した用水路の補修工事を実施しました。

(3) 都市農業の理解促進、農を通じた体験交流の促進

事業名	市民農園
担当課	市民部 産業活性課

市民が農作物の栽培を通して土と触れ合い昭島都市農業に関する理解を深めること等を目的に市民農園を開設しています。1年10か月の期間で全43区画が利用されています。

第一市民農園	第二市民農園
20 m ² (18区画/月額1,200円)	20 m ² (19区画/月額1,200円)
25 m ² (5区画/月額1,500円)	25 m ² (1区画/月額1,500円)

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

事業名	学校給食での地場野菜の使用
担当課	市民部 産業活性課

地産地消を推進するため、学校給食への昭島産農畜産物の提供を行っています。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
種 類	長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 梨 米 卵	長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 さやいんげん ナス 梨 米 卵	長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 ほうれん草 ナス 押島ねぎ おふくろ大根 かぶ ゴボウ 里芋 京イモ 梨 米 卵	長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 さやいんげん ナス 押島ねぎ おふくろ大根 ゴボウ 里芋 ノラボウ ピーマン 梨 米 卵	長ネギ 大根 白菜 玉葱 ニンジン キャベツ 小松菜 さやいんげん ナス 押島ねぎ おふくろ大根 かぶ ゴボウ 里芋 里芋 ピーマン トマト ジャガイモ キュウリ 梨 米 卵

個別目標 1－7 多様な生き物と共生するまちをつくる

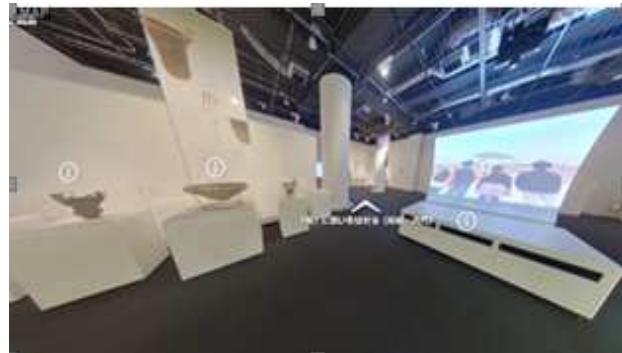
(1) 生物の実態把握

事業名	生物多様性事業
担当課	環境部 環境課

市民や市民団体との協力のもと、動植物等の生物調査の実施に向け継続して検討しています。

事業名	水と緑に関する郷土資料の作成
担当課	生涯学習部 アキシマエンシス管理課

デジタルアーカイブズの新たなコンテンツとして、郷土資料室の展示をバーチャル空間で楽しめる「昭島市郷土資料室バーチャルツアー」と、「空から昭島市を見てみよう！（ドローン空撮遺跡史跡マップ）」を作成し、公開しました。



昭島市デジタルアーカイブズのイメージ画像

基本目標1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

事業名	昭島の水と緑を巡る散策コースのPR
担当課	生涯学習部 アキシマエンシス管理課

社寺林や文化財とその周辺の水と緑を市民と協働で継承していくために、市民が歴史や文化に関わる周辺の景観に接する機会を広げることを目的に、毎年市内にある社寺や指定文化財を徒步で巡ります。

実施月日	コース	参加者数
中止※	東京都指定天然記念物「拝島のフジ」開花時の拝島公園内史跡案内	-
10月22日	昭島駅北口コース	15人
11月3日	木造大日如来(金剛界)坐像ほか2件の特別公開、文化財ボランティアによる大日堂・拝島公園周辺の史跡説明	22人

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。



「文化財めぐり」昭島駅北口コース案内



大日堂・拝島公園周辺の史跡説明

(2) 水と緑のネットワークの保全・創出

事業名	農業用水の確保
担当課	環境部 環境課

年間を通して用水路の適正な管理、破損箇所の補修、雑草等の草刈り及びせん定作業を実施しています。また、多摩川からの取水についても、適正に管理を行っています。

事業名	エコロジカル・ネットワークの形成に向けた在来種の植栽
担当課	都市整備部 建設課

工事における緑化には極力在来種を使用し、エコロジカル・ネットワークの保全・創出を図っていきます。令和4年度については、対象となる工事は行われていません。

(3) 生物の生息・生育拠点の保全・創出

事業名	キンランの生育地の保全
担当課	環境部 ごみ対策課

環境コミュニケーションセンター内にあるキンラン生息域にロープで囲いを施し、保全を行っています。また、環境課で実施している環境活動リーダーにおいても、キンラン生息地の保全活動を行っています。

基本目標1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

事業名	学校や公園緑地内における生物の生育・生息空間の創出・維持
担当課	学校教育部 教育総務課

平成14年度に設置し、平成30年度に更新をした成隣小学校のビオトープの維持管理を実施しました。

(4) 在来生物の保全と外来生物対策

事業名	アライグマやハクビシン等の駆除
担当課	環境部 環境課 市民部 産業活性課

特定外来生物であるアライグマや重点対策外来種であるハクビシンは、市内でも目撃情報や被害相談が多い野生動物です。これらは高い繁殖能力を持つ特徴から、このまま個体数が増え続けると生活環境での被害の増加や将来的に生態系への影響も懸念されます。本市は、被害の拡大防止及び生態系の保全のため、捕獲用の罠の貸出しをしています。令和4年度はアライグマを43頭、ハクビシンを10頭捕獲し、駆除しました。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アライグマ 捕獲数	6頭	24頭	47頭	41頭	43頭
ハクビシン 捕獲数	8頭	9頭	5頭	12頭	10頭

事業名	特定外来生物等対策事業
担当課	環境部 環境課

全国的に外来生物の被害が拡大しており、市内でも被害が発生しています。外来植物であるナガミヒナゲシやオオキンケイギクは市内でも多く生育しているのが確認できます。

また、クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリなどの昆虫の外来種は、都内近郊や近隣市でも目撃情報が増えています。特にクビアカツヤカミキリは特定外来生物に指定され、樹木を衰弱させ枯死させるおそれがあるため、防除が必要です。

これらの外来生物等について、市ではホームページ等で情報提供や駆除を呼び掛けています。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

●施策実施状況

★：重点的な取組

【実施状況の評価基準】

S：完了 A：予定以上に実施した

B：予定どおりに実施した

C：実施しているが、予定どおりに実施できなかった

D：実施していない

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
2 健康に暮らせる生活環境を守るまち	1(1)	道路沿道を中心とした大気、騒音のモニタリング調査の実施と関係機関への要請(必要に応じて)	公害調査・測定等事業	小荷田交差点ほかで一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び窒素酸化物の定期的なモニタリング調査を実施した。また、自動車騒音調査も実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課
		水質、土壤、地下水(災害対策用井戸を含む)のモニタリング調査の定期的な実施と工場事業場等への指導	公害調査・測定等事業 災害対策用井戸水水質検査	工場排水を直接多摩川へ排水している事業者に対し、水質調査を実施した。 市内28か所の井戸水について水質検査を実施した。	B:予定どおりに実施した B:予定どおりに実施した	環境課 防災安全課
		国、東京都によるモニタリング調査に関する情報の収集、必要な対策等の検討	光化学スモッグの周知	緊急時連絡体制の整備と、発令時及び解除時の事務処理。	B:予定どおりに実施した	環境課
		ダイオキシン類などの有害化学物質の定期的なモニタリング調査の実施、結果の公表	公害調査・測定等事業	大気内の有害化学物質の調査として、ダイオキシン類の調査を実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課
1(2)	府用車等の次世代自動車(ZEV)への切り替えの推進	電気自動車購入(R2年度実施)	電気自動車の購入。	S:完了	総務課	
		電気自動車用急速充電器の設置、運用	電気自動車用急速充電設備の設置、運用。	S:完了	総務課	
		昭島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	計画の中に、電気自動車などの次世代自動車の導入促進に努めることを記載した。また、府内全体で、自動車を買い替える際は、次世代自動車を導入するようしている。	B:予定どおりに実施した	環境課	
		市民及び事業者における次世代自動車(ZEV)の普及促進	環境緑花フェスティバル等での周知	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境緑花フェスティバルが中止となり、実施していない。	D:実施していない	環境課
	大気汚染や騒音の軽減を目的とした所管機関への拡幅整備工事の要請、市道の道路整備の推進	公害調査・測定等事業	小荷田交差点ほかで一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び窒素酸化物の定期的なモニタリング調査を実施した。また、自動車騒音調査も実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課	
		市道の整備促進	実施計画に基づき市内主要道路の改修を行った。	B:予定どおりに実施した	建設課	
		子どもや車いすでも安全に歩行できるような歩道の整備	快適な歩行空間の推進	交通弱者(視覚障害者)の要望に基づき、その通行に必要となる誘導ブロックの整備を行った。	A:予定以上に実施した	建設課
1(3)	航空機騒音に関する定期的な測定と監視	航空機騒音に関する定期的な測定と監視	定期的に測定し、四半期ごとに広報及びホームページにおいて測定結果を公表した。	B:予定どおりに実施した	基地・涉外担当	
		航空機騒音調査事業	市内3か所(固定2カ所、移動1か所)での航空機騒音測定の実施。	B:予定どおりに実施した	環境課	
	飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関する関係機関への要請	飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関する関係機関への要請	市単独及び市議会と合同で防衛省及び北関東防衛局への要請を行った。	B:予定どおりに実施した	基地・涉外担当	

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
2 健康に暮らせる生活環境を守るまち	1(3)	基地周辺環境整備の充実に向けた関係機関への要請(住宅防音工事の対象範囲や補助対象施設の拡大、補助額の増額)	基地周辺環境整備の充実に向けた関係機関への要請(住宅防音工事の対象範囲や補助対象施設の拡大、補助額の増額)	市単独及び市議会と合同で防衛省及び北関東防衛局への要請を行った。	B: 予定どおりに実施した	基地・涉外担当
		学校、その他公共施設の防音整備の継続	防衛施設周辺対策事業	令和6・7年度に予定している共成小学校の除湿温度保持機能復旧工事の設計委託を実施した。	B: 予定どおりに実施した	教育総務課
			学校、その他公共施設の防音整備の継続	防音事業関連維持事業補助金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金を利用し、防音整備を行った。	B: 予定どおりに実施した	基地・涉外担当
		航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関する関係機関への要請	航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関する関係機関への要請	横田基地周辺市町基地対策連絡会と合同で関係機関への要請を行った。	B: 予定どおりに実施した	基地・涉外担当
	1(4)	大規模小売店舗の出店における周辺環境対策の推進	昭島市宅地開発等指導要綱に基づく指導	申請のあった事業者に対して周辺影響範囲の環境整備の指導をした。	B: 予定どおりに実施した	地域開発課
		住宅や工場などの混在する地区及び近隣における環境問題に関する関係者との協議、指導の実施	公害調査・測定等事業	住宅や工場などの近隣における公害、苦情の調査と関係者への指導、関係調整。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		清掃センター焼却炉の適正な管理	清掃センター焼却炉の適正な管理	焼却施設修繕を実施し、安定稼働を維持しながら周辺環境の保全を図った。	B: 予定どおりに実施した	清掃センター
		野焼きや小型焼却炉等の規制に関する啓発及び使用的規制の推進	廃棄物の野外焼却禁止に関する啓発	野焼行為の相談受け付け及び、現場での指導を行った。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		有害化学物質や光化学スモッグやPM2.5等の原因となるVOC(揮発性有機化合物)の排出削減に関する情報提供	化学物質の適正管理	化学物質の適正管理を周知、年間の使用量報告を受け付ける。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進	環境保全啓発事業	環境美化を目的とした啓発看板の設置、窓口での貸し出し、路面シートの貼り付け。	B: 予定どおりに実施した	環境課
2(1)	ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進	ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進	ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進	適宜看板を設置した。	B: 予定どおりに実施した	ごみ対策課
		ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進	ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進	市内の不法投棄回収、ポイ捨て看板設置等を行い、環境美化を推進した。	B: 予定どおりに実施した	清掃センター
		道路、公園、水路などの公共施設の計画的清掃の推進	公園・道路清掃	老朽や破損した公園施設の修理点検等を行った。また、除草や清掃を行うことにより快適に使用できるよう作業を行った。	B: 予定どおりに実施した	管理課
			環境保全啓発事業	あきしま街なみクリーンアクション実行委員会の運営と市内クリーン運動の計画、実施。	B: 予定どおりに実施した	環境課
	各駅周辺における自転車等駐車場の整備と放置自転車対策の推進	自転車等駐車場維持管理	指定管理者であるシルバー人材センターの自転車等駐車場の担当者に対して、自転車等駐車場管理業務に関するアンケート調査を実施し、アンケート結果の集計表を作成し、業務改善の参考とした。	B: 予定どおりに実施した	交通対策課	
		放置自転車対策	放置自転車クリーンキャンペーンとして昭島駅北口にて啓発ポケットティッシュの配布やヤオコー西武立川駅前店へのポスター掲示の依頼や、中神駅南口の商店街一帯の店舗へ啓発チラシの配布を行った。	B: 予定どおりに実施した	交通対策課	

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
2 健康に暮らせる生活環境を守るまち	2(1)	まちをきれいにする条例、東京都受動喫煙防止条例に基づく喫煙ルールの周知・徹底	環境保全啓発事業	近隣市と連携し喫煙マナーアップキャンペーンを実施。	B:予定どおりに実施した	環境課
			受動喫煙防止に関する啓発事業	市内JR4駅の南北計8か所に喫煙ルールを周知する啓発看板を設置する。(R2年度)	S:完了	健康課
		路上喫煙の防止、受動喫煙の防止についての普及促進	環境保全啓発事業	近隣市と連携し喫煙マナーアップキャンペーンを実施。	B:予定どおりに実施した	環境課
			市内公共施設4箇所への喫煙スペース設置	市役所、公民館、総合スポーツセンター、松原町コミュニティセンター、各敷地内に喫煙スペースを設置した。(R元年度)	S:完了	健康課
		空き地などの適正管理の推進	空地など適正管理	草の越境、害虫、害獣の発生など近隣住民からの相談を受け付けし、対応を実施。	B:予定どおりに実施した	環境課
	2(2)	飼い犬の登録率の向上、狂犬病予防接種率の向上	狂犬病予防事業	狂犬病予防接種の向上のため3年間未接種の飼い主(385頭)へはがきを出した。	B:予定どおりに実施した	環境課
		猫によるふん・尿被害、鳴き声、ごみ漁りなどによる被害の軽減、地域猫活動の推進	飼い主のいない猫対策事業	猫不妊去勢手術費補助金交付及び市内ボランティアとの地域猫の情報の共有を実施。	B:予定どおりに実施した	環境課
		動物愛護精神の向上	飼い犬の登録率の向上、狂犬病予防接種率の向上	毎年、飼犬の登録や狂犬病予防注射の実施について、広報あきしまやホームページで周知している。	B:予定どおりに実施した	環境課
		ムクドリの糞害・騒音に対する対応策の検討	樹木せん定	市内巡回や市民からの通報により景観や通行の妨げとなっている街路樹を中心にせん定作業等を行った。	B:予定どおりに実施した	管理課

※ 所管課名は令和5年4月1日時点のものとする。

個別目標2－1 健康で安全な生活環境を確保する

(1) 大気、水質、騒音などのモニタリング調査の実施

事業名	大気調査 (※ 環境基準は96頁参照)
担当課	環境部 環境課

市内で交通量の多い国道16号線小荷田交差点での一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び窒素酸化物の定期的な大気モニタリング調査を行いました。

(1) 一酸化炭素 (CO)

・ 調査方法	大気中の一酸化炭素自動計測器を使用し、非分散赤外線吸収法により短期的評価で行いました。短期的評価とは、連続する 24 時間における 1 時間値の平均値と、各 1 時間値または 8 時間平均値とを環境基準に比較して、2 つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。
--------	---

【 5 月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素 (CO) 濃度は 0.2~0.3 ppm の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【 12 月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の一酸化炭素 (CO) 濃度は 0.2~0.4 ppm の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

なお、12月5日8:00~20:00の間、停電により欠測だったため、測定を9日まで延長し、9日の同時間帯の測定値を測定結果としました。

一酸化炭素測定結果 (単位 : ppm)

項目 月日	一酸化炭素(CO)				
	最小値	最大値	日平均値 (環境基準<10)	8時間平均最大値 (環境基準<20)	評価
5月11日(水)	0.2	0.4	0.3	0.3	○
5月12日(木)	0.2	0.4	0.2	0.3	○
5月13日(金)	0.2	0.6	0.3	0.5	○
5月14日(土)	0.2	0.5	0.3	0.4	○
5月15日(日)	0.2	0.5	0.3	0.4	○
5月16日(月)	0.2	0.5	0.3	0.3	○
5月17日(火)	0.2	0.4	0.3	0.3	○

12月2日(金)	0.2	0.4	0.2	0.3	○
12月3日(土)	0.2	0.5	0.3	0.4	○
12月4日(日)	0.2	0.4	0.3	0.3	○
12月5日(月)	0.2	0.6	0.3	0.4	○
12月6日(火)	0.2	0.5	0.3	0.4	○
12月7日(水)	0.2	0.5	0.3	0.4	○
12月8日(木)	0.2	0.6	0.4	0.5	○

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

・調査方法 β 線吸収法の測定装置を使用し、短期的評価で行いました。

【5月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、0.014~0.021 mg/m³の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【12月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の浮遊粒子状物質濃度は、0.008~0.011 mg/m³の範囲で変動し、期間を通してほぼ一定に推移しました。

なお、12月5日8:00~20:00の間、停電により欠測だったため、測定を9日まで延長し、9日の同時間帯の測定値を測定結果としました。

浮遊粒子状物質測定結果 (単位: mg/m³)

項目 月日	浮遊粒子状物質(SPM)			
	最小値	日平均値 (環境基準<0.10)	1時間最大値 (環境基準<0.20)	評価
5月11日(水)	0.011	0.020	0.036	○
5月12日(木)	0.011	0.021	0.043	○
5月13日(金)	0.006	0.014	0.026	○
5月14日(土)	0.008	0.016	0.031	○
5月15日(日)	0.007	0.019	0.029	○
5月16日(月)	0.007	0.018	0.034	○
5月17日(火)	0.010	0.018	0.026	○

12月2日(金)	0.004	0.008	0.014	○
12月3日(土)	0.004	0.009	0.013	○
12月4日(日)	0.003	0.008	0.015	○
12月5日(月)	0.004	0.009	0.015	○
12月6日(火)	0.004	0.010	0.018	○
12月7日(水)	0.004	0.009	0.013	○
12月8日(木)	0.005	0.011	0.016	○

(3) 氮素酸化物 (NO_x)

・調査方法 化学発光法の測定装置を使用し、調査を行いました。二酸化窒素における環境基準の評価にあっては、本来採用すべき長期的評価(年間)が不可能なので、短期的評価で行いました。

【5月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の日平均値の変動は、一次生成物質である一酸化窒素濃度は、0.004~0.017 ppmで午前の時間帯に上昇し、二次生成物質である二酸化窒素濃度は、0.009~0.020 ppmで夕方の時間帯にやや高めの値を示したものの、期間を通してほぼ一定に推移しました。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

【12月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の日平均値の変動は、一次生成物質である一酸化窒素濃度は、0.004~0.019 ppmで午前の時間帯に上昇し、二次生成物質である二酸化窒素濃度は、0.009~0.022 ppmで夕方の時間帯にやや高めの値を示したもの、期間を通してほぼ一定に推移しました。

なお、12月5日8:00~20:00の間、停電により欠測だったため、測定を9日まで延長し、9日の同時間帯の測定値を測定結果としました。

窒素酸化物測定結果

(単位: ppm)

項目 月日	一酸化窒素(NO)			二酸化窒素(NO ₂)			
	最小値	最大値	日平均値	最小値	最大値	日平均値 (環境基準<0.06)	評価
5月11日(水)	0.000	0.029	0.010	0.006	0.025	0.014	○
5月12日(木)	0.001	0.018	0.007	0.003	0.024	0.011	○
5月13日(金)	0.004	0.034	0.017	0.010	0.031	0.020	○
5月14日(土)	0.001	0.028	0.008	0.005	0.019	0.012	○
5月15日(日)	0.001	0.009	0.004	0.005	0.018	0.009	○
5月16日(月)	0.003	0.028	0.013	0.007	0.026	0.018	○
5月17日(火)	0.002	0.063	0.014	0.005	0.036	0.014	○

12月2日(金)	0.002	0.043	0.018	0.010	0.023	0.017	○
12月3日(土)	0.002	0.030	0.013	0.005	0.029	0.016	○
12月4日(日)	0.001	0.012	0.004	0.003	0.018	0.009	○
12月5日(月)	0.002	0.086	0.014	0.003	0.025	0.016	○
12月6日(火)	0.001	0.025	0.010	0.009	0.025	0.018	○
12月7日(水)	0.003	0.066	0.019	0.010	0.030	0.018	○
12月8日(木)	0.004	0.067	0.019	0.010	0.040	0.022	○

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

・調査方法	環境省告示第33号(H21.9.9)濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定した質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器により調査を行いました。微小粒子状物質における環境基準の評価にあっては、本来採用すべき長期的評価(年間)が不可能なので、短期的評価で行いました。
-------	--

【5月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の微小粒子状物質の平均は16 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。濃度は、14~19 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲で変動しましたが、期間を通してほぼ一定に推移しました。

【12月の調査結果】

調査期間中に環境基準を超過した日はありませんでした。調査期間中の微小粒子状物質の平均は6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。濃度は、5~8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲で変動しましたが、期間を通してほぼ一定に推移しました。

なお、12月5日8:00~20:00の間、停電により欠測だったため、測定を9日まで延長し、9日の同時間帯の測定値を測定結果としました。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

微小粒子状物質測定結果 (単位 : $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

項目 月日	微小粒子状物質 (PM2.5)			
	最小値	最大値	日平均値	評価
5月11日(水)	9	31	17	○
5月12日(木)	11	35	19	○
5月13日(金)	10	22	14	○
5月14日(土)	8	25	14	○
5月15日(日)	8	30	17	○
5月16日(月)	10	31	16	○
5月17日(火)	11	24	16	○

項目 月日	微小粒子状物質 (PM2.5)			
	最小値	最大値	日平均値	評価
12月2日(金)	1	12	5	○
12月3日(土)	2	9	6	○
12月4日(日)	0	12	5	○
12月5日(月)	1	14	7	○
12月6日(火)	2	16	8	○
12月7日(水)	2	10	5	○
12月8日(木)	4	14	8	○

大気調査位置図



基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	アスベスト対策
担当課	環境部 環境課

アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれる天然の鉱物繊維で、耐火性、耐熱性、防音性、電気絶縁性などの特性を有しており、安価な工業材料であることから、様々な用途に利用されてきました。

しかし、アスベストの繊維は、極めて細いため、浮遊しやすく吸入されやすい特徴があり、飛散したアスベスト繊維を長期間、大量に吸入することによる健康への影響が明らかになっております。また、アスベストの用途は3,000種類以上に上るといわれておりますが、その9割以上が建築資材の原料として使用されている実態にあります。

市では、大気汚染防止法及び東京都環境確保条例に基づき、吹付けアスベスト及びアスベスト保温材を使用している建築物の解体・改修工事などを行う場合には、事前の届出や、立川労働基準監督署及び東京都多摩環境事務所と市による立入り検査を通じて、アスベストの飛散防止の徹底を図りました。

また、令和4年4月から建築物・工作物の解体・改修工事は、アスベスト含有の有無に関わらず事前調査結果の報告が義務付けられました。市ではこの報告を基に立入検査を実施し、施工方法の指導などを実施しています。

なお令和4年度において、届出のあった特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法）は1件、石綿飛散防止方法等計画届出書（東京都環境確保条例）は1件でした。

実施年度	令和4年度
事前調査結果報告件数	450件
立入検査件数	74件

事業名	燃料使用量調査（※ 燃料用重油の硫黄分含有率の基準は110頁参照）
担当課	環境部 環境課

大気汚染の原因となる物質のひとつに、硫黄酸化物(SO_x)があります。燃料に含まれている硫黄分が燃焼に伴って変化したもので、ボイラーなどの固定発生源から多く排出されています。

市では、東京都環境確保条例に基づき、日最大300L以上の重油を使用する工場及び指定作業場について、燃料の使用量及び硫黄分の調査を行っています。なお、令和4年度は、対象事業所が5事業所ありました。そのうち、硫黄分含有率の基準を超えた重油を使用した事業所はありませんでした。

燃料使用量調査結果

事業所	令和2年度	令和3年度		令和4年度	
	年間使用量(L)	年間使用量(L)	割合(%)	年間使用量(L)	割合(%)
1	26,741	32,189	120.4	21,482	80.3
2	706,950	533,603	75.5	765,110	108.2
3	46,708	51,927	111.1	53,421	114.4
4	181,963	155,450	85.4	161,657	88.8
5	828,680	905,332	109.2	859,374	103.7
合計	1,791,042	1,678,501	93.7	1,861,044	103.9

※ 割合は、令和2年度の燃料使用量を100%とした比率です。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	自動車交通騒音調査
担当課	環境部 環境課

(1) 要請限度 (※ 要請限度は99頁参照)

自動車交通による騒音の状況を把握するため、騒音が顕著とみられる10地点で騒音測定を行いました。測定については、集音マイクを通して自動計測する機器によって24時間連続の3日間で行い、等価騒音レベルで算出しました。なお、調査期間中、昼夜の時間区分において、要請限度を超過した地点は1点でした。交通騒音調査結果については次のとおりです。

自動車交通騒音調査測定結果 (等価騒音レベル 単位 : dB)

地点	道路名	所在地	測定期間	時間区分別平均値(昼)	時間区分別平均値(夜)	用途地域	車線数	要請限度区域	要請限度 昼 : 夜
A	一般国道16号線	緑町5-19	R4.10.25～R4.10.28	66	64	準住居地域	4	b	75 : 70
B	一般国道16号線	緑町4-25		72	71	準住居地域	5	b	75 : 70
C	一般国道16号線	田中町2-28	R4.11.22～R4.11.25	70	68	準住居地域	5	b	75 : 70
D	主要地方道29号線	田中町2-16	R4.12.13～R4.12.16	71	67	第1種中高層住居専用地域	2	a	75 : 70
E	都道162号線	昭和町3-6	R4.11.8～R4.11.11	64	59	第1種中高層住居専用地域	2	a	75 : 70
F	市道昭島17号	朝日町4-23		63	60	近隣商業地域	2	c	75 : 70
G	主要地方道59号線	福島町3-24	R4.12.7～R4.12.10	69	68	第1種中高層住居専用地域	3	a	75 : 70
H	主要地方道29号線	福島町2-25	R4.12.20～R4.12.23	71	68	準住居地域	4	b	75 : 70
I	都道162号線	つつじが丘2-2	R5.3.7～R5.3.10	63	59	第1種中高層住居専用地域	2	a	75 : 70
J	市道昭島17号	武藏野2-3		65	60	準工業地域	2	c	75 : 70

※ 要請限度とは、自動車騒音がこの限度を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれる認めるときに、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請できる騒音限度を言います。
(99頁「騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度」を参照。)

自動車交通騒音調査位置図 (要請限度)



(2) 常時監視

自動車交通による騒音の状況を把握するため、道路交通センサスをもとに環境省が指定した区間において、1年を代表する一日24時間の騒音測定、交通量調査、車速調査、状況調査などを行い、当該区間の道路端より50m範囲の住居の騒音暴露状況、騒音レベルを評価しました。結果については、東京都と環境省へ報告しています。

【令和4年度調査個所】

調査日：令和5年2月6日

地点	路線名	調査場所	評価対象戸数	戸数/達成率			
				昼・夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼・夜とも基準値超過
A	一般国道16号線	拝島町4-7	137	112/81.7%	23/16.8%	0/0%	2/1.5%
B	一般国道16号線	拝島町2-2	680	384/56.5%	129/19.0%	0/0%	167/24.5%
C	立川青梅線	中神町2-37	1435	1430/99.6%	4/0.3%	0/0%	1/0.1%
D	立川青梅線	拝島町3-1	26	26/100%	0/0%	0/0%	0/0%
E	中神停車場線	玉川町5-16	522	521/99.8%	0/0%	0/0%	1/0.2%
F	立川青梅線	東町4-16	383	383/100%	0/0%	0/0%	0/0%

自動車交通騒音調査位置図（常時監視）



基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	公共用水域水質調査（※公共用水域水質調査結果は85頁参照、水質の説明は102頁参照）
担当課	環境部 環境課

河川の水質状況を把握するため、毎年水質調査を実施しています。令和4年度は、多摩川を6回、多摩川を除く公共用水域を2回調査しました。結果は次のとおりです。

なお、多摩川流域の2区17市では、多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、毎年2回合同調査を実施しているほか、関係機関に水質浄化対策を要請しています。

① 多摩川

生活環境項目で基準を超えていた地点と内容は、次のとおりです。

なお、健康項目では異常ありませんでした。

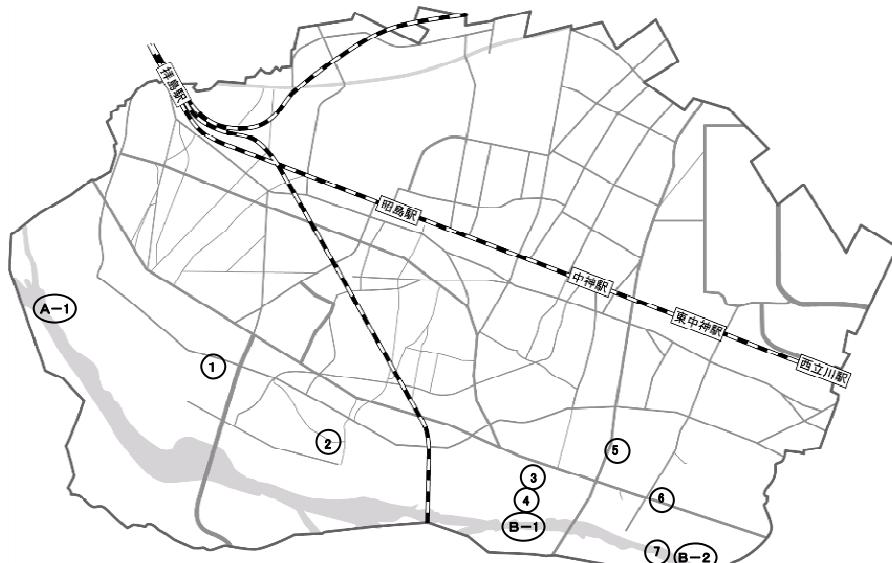
	大腸菌数 [※]	浮遊物質量
A-1 昭和用水引込口	—	0検体
B-1 多摩大橋下（上流）	—	0検体
B-2 立川境	0検体	0検体

※令和4年4月1日に、水質汚濁に係る環境基準の改正が行われ、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を項目から削除し、新たな衛生微生物指標として大腸菌数を追加しました。

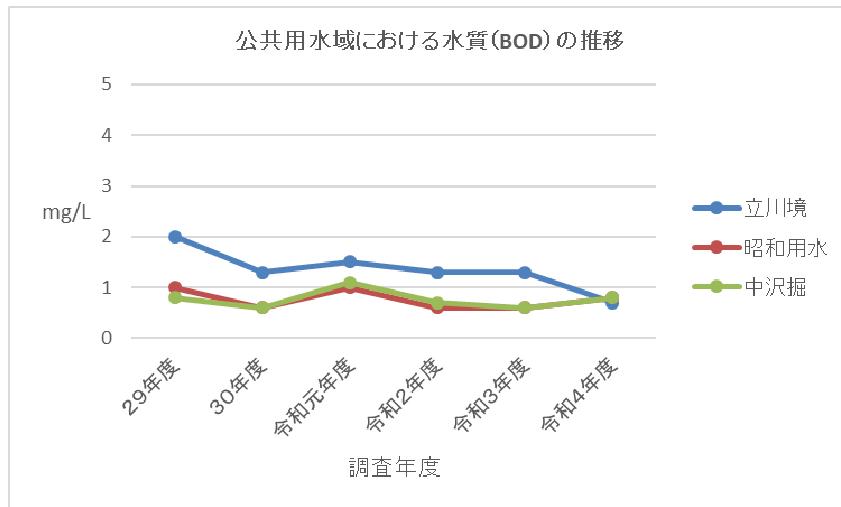
② 多摩川を除く公共用水域

基準はありませんが、生物化学的酸素要求量（BOD）等で高い値を示した地点はありませんでした。

水質調査位置図



多 摩 川	A-1	昭和用水引込口
	B-1	多摩大橋下（上流）
	B-2	立川境
多 摩 川 を 除 く 公 共 用 水 域	1	玉川上水拝島分水路
	2	田中堀
	3	昭和用水
	4	多摩川上流排水樋管
	5	中沢堀
	6	中沢堀昭和用水合流
	7	野水堀排水樋管



事業名	多摩川底生生物調査 (※ 出現種分類学的調査結果等は91頁参照、多摩川底生生物の説明は105頁参照)
担当課	環境部 環境課

この調査は、多摩川に生息する底生生物を調べ、多摩川中流域の生物からみた水質の把握を実施し、河川環境の監視と今後の環境保全の基礎資料とするものです。

(1) 調査地点

多摩川 : 拝島橋上流
多摩川 : 多摩大橋付近

(2) 調査年月日

第1回 : 夏期調査（令和4年7月7日）
第2回 : 冬期調査（令和5年1月6日）

(3) 調査方法

河床に30cm×30cmのコドラー（金属方型枠）を設置し、下流側にDフレームサーバーネットを置いてコドラー内に生息する生物を採取します。採取した生物を10%中性ホルマリンにて固定保存したものを試料とします。

持ち帰った試料は、プランクトンネットに入れて水道水でホルマリンを洗い流した後、肉眼及び実体顕微鏡(10~40倍)により各生物種の同定を行い、種別に個体数を計数します。

(4) 地点別調査結果

① 拝島橋上流

調査地点は、秋川合流点下流部に位置する昭和用水堰直下であり、中州が多く幾つかの川筋に分かれています。採集は堰下流の早瀬で実施しました。調査結果は、次のとおりです。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

夏期調査（令和4年7月7日）

確認種数は、カゲロウ目14種、カワゲラ目1種、トビケラ目8種、ハエ目6種、コウチュウ目5種、その他の動物5種の計39種であり、確認個体数は331個体であった。

最も多く確認された種は、52個体が確認されたアカマダラカゲロウであり、次いでタニガワカゲロウ属、ウスバガンボ属と続いた。

生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法とともに貧腐水性水域（きれいな水域）であった。

冬期調査（令和5年1月6日）

確認種数は、カゲロウ目8種、トビケラ目9種、ハエ目12種、その他の動物1種の計30種であり、確認個体数は550個体であった。

最も多く確認された種は、162個体が確認されたウスバガンボ属であり、次いでフタバコカゲロウ、アシマダラブユ属と続いた。

生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法とともに貧腐水性水域（きれいな水域）であった。

② 多摩大橋付近

調査地点は、多摩川上流水再生センターの放流口付近であり、採集は岩盤の上に礫が堆積して形成された早瀬で実施しました。調査結果は次のとおりです。

夏期調査（令和4年7月7日）

確認種数は、カゲロウ目11種、トビケラ目5種、ハエ目12種、コウチュウ目3種、その他の動物8種の計39種であり、確認個体数は1,013個体であった。

最も多く確認された種は、170個体が確認されたアメリカツノウズムシであり、次いでウデマガリコカゲロウ、コカゲロウ科と続いた。

生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法は貧腐水性水域（きれいな水域）、汚濁指数法は β -中腐水性水域（わりあいきれいな水域）であった。

冬期調査（令和5年1月6日）

確認種数は、カゲロウ目12種、カワゲラ目1種、トビケラ目6種、ハエ目12種、コウチュウ目2種、その他の動物4種の計37種であり、確認個体数は615個体であった。

最も多く確認された種は、190個体が確認されたフタバコカゲロウであり、次いでアシマダラブユ属、ニセテンマクエリユスリカ属と続いた。

生物学的水質判定の結果は、Beck-Tsuda法、汚濁指数法とともに貧腐水性水域（きれいな水域）であった。

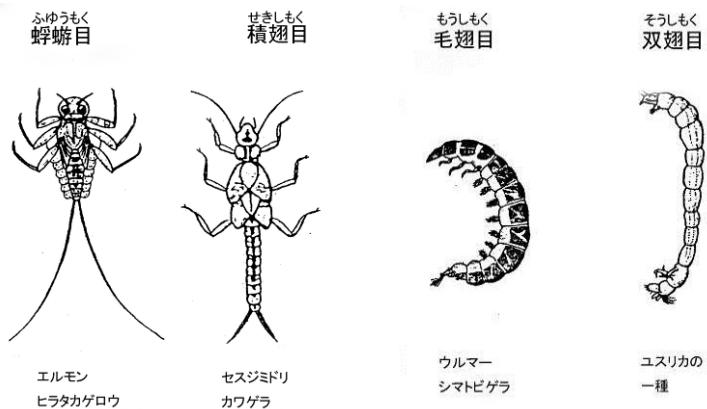
（5）まとめ

今年度の調査では、カゲロウ目21種、カワゲラ目2種、トビケラ目17種、ハエ目19種、コウチュウ目6種、その他の動物10種の計75種が確認されました。調査地点別にみると、拝島橋上流で58種、多摩大橋付近で55種が確認され、両地点ともに多様な生物が生息している結果となりました。

生物学的水質判定結果をみると、拝島橋上流は、両季節ともに2判定方法で貧腐水性水域（きれいな水域）と判定され、多摩大橋付近は、夏期はBeck-Tsuda法で貧腐水性水域（きれいな水域）、汚濁指数法で β -中腐水性水域（わりあいきれいな水域）、冬期は2判定方法で貧腐水性水域（きれいな水域）と判定され、水質は比較的良好であると思われます。例年同様、季節別にみると、拝島橋上流及び多摩大橋付近ともに夏季において確認個体数が少ない結果となりました。

基本目標2

健康に暮らせる生活環境を守るまち



事業名	多摩川魚類調査
担当課	環境部 環境課

この調査は、多摩川における魚類の生息実態を経年的に把握し、水質調査等と合わせて総合的に多摩川の水辺環境を把握するために行っているものです。

(1) 調査場所

- ・拝島橋上流
- ・多摩大橋付近

(2) 調査方法

調査地点において、投網を数回打って魚類を捕獲し、有害物質含有量の分析のため魚体を破碎し、その一部を分析しました。

(3) 調査年月日

令和4年10月6日

多摩川魚類有害物質含有量分析調査結果 (単位: mg/kg)

調査地点	分析項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
拝島橋上流	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀又はその化合物	0.052	0.017	0.041
	PCB	<0.01	<0.01	<0.01
多摩大橋付近	カドミウム	<0.1	<0.1	<0.1
	水銀又はその化合物	0.010	<0.005	0.019
	PCB	<0.01	<0.01	<0.01

事業名	地下水揚水量調査 (※調査結果は92頁参照、規制の説明は105頁参照)
担当課	環境部 環境課

動力を用いるすべての揚水施設（平成28年7月1日以降に設置されたもの。出力が300W以下の家庭用は除く）の設置者は、揚水量を毎年報告することが義務づけられています。

令和4年の市内の井戸からの総揚水量は、14,647,881m³であり、令和3年との比較では、173,220m³増加しました。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	工場排水調査
担当課	環境部 環境課

河川などへ排水している工場のうち、東京都環境確保条例で規制されている物質を使用する工場について、年4回排水調査を行っています。

令和4年度の項目別検体数は20検体あり、20検体すべてが基準に適合していました。

工場排水項目別適合率

項目	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	検体数	適合数	適合率	検体数	適合数	適合率	検体数	適合数	適合率
水 温	4	4	100	4	4	100	4	4	100
水素イオン濃度	4	4	100	4	4	100	4	4	100
生物化学的酸素要求量	4	4	100	4	4	100	4	4	100
浮遊物質量	4	4	100	4	4	100	4	4	100
ノルマルヘキサン抽出物質	4	4	100	4	4	100	4	4	100
亜鉛	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六価クロム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	20	20	100	20	20	100	20	20	100

事業名	苦情処理 (※苦情処理件数は93頁参照)
担当課	環境部 環境課

申し立てられた苦情は、時間帯・場所のほか、近隣関係など主観的要素にも大きく左右される内容が多いいため、評価が不安定であり、法律や条例の規則にもなじみにくいものが多く、各自治体も対応に苦慮しているのが現状です。令和4年度の苦情処理件数は114件であり、令和3年度より59件増えました。苦情の内容も複雑になっており、初動対応で解決するものばかりでなく数回の交渉を重ねて行われ、翌年に繰り越すこともあります。

事業名	光化学スモッグの周知 (※発令基準は102頁参照)
担当課	環境部 環境課

東京都が発令基準に従って光化学スモッグ注意報などを発令すると、市は、光化学スモッグ緊急時連絡体制に基づき、市内129ヶ所に連絡を入れることにより、光化学スモッグ注意報などの掲示板を掲出するなどして、市民の皆さまにお知らせをしています。また、市からの重要なお知らせとして、登録されている市民の皆さまの携帯電話にメール配信も行いました。

令和4年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は、都内全域で7日、市の属する多摩中部地域は3日でした。また、学校情報提供日数は8日でした。

なお、警報の発令及び市内での被害届はありませんでした。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

光化学スモッグ注意報発令日数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都内全域	9日	7日	6日	6日	7日
多摩中部	4日	5日	1日	2日	3日

事業名	ダイオキシン類調査 (※ 環境基準は111頁参照)
担当課	環境部 環境課

市で実施したダイオキシン類大気環境調査の結果は、令和3年度、ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気の環境基準「0.6 pg-TEQ/m³」に適合していました。

(1) 調査目的

市内及び清掃センター周辺における大気環境中のダイオキシン類について、その実態を把握する。

(2) 調査内容

ダイオキシン類 調査対象物質	ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDDs)	9種
	ポリ塩化ジベンゾ - フラン (PCDFs)	11種
	コプラナ - ポリ塩化ビフェニル (Co - PCBs)	12種

※ 試料の採取及び分析方法：24時間連続大気採取、毒性等価係数はWHO-TEF(2006)を使用。

※ 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に準拠。

ダイオキシン類大気環境調査結果 (単位: pg-TEQ/m³)

調査地点名	5月 12~13日	11月 10~11日
① 滝山台見晴公園	0.0064	0.01



(2) 自動車等の対策の推進

事業名	環境緑花フェスティバル等での周知
担当課	環境部 環境課

例年、環境緑花フェスティバル開催時に次世代自動車（ZEV）の展示等を行い、来場者への周知を行っています。（令和4年度はフェスティバルが開催中止）

事業名	市道の整備促進
担当課	都市整備部 建設課

実施計画に基づき、市内主要幹線道路の改修を行いました。

市内主要幹線道路改修状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
路線数	5路線	4路線	4路線	3路線	3路線
改修延長	1,263m	774m	1,325m	665m	1,027m

事業名	快適な歩行空間の推進
担当課	都市整備部 建設課

快適な歩行空間の整備を進めていきます。令和4年度は交通弱者（視覚障害者）の通行に必要となる誘導ブロックの整備を行いました。



誘導ブロックの設置状況

(3) 航空機騒音対策の推進

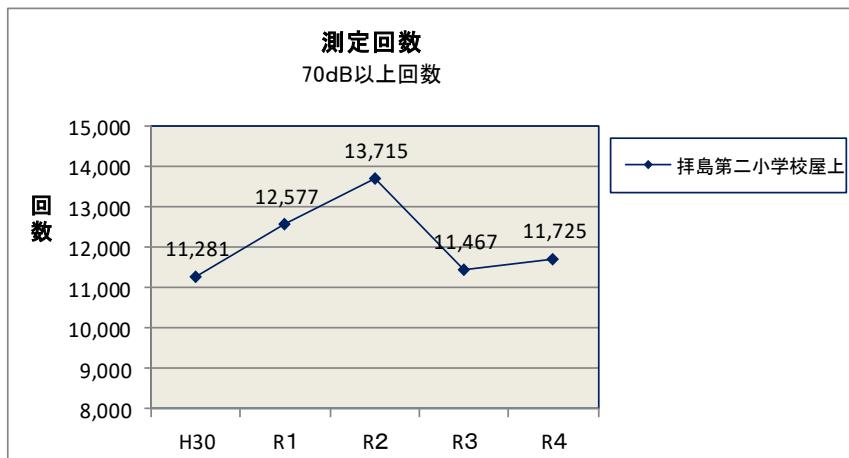
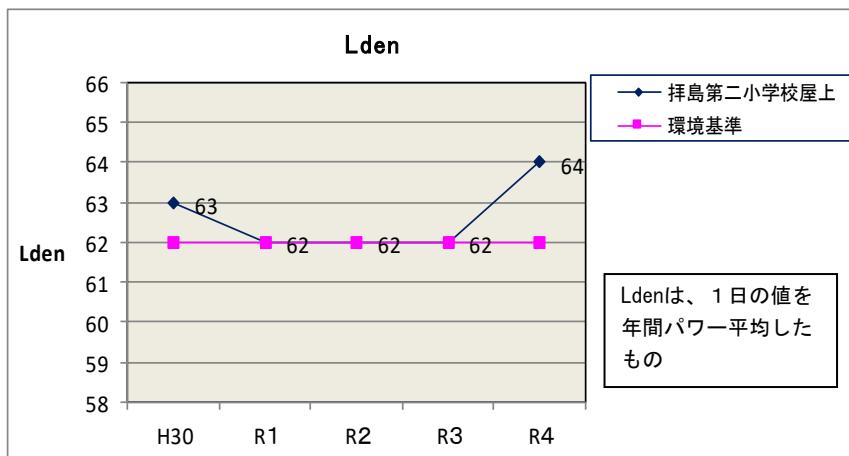
事業名	航空機騒音調査事業
担当課	企画部 基地・涉外担当 環境部 環境課

市域北側に位置する横田基地は、米空軍の極東における主要な輸送中継基地として、現在、C V-2 2オスプレイをはじめ、大型輸送機を中心に、航空機の離着陸が昼夜の別なく行われています。本市は、この横田基地に隣接し、飛行コースの直下にあたるため、航空機の騒音によって市民生活やまちづくりにさまざまな影響を受けており、これらの実態を把握するため拝島第二小学校に測定局を設置しました。近年、従来の飛行ルート以外の地域からの苦情が多くなったことから、飛行実態把握をするため、令和3年10月より市民会館・公民館屋上に新たな測定局を設置しました。現在、市内2カ所で年間を通じた騒音調査を実施しています。

1 測定結果

(1) 拝島第二小学校屋上

令和4年度の拝島第二小学校屋上での測定結果は、Lden64、測定回数11,725回となりました。

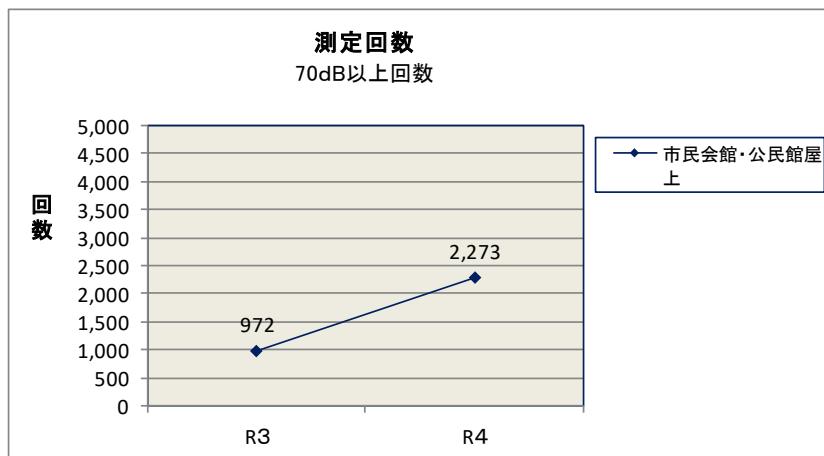
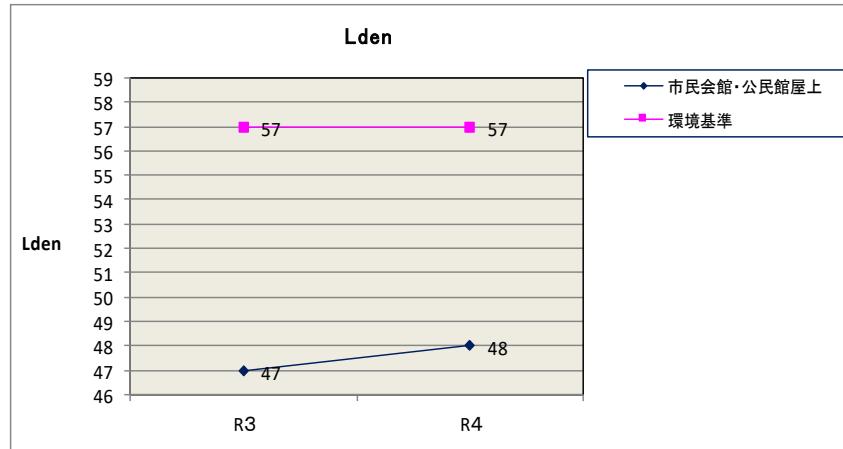


【測定方法】 暗騒音（飛行時以外のその場所における騒音）より8dB以上大きい音が5秒以上継続したものを対象に70dB以上の回数を記録しています。

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

(2) 市民会館・公民館屋上

令和4年度の市民会館・公民館屋上での測定結果は、Lden48、測定回数2,273回となりました。また、令和3年度の測定期間は令和3年10月から令和4年3月までとなります。



【測定方法】 暗騒音（飛行時以外のその場所における騒音）より 6 dB以上大きい音が 8 秒以上継続したものを対象に70 dB以上の回数を記録しています。

※ Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、1日に発生したすべてのエネルギーを合計し、1秒当たりの評価値として表したもので。時間帯による騒音の感じ方を加味し、騒音が発生する時間帯ごとにエネルギー量に重み付けを行い評価します。

事業名	飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関する関係機関への要請
担当課	企画部 基地・涉外担当

飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関し、市は、市議会とともに、防衛省及び北関東防衛局への要請を行いました。

要請年月日	要請名	要請先
令和4年7月 13 日	基地周辺整備に関する要請書	防衛大臣、北関東防衛局長

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	基地周辺環境整備の充実に向けた関係機関への要請（住宅防音工事の対象範囲や補助対象施設の拡大、補助額の増額）
担当課	企画部 基地・涉外担当

基地周辺環境整備の充実（住宅防音工事の対象範囲や補助対象施設の拡大、補助額の増額）に向け、市は、市議会とともに、防衛省及び北関東防衛局への要請を行いました。

要請年月日	要請名	要請先
令和4年7月13日	基地周辺整備に関する要請書	防衛大臣、北関東防衛局長

事業名	学校、その他公共施設の防音整備の継続
担当課	企画部 基地・涉外担当

防衛省補助事業により、市内の小・中学校、その他公共施設の防音整備を継続して実施しています。

令和4年度実施事業

事業名	事業内容
共成小除湿温度保持機能復旧工事(設計)	良好な学習環境の確保のため、共成小校舎空調設備復旧工事の実施設計を実施。
庁舎外壁等改修工事	施設の老朽化に対応するため、庁舎の外壁、屋上防水及び防災設備の改修工事を実施。(継続費2か年の1年目)

事業名	航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関する関係機関への要請
担当課	企画部 基地・涉外担当

航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査等に関し、市は、市議会とともに、防衛省及び北関東防衛局への要請を行いました。

要請年月日	要請名	要請先
令和4年7月13日	基地周辺整備に関する要請書	防衛大臣、北関東防衛局長

(4) 安全な生活環境の確保

事業名	廃棄物の野外焼却禁止に関する啓発
担当課	環境部 環境課

平成13年4月から新たに東京都環境確保条例が施行されました。これにより、家庭や事業所での廃棄物の焼却（野外焼却一般、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却等）が禁止されました。

市では、市民などからの通報や公害パトロールにおいて、条例に違反する焼却を行っていることを発見した場合は指導を行っています。令和4年度においては、6件の指導を行いました。

事業名	化学物質の適正管理（※ 調査データは95頁参照、適正管理化学物質の説明は108頁参照）
担当課	環境部 環境課

平成13年度より適正管理化学物質(59種類)を年間100kg以上使用する事業所は、東京都環境確保条例に基づき届け出ることになりました。

また、国では、化学物質排出把握管理促進法（P R T R 法）で規定しています。この両制度の目的は、事業者が自ら化学物質の環境への排出量等を把握し、設備の改善や使用の合理化など排出量の削減に向けた自主的な取組を進めていくためのものです。令和4年度は、19の事業所から東京都環境確保条例に規定されている化学物質のうち、25種類の化学物質の届出がありました。

市内のVOC（アセトン、イソプロピルアルコールなどの揮発性有機化合物）の使用量は、約3,032トン、環境への排出量は約69トンでした。使用量に占める排出量の割合は約2.3%であり、そのほとんどは大気中に排出されています。

個別目標2－2 快適な街なみをつくる

(1) まちなかの美化活動の推進

事業名	環境保全啓発事業
担当課	環境部 環境課

自治会、事業者をはじめ様々な団体、個人がボランティア清掃活動に取り組んでいるなかで、ごみのポイ捨てをしない美化意識の高揚をはかる取組として、例年、各自治会や事業者、団体の協力を得てゴミゼロデーである5月30日を含む約2週間の期間で市内クリーン運動を実施しています。過去2年間は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しましたが、令和4年度は実施しました。

市内クリーン運動実施状況

実施年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
実施日	5月26日～6月3日			5月28日～6月5日
参加団体数	71団体			56団体
参加人数	1,892人			1,217人
可燃ごみ	597袋	中 止	中 止	368袋
不燃ごみ	56袋			53袋
プラスチック	54袋			43袋
資源ごみ	32袋			24袋

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	放置自転車対策
担当課	都市整備部 交通対策課

交通安全上通行の妨げとなる放置自転車等への警告、撤去（移送）、引き取り手のない自転車を市内輪業組合及びリサイクル業者へ売却処分、輪業組合は再整備後リサイクル自転車として販売しました。

また、駅前放置自転車クリーンキャンペーン期間中に放置自転車等をなくすため、警視庁、鉄道事業者、自転車等駐車場管理員の協力により昭島駅北口において啓発活動を実施いたしました。

令和4年度 放置自転車等撤去実績

放置自転車等撤去台数	553台
返還台数	223台
リサイクル台数	314台

令和4年度 放置自転車クリーンキャンペーン実施状況

期日	場所	内容
7月20日	昭島駅北口	啓発ポケットティッシュ等の配布（市単独）
10月28日	中神駅南口商店街	店舗へ啓発チラシ等の配布

令和4年度 啓発看板等整備状況

設置物	設置数
路面シート	20枚
看板	3枚



路面シート



放置禁止区域看板

基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

事業名	環境保全啓発事業
担当課	環境部 環境課

清潔で快適な地域環境をつくるため、路上での歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て禁止の徹底を図ることを目標に掲げ、たばこを吸う人も吸わない人も共に未成年者の喫煙を防止し、吸わない人にも理解される喫煙マナーの向上を呼びかけています。喫煙マナーアップキャンペーンについては、例年は産業まつり会場や市内の駅で年7回ほど実施していますが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえつつ、福生市とは拝島駅で、立川市とは西立川駅で合同による喫煙マナーの呼びかけや啓発品の配布を実施いたしました。

喫煙マナーアップキャンペーン実施状況

名 称	期 日	場 所	内 容
産業まつりキャンペーン	中止		
福生市合同開催	11月1日	拝島駅	啓発、清掃活動
立川市合同開催	3月3日	西立川駅	啓発、清掃活動
青梅線沿線5市合同開催	中止		

啓発看板等設置状況

設置物	設置数
路 面 シ 一 ト	17枚
マ ナ 一 看 板	225枚



喫煙マナーアップキャンペーン



路面シート

(2) 動物の適正飼育と野生鳥獣の保護・管理の推進

事業名	狂犬病予防事業
担当課	環境部 環境課

犬を飼い始めた方は、犬が生後90日を経過したら30日以内に犬の登録をしなければなりません。これまで登録の際に鑑札を発行していましたが、令和4年6月1日より、マイクロチップ情報の登録制度が始まり、マイクロチップを装着し環境省のマイクロチップ情報登録サイトに登録された場合はマイクロチップが鑑札とみなされ、環境省から市へ登録情報が通知されるため市の窓口での登録手続きは不要となりました。

また、狂犬病の発生とまん延を防ぐため、犬の飼い主には飼い犬に毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。注射を受ける時期は4月から6月が望ましいとされていますが、市が設ける集合注射会場、もしくは個別に動物病院で注射し、狂犬病予防注射済票の交付を受けることができます。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度末登録数	5,379頭	5,489頭	5,379頭	5,582頭	5,924頭
狂犬病予防注射済票交付数	3,771件	3,697件	3,857件	3,758件	3,935件

事業名	飼い主のいない猫対策事業
担当課	環境部 環境課

飼い主のいない猫は全国的に増え、生活環境に対しふん尿、ゴミ荒らし、鳴き声などのトラブルを起こすことが問題となっています。市ではこうした被害や問題を防止し、不幸な猫を減らすために、地域猫活動に取り組んでいます。

これ以上飼い主のいない猫を増やさないため、地域猫活動として飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施した方に対し、手術費用の一部を補助する制度を実施しています。令和4年度は地域猫19匹分の不妊・去勢手術費用の補助をしました。

令和5年4月からは、申請者の負担を軽減するため補助金額を増額し、また麻酔処置後に手術済であることが判明した場合の処置費用も補助します。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請数	65頭	47頭	62頭	69頭	19頭

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

●施策実施状況

★：重点的な取組

【実施状況の評価基準】

- S : 完了 A : 予定以上に実施した
- B : 予定どおりに実施した
- C : 実施しているが、予定どおりに実施できなかった
- D : 実施していない

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	1(1)	省エネルギーに配慮したライフスタイルの普及	省エネ家計簿WEB版・アプリ版	市ホームページや、広報あきしま3月15日号にて掲載。また、市公式LINE・ツイッターでPRを行い、各市立会館へチラシの配布を行った。	A: 予定以上に実施した	環境課
		あきしま省エネ家計簿(web版、アプリ)の普及拡大	省エネ家計簿WEB版・アプリ版	6月の環境パネル展にて啓発パネルを展示し、新エネルギー機器等普及促進補助金の申請者に交付決定通知書と合わせてチラシを157件郵送した。 また、3月15日号広報あきしまにて記事を掲載した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		省エネルギーに配慮した機器の利用促進★	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	令和4年中に新たに設置した機器に対し、補助金を交付。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		再エネ電気の選択についての普及促進	省エネルギーに配慮した機器の利用促進	広報あきしまにおいて、カーボンニュートラルに関するコラムを毎月掲載し、その中で省エネルギーに配慮した機器の利用を促した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		市民に対するグリーンカーテンの普及啓発	グリーンカーテンの普及啓発	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境緑花フェスティバルが中止となり、グリーンカーテン講習会は中止となった。	D: 実施していない	環境課
		環境に配慮した商品の選択、エシカル消費についての普及啓発	グリーン購入	広報あきしま9月1日号にて令和3年度グリーン購入実績の記事を掲載。	B: 予定どおりに実施した	環境課
	1(2)	家庭のLED照明器具等の導入支援	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	令和4年中に新たに設置した機器に対し、補助金を交付。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		イベント開催時における地球温暖化や気候変動対策(緩和策・適応策)に関する資料の配布と普及啓発	あきしま省エネ家計簿(web版、アプリ)の普及拡大	環境パネル展でパネル展示を実施。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		東京都が実施する省エネ診断や研修会などに関する情報提供	環境配慮事業者ネットワーク	クール・ネット東京のメールマガジン等を会員事業者へ転送。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		公共施設の改修等に合わせた計画的な省エネ機器の導入、断熱改修の実施	公共施設等総合管理計画推進事業費	公共施設の改修等に合わせ、省エネ機器の導入や断熱改修を実施する。	B: 予定どおりに実施した	行政経営担当
2(1)	公共施設でのグリーンカーテンの実施	公共施設における再生可能エネルギーの利用拡大★	公共施設等総合管理計画推進事業費	公共施設における再生可能エネルギーの利用を拡大する。	B: 予定どおりに実施した	行政経営担当
		グリーンカーテンの普及啓発		掲示板を利用し、全府的に啓発を実施した。	C: 実施しているが、予定どおりに実施できなかった	環境課
		グリーンカーテンの実施		庁舎外壁等改修工事を実施したため、中止した。	D: 実施していない	総務課
		グリーンカーテンの実施		アサガオ・ゴーヤなど。	B: 予定どおりに実施した	生活コミュニティ課
		グリーンカーテンの実施		子育てひろばなしのき及びほりむこうの施設南側に朝顔・ゴーヤ・ルコウソウを育てグリーンカーテンを実施した。	B: 予定どおりに実施した	子ども子育て支援課
		環境コミュニケーションセンターでのグリーンカーテンの実施		朝顔のグリーンカーテンを実施した。	B: 予定どおりに実施した	ごみ対策課

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	2(1)	公共施設でのグリーンカーテンの実施	公共施設でのグリーンカーテンの実施	壁面グリーンカーテンを設置した。	B: 予定どおりに実施した	清掃センター
			公共施設でのグリーンカーテンの実施	公共施設内においてグリーンカーテンとなる植物(ゴーヤ等)を育て、省エネ・緑化の推進に努めた。	B: 予定どおりに実施した	区画整理課
			公共施設でのグリーンカーテンの実施	学校給食共同調理場の屋外通路で植物(ゴーヤ)を育て、グリーンカーテンを作り、緑化推進に努めた。	B: 予定どおりに実施した	学校給食課
			グリーンカーテン実施	例年、春から種を栽培してグリーンカーテンを作っていたが、令和4年度は種子を入手できず、実施には至らなかつた。	D: 実施していない	市民会館・公民館
		環境マネジメントシステムの適切な運用	環境マネジメントシステム	新たな環境基本計画の策定により、4月1日付でマニュアルの抜本的見直しを実施。4月にEMS全体説明会、7月に環境監査員養成研修、8月に環境監査、9月に環境監査結果報告会議、12月にマネジメントレビューを実施。	B: 予定どおりに実施した	環境課
	2(2)	再生可能エネルギーを利用した防災拠点等の整備★	太陽光発電パネルの避難所への配備	令和2年度に避難所全43箇所に太陽光発電パネルの配備が完了した。	S: 完了	防災安全課
		太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの普及と導入の支援★	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	令和4年中に新たに設置した機器に対し、補助金を交付。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		太陽光パネルや蓄電池の導入による再生可能エネルギーの自家消費の推進★	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	令和4年中に新たに設置した機器に対し、補助金を交付。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		家庭・業務・産業用燃料電池の普及促進★	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	令和4年中に新たに設置した機器に対し、補助金を交付。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		持続可能で低炭素な自立・分散型エネルギーの拡大に向けた普及啓発★	住宅・建物等での導入補助の周知 立川基地跡地昭島地区民間利用街区まちづくりガイドラインに基づく誘導	ホームページや広報あきしまを活用して周知した。 申請のあった事業者に対して、緑空間の形成や低炭素化住宅整備の誘導をした。	B: 予定どおりに実施した	環境課 地域開発課
	2(3)	住宅・建物等での導入補助の周知★	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金	パンフレットを作成し、ホームページへ掲載したほか、市内の公共施設で配布を実施した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		庁用車等の次世代自動車(ZEV)への切り替えの推進(再掲)	電気自動車購入(R2年度実施)	電気自動車の購入。	S: 完了	総務課
			電気自動車用急速充電器の設置、運用	電気自動車用急速充電設備の設置、運用。	S: 完了	総務課
			昭島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	計画において、公共交通機関の利用促進、エコドライブ等を記載し、庁内の周知に努めている。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		市民及び事業者における次世代自動車(ZEV)の普及促進	市民及び事業者における次世代自動車(ZEV)の普及促進	ホームページや広報あきしまで周知。	B: 予定どおりに実施した	環境課
	2(4)	エコ通勤デーの実施、マイカー利用の自粛等の推進、公共交通機関の利用促進	エコ通勤デー	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、エコ通勤デーは実施を見合わせている。	D: 実施していない	環境課
		森林を守りやす活動の支援促進	樹木・樹林保存事業	保存樹木6本、保存樹林7件に補助金を交付するなど、緑の保全に取り組んでいる。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		森林整備、木材利用などによるカーボン・オフセットの取組の推進★	環境緑花フェスティバル	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境緑花フェスティバルが中止となり、実施していない。	D: 実施していない	環境課

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	3(1) ごみの分別・リサイクルの推進	2(4) フロンの適切な回収と処理に関する普及啓発	フロンの適切な回収と処理に関する普及啓発	令和4年度において実施なし。	D:実施していない	ごみ対策課
		ごみの分別の細分化と分別収集の徹底	ごみの分別の徹底	冊子を全戸配布、アプリを配信した。	B:予定どおりに実施した	ごみ対策課
		ごみの総資源化率の目標の達成に向けたリサイクルの推進	ごみの総資源化率の目標の達成に向けたリサイクルの推進	ごみ対策課と連携をとって検討していく。	D:実施していない	清掃センター
		ごみの減量化に関する市民への啓発	ごみの減量化に関する市民への啓発	ごみとして収集した家具・小物を修理・清掃し無料で提供した。	B:予定どおりに実施した	ごみ対策課
		廃棄物減量等推進員による地域での指導・啓発	廃棄物減量等推進員による地域での指導・啓発	地域で活躍できるようにするため、推進員向けの研修会を実施した。	B:予定どおりに実施した	ごみ対策課
		市民団体による資源回収活動の推進、資源回収奨励金交付制度の拡充	市民団体による資源回収活動の推進、資源回収奨励金交付制度の拡充	奨励金を交付した。	B:予定どおりに実施した	ごみ対策課
		市民のリサイクル活動(フリーマーケット、不用品交換会など)の支援	フリーマーケット、子ども服と本の交換会を開催	フリーマーケット、交換会を開催した。	B:予定どおりに実施した	ごみ対策課
		市内で発生したせん定枝のリサイクル(ウッドチップへの再生等)	ウッドチップの作成	桜94袋(200g入)、雑木19袋(2kg入)、75袋(600g入)を配布した。	B:予定どおりに実施した	環境課
		街路樹等の落ち葉を堆肥化	落ち葉のリサイクル	継続して検討した。	D:実施していない	環境課
	3(2) リユースの推進	レジ袋や容器包装の削減、ワンウェイ製品からリユース可能製品への代替などの推進	レジ袋や容器包装の削減、ワンウェイ製品からリユース可能製品への代替などの推進	ホームページ等で広報した。	B:予定どおりに実施した	ごみ対策課
			リユース食器貸出事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月から休止していた貸出を、令和4年4月25日から再開。令和4年度において、貸出件数は0件であった。	C:実施しているが、予定どおりに実施できなかった	環境課
		過剰包装の自粛やばら売り、詰め替え商品の普及	過剰包装の自粛やばら売り、詰め替え商品の普及	令和4年度において実施なし。	D:実施していない	ごみ対策課
		小売店等との連携による普及啓発	小売店等との連携による普及啓発	令和4年度において実施なし。	D:実施していない	ごみ対策課
		マイボトルの利用など、あらゆる場面でプラスチックを1つ減らす取り組み「プラスチックー1運動」の推進	マイボトルの利用など、あらゆる場面でプラスチックを1つ減らす取り組み「プラスチックー1運動」の推進	施設見学の際に周知したほか、エフエムラジオ立川に出演してPRした。	B:予定どおりに実施した	ごみ対策課
			プラスチックー1運動	令和4年より運用を開始した事務用品のリユースにて、クリアファイルのリユースを行っている。 令和4年度リユース実績 クリアファイル(透明) 提供数:2,043枚、供給数:1,787枚 クリアファイル(色・柄付き) 提供数:935枚、供給数:308枚	B:予定どおりに実施した	環境課
		公共施設でのマイボトル用給水スポットでの水の提供★	マイボトル給水スポット設置事業	令和3年度3月に設置が完了。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、設置後すぐの供用開始を取りやめ、令和3年7月2日から供用開始した。	S:完了	環境課
		市指定収集袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討	市指定収集袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討	原材料のバイオプラスチック・ライスレジン等研究し検討していく。	D:実施していない	清掃センター

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課	
				概要	評価		
するまち ために責任をもって行動可能な地球環境の	3(3)	食品のロス削減に向けた食品ロス実態調査の実施	食品のロス削減に向けた食品ロス実態調査の実施	令和4年度において実施なし。	D:実施していない	ごみ対策課	
		食品ロス対策等の推進に向けた普及啓発	食品ロス対策等の推進に向けた普及啓発	ホームページ等で広報した。	B:予定どおりに実施した	ごみ対策課	
		フードドライブの取組推進	フードドライブの実施	窓口のほか、小学校でも実施した。	A:予定以上に実施した	ごみ対策課	
	3(4)	災害廃棄物処理計画の策定		災害廃棄物処理計画の策定	令和5年度に清掃センターが災害廃棄物処理計画を策定する際の連携、協力。	D:実施していない	ごみ対策課
				災害廃棄物処理計画の策定	令和5年度中に策定予定。	D:実施していない	清掃センター

※ 所管課名は令和5年4月1日時点のものとする。

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

個別目標3-1 持続可能な社会に向けた行動を支援する

(1) 環境に配慮したライフスタイルの普及

事業名	省エネ家計簿WEB版・アプリ版
担当課	環境部 環境課

地球温暖化の原因となる二酸化炭素やごみの排出量を少なくするライフスタイルを心がけ、併せて家計費の節約への励みとするための『省エネ家計簿』を各家庭に配付している『資源・ごみの収集カレンダー』に綴じ込みました。また、この家計簿を使用して市に報告する「あきしま省エネファミリー登録制度」を平成17年度からスタートし、令和4年度までに延べ736ファミリーが登録しています。さらに、家庭における省エネルギーの取組を促進させるため、従来の記述式に加え、誰でも気軽に利用できる省エネ家計簿アプリ版・Web版を構築し、日常で消費するエネルギーの削減効果や消費量の可視化を行うことによって利用者の拡大を図りました。

アプリ版・Web版では、令和4年度に85ファミリーの登録がありました。



省エネファミリー登録状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年度内登録数	58(173人)	79(244人)	55(148人)	46(122人)	85(253人)
累計登録数	471(1,530人)	550(1,774人)	605(1,922人)	651(2,044人)	736(2,297人)

※ () 内は登録人数。

事業名	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金
担当課	環境部 環境課

平成21年度から新エネルギー機器等の普及促進を目的として市内居住住宅に新エネルギー機器等を設置した市民を対象に「昭島市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金制度」を始めました。

平成25年度からは、集合住宅、事務所又は事業所にも対象を拡大しました。

令和4年度補助金交付実績

補助対象機器	補助金交付件数	補助金額
太陽光発電システム	30件	1万5千円(1キロワットあたり) 上限6万円
太陽熱高度利用システム	0件	5万円
太陽熱温水器	1件	2万5千円
燃料電池	57件	5万円
蓄電池	11件	機器費の1/3以内の額 上限5万円
LED照明器具改修工事	15件	工事費等の1/3以内の額 上限10万円
LED照明器具(シーリングライト、ペンダントライト、ダウンライト等)	43件	機器費の1/2以内の額 上限5千円(4台まで)
合計	157件	

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

事業名	グリーンカーテンの普及啓発
担当課	環境部 環境課

環境緑花フェスティバルにおいて、講師を招き市民に向けたグリーカーテン講習会を実施しています。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参 加 人 数	26人	24人	中止	中止	中止

※令和2・3・4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境緑花フェスティバルが中止となり、講習会も中止となりました。

(2) 事業所のゼロエミッションの取組の支援

事業名	環境配慮事業者ネットワークへの周知等
担当課	環境部 環境課

環境配慮事業者ネットワーク参加事業者に対し、東京都が実施する省エネ診断や各種研修会等の情報提供を行いました。

個別目標3－2 脱炭素社会を構築する

(1) 公共施設での省エネルギー、再生可能エネルギー導入の推進

事業名	環境マネジメントシステム
担当課	環境部 環境課

平成15年にIS014001を認証取得し、環境負荷低減のため環境マネジメントシステムを推進してきました。平成26年度からは、これまでの運用実績を生かし、環境マネジメントシステムの全庁への普及拡大を目指すため、IS014001認証を解除し、独自システムの運用を開始しました。環境マネジメントシステムを推進するための方向性を示す「昭島市環境方針（112頁参照）」を全庁に配布するとともに、ホームページでも公表しています。

平成26年度から、環境マネジメントシステムの適正な運用確認のため独自の環境監査を開始しました。システムの透明性を確保するため、監査員には、本市の職員の他、4市連携による府中市、調布市、日野市の職員も参加しました。

(1) 適用範囲

市役所本庁舎、水道部（東部配水場含む）、環境コミュニケーションセンター、清掃センター、市民交流センター、勤労商工市民センター、市民会館・公民館、保健福祉センター、総合スポーツセンター、土地区画整理事務所、学校給食共同調理場、松原町コミュニティセンター、松原町高齢者福祉センター、拝島町高齢者福祉センター、朝日町高齢者福祉センター、アキシマエンシス及び東部出張所

(2) 主な取組内容

適用範囲において各課で環境目標を設定し取組を実施しています。また、その他に職員共通取組として電気使用量等の削減取組を行っています。

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

職員共通の取組目標値

分野名	目標	実績	達成状況
府用車燃料消費	府用車燃料使用(Aバス・青パト除く)から発生する二酸化炭素排出量を、H25年度に対して1台平均40.0%以上削減する。	-49.1%	達成
施設等の電力・燃料消費減※	施設等の電力・燃料使用量に伴い排出される二酸化炭素排出量を、H25年度に対して10%以上削減する。	-15.7%	達成
グリーン購入	全体の購入調達率を96.5%以上とする。	98.4%	達成

※ 二酸化炭素換算による比較。

(3) 取組

5月9～31日	EMS全体説明会(動画)
8月18～19日 8月22～23日	環境監査の実施
10月18日	日野市環境監査派遣
10月17日 ～ 11月2日	調布市環境監査派遣(書面)
11月1日 11月4日	府中市環境監査派遣
12月21日	マネジメントレビュー(市長による見直し)



環境監査

事業名	太陽光発電パネルの避難所への配備
担当課	総務部 防災安全課

令和元年の台風第15号や第19号の被災地域では、大規模かつ長期化する停電が発生し、直接的な影響のみならず、多くの住民や避難者が携帯電話やスマートフォンを使用できず、情報の取得や連絡ができないという事態が発生しました。住民や避難者からは充電ができる場所を求める声が多くあり、市もそのような事態に対応するため、市内の避難所43箇所において、災害時における大規模かつ長期化する停電時でも、市民や避難者が携帯やスマートフォンの充電等ができるよう大容量のポータブル蓄電池と併せて配備しました。



大容量ポータブル蓄電池とソーラーパネル

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

(2) 住宅・建物での省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の推進

事業名	立川基地跡地昭島地区民間利用街区まちづくりガイドラインに基づく誘導
担当課	都市計画部 地域開発課

「個々に省エネ、創エネ、蓄エネ等の低炭素化を図り、環境負荷低減を図る。」という項目を協議調整事項として設けた立川基地跡地昭島地区民間利用街区まちづくりガイドラインを市のホームページに掲載し、周知しました。

また、昭島市宅地開発等指導要綱に基づく申請のあった事業者に対して、ガイドラインに沿った緑空間の形成や低炭素化住宅整備の誘導をしています。

(3) 二酸化炭素(CO₂)を排出しない交通に向けた取組の推進

事業名	市民及び事業者における次世代自動車（ZEV）の普及促進
担当課	環境部 環境課

広報あきしまにおいて、ZEVに関する記事を掲載しました。具体的には、「温室効果ガスを排出せず、環境にやさしいこと」、「非常用の電源として便利なこと」、「乗り心地がよいこと」をZEVのメリットとして説明するとともに、国や東京都の補助金についても紹介しました。

(4) そのほかの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進

事業名	あきしま環境緑花フェスティバルでのカーボン・オフセット
担当課	環境部 環境課

カーボン・オフセットとは、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資する（クレジットを購入する）こと等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。例年、環境緑花フェスティバル開催時には、1トン分のカーボン・オフセットを行っています。

令和4年度はフェスティバルが中止となったため、クレジットの購入は行いませんでした。

個別目標3－3 循環型社会を構築する

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

事業名	ごみ分別の徹底
担当課	環境部 ごみ対策課

ごみの減量と分別の徹底による3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、平成16年10月から、市内全域での戸別収集（集合住宅を除く）を開始しました。

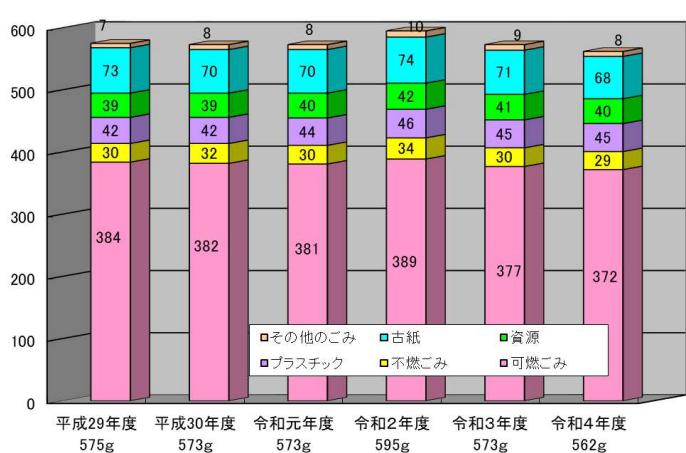
戸別収集実施以降、収集ごみ量は減少傾向にあり、令和4年度の収集ごみ量を平成29年度と比較すると、一人一日あたり13g、2.3%の減量となっています。市民の皆様の分別・減量意識が向上したことがわかります。

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

一人一日あたりのごみ量比較

(単位: g)

		収集ごみ量					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
有料ごみ	可燃ごみ	384	382	381	389	377	372
	不燃ごみ	30	32	30	34	30	29
	小計	414	414	411	423	407	401
	プラスチック	42	42	44	46	45	45
	合計	456	456	455	469	452	446
資源古紙	資源	39	39	40	42	41	40
	古紙	73	70	70	74	71	68
	合計	112	109	110	116	112	108
その他のごみ		7	8	8	10	9	8
総合計		575	573	573	595	573	562
人口(各年10月1日)		113,010	113,284	113,347	113,589	113,840	114,228



戸別収集の様子

事業名	ごみの総資源化の目標達成に向けたリサイクルの推進
担当課	環境部 ごみ対策課

令和4年度のリサイクル率(総資源化率)は、35.6%となりました。引き続き市民、事業者、市で3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、リサイクル率(総資源化率)の向上にご協力ください。

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総資源化率	35.7%	35.4%	36.9%	36.2%	35.6%

事業名	ごみの減量化に関する市民への啓発
担当課	環境部 ごみ対策課

年に2回リサイクル通信を発行し全戸配布しているほか、適宜、ホームページ・ごみ分別アプリ等で情報をお伝えしています。

事業名	廃棄物減量等推進員による地域での指導・啓発
担当課	環境部 ごみ対策課

地域で活躍できるようにするために、推進員向け研修会を開催しています。

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

事業名	市民団体による資源回収活動の推進、資源回収奨励金交付制度の拡充
担当課	環境部 ごみ対策課

自治会や子ども会等の団体に奨励金を交付しています。

事業名	フリーマーケット、子ども服と本の交換会を開催
担当課	環境部 ごみ対策課

毎月第2日曜日（7月・8月・1月を除く）にフリーマーケット、年に2回子ども服と本の交換会を開催しています。

事業名	ウッドチップの作成
担当課	環境部 環境課

市内で発生したせん定枝を利用し、ウッドチップ化して市民に無料配布しています。

以前は、ごみ対策課で行なっているリサイクル展、環境課で実施している苗木有料配布において、配布していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントでの配布を中止し、現在は環境課窓口にてウッドチップを配布しています。

配布チップ	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
桜	2.4kg	21kg	27.8kg	20.2kg	18.8kg
雜木	40.5kg	94.2kg	177kg	153kg	89kg

（2）プラスチック対策の推進

事業名	リユース食器貸出事業
担当課	環境部 環境課

平成28年度に開催したあきしま環境緑花フェスティバル（環境課）、昭島ブランド・フードグランプリ（産業活性課）において、試行的にリユース食器を使用しました。

平成29年4月には、リユース食器使用の可能性を検討すべく、全庁職場へリユース食器使用に関するイベント調査を実施し、平成29年度においても、昭島市総合防災訓練（防災課）、昭島ブランド・フードグランプリ、あきしま環境緑花フェスティバル、2017青少年フェスティバル（子ども育成課）の4イベントにおいて、試行的にリユース食器を使用しました。

これらの試行結果を受け、平成30年7月1日より、ごみの減量化や地球温暖化防止を目的として、市内においてイベント等を開催する団体に対しリユース食器の貸出事業を開始しました。

その結果、令和元年度は1237.16kg-CO₂の温室効果ガスが削減出来ました。この削減量は、スギの木1本が1年間に吸収する量で例えると約88本分になります。

なお、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、貸出を中止としました。また、令和4年度は、感染症への予防対策を十分に行うことができると判断できるイベント等に限り、貸出を再開しましたが、実績はありませんでした。

（単位：個/膳/本）

年度	イベント開催数	食器類	箸 スプーン	使用合計	備考
平成30年度	17回	9,761	4,370	14,131	市4回、一般13回
令和元年度	40回	16,067	5,291	21,358	市3回、一般37回
令和2年度		中止			
令和3年度		中止			
令和4年度	0回	0	0	0	

※ 令和元年度より、あきしま環境緑花フェスティバルでの使用分は除外。

基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

事業名	マイボトルの利用など、あらゆる場面でプラスチックを1つ減らす取り組み「プラスチックー1運動」の推進
担当課	環境部 ごみ対策課

施設見学の際に周知しているほか、エフエムラジオ立川に出演してPRを行いました。令和5年度からは、プラスチックー1運動協力店制度を始める予定です。

事業名	マイボトル給水スポット設置事業
担当課	環境部 環境課

使い捨てプラスチックの削減とその意識啓発や、深層地下水100%の安全でおいしい水のまち昭島をPRすることを目的として、令和3年3月にマイボトル用給水スポットをJR拝島駅、昭島駅、中神駅、東中神駅の駅前ロータリー付近に設置しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、設置後すぐの供用開始を取りやめ、令和3年7月より供用開始しました。また、利用者の利便性及び快適性を確保し、衛生的に管理するため、シルバー人材センターへの清掃委託を実施しています。

(単位:回/m³)

	拝島駅		昭島駅		中神駅		東中神駅	
年度	回数	水量	回数	水量	回数	水量	回数	水量
令和3年度	40,938	16.6	36,121	15.1	33,901	19.5	44,168	21.3
令和4年度	60,130	26.7	41,158	17.1	45,388	21.2	57,192	28.6

※ 回数は、利用者が給水ボタン及びフットスイッチを押した回数のため、利用者数とは一致しない。



給水スポット（中神駅）

(3) 食品ロス対策の推進

事業名	フードドライブの実施
担当課	環境部 ごみ対策課

家庭で食べ切れない食品をごみとして捨てるのではなく、回収拠点に持参してもらい、子ども食堂等に提供しています。なお、令和4年度の回収量は3,186 kgでした。

(4) 災害廃棄物対策

事業名	災害廃棄物処理計画の策定
担当課	環境部 清掃センター

震災、風水害等の災害時に発生する災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理すること、市民の混乱を最小限にすること等を目的に、「昭島市災害廃棄物処理計画」を令和5年度中に策定します。

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

【実施状況の評価基準】

S : 完了 A : 予定以上に実施した

B : 予定どおりに実施した

C : 実施しているが、予定どおりに実施できなかった

D : 実施していない

●施策実施状況

★ : 重点的な取組

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち	1(1)	洪水ハザードマップ・まるごとまちごとハザードマップを活用した啓発★	「昭島市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用した啓発活動	自治会、小中学校などから17件の出前講座及び防災教育の依頼を受け、ハザードマップ等を用いた防災啓発を実施した。	B: 予定どおりに実施した	防災安全課
		用水路や雨水・下水管等の適切な維持管理、雨水排水機能の強化★	長寿命化・防災減災計画	市内2か所の用水路について、国・都の補助金を活用し、補修工事を実施した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
			雨水管清掃委託	苦情対応のため、雨水管507.2m、人孔24か所の清掃を実施した。	B: 予定どおりに実施した	下水道課
		雨水管等の水門の電動・遠隔制御型への切り替え★	雨水排水樋管ゲート改良工事	多摩川へ接続している3か所の排水樋管ゲートの電動開閉器交換及び遠隔監視装置設置等の実施。	S:完了	下水道課
		アンダーパスなど冠水しやすい場所の把握と対策の推進★	浸水対策工事	上川原町一丁目で工事を実施。雨水管78.2m布設し、集水ます5か所を設置した。	B: 予定どおりに実施した	下水道課
		防災行政無線等の各戸に伝わる情報発信手段の充実・強化★	昭島市防災情報サービスに対する補助金交付事業	浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者112件(令和5年3月31時点)に対して、防災行政無線の戸別受信機の設置及び利用についての補助金を交付した。	B: 予定どおりに実施した	防災安全課
		気象災害に備えるための市民の避難行動の周知★	市民向けの防災啓発	防災講話や市ホームページ、広報などを通じ、適宜、日頃からの備えなどの防災に関する意識啓発を図った。	B: 予定どおりに実施した	防災安全課
		降雨時の表面流出の抑制、河川や下水道への流出抑制のための雨水の貯留・浸透機能の確保(樹林地や農地の確保、雨水貯留浸透施設の導入促進)★	雨水貯留槽設置負担事業 雨水浸透施設設置助成金 緑地保全地域の指定拡大	雨水貯留槽設置費負担金の予算確保及び水道部への支払を実施。 1件申請あり。(雨水浸透ます6か所) 継続して検討した。	B: 予定どおりに実施した B: 予定どおりに実施した D: 実施していない	環境課 下水道課 環境課
	1(2)	土砂災害ハザードマップを活用した啓発★	「昭島市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用した啓発活動	自治会、小中学校などから17件の出前講座及び防災教育の依頼を受け、ハザードマップ等を用いた防災啓発を実施した。	B: 予定どおりに実施した	防災安全課
		崖線樹林地の保全、樹木の適正な管理、崖地からの土砂流入対策の検討★	崖線緑地保全事業	委託業者による年間管理を実施。また、危険地域3か所の安全対策工事を実施した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		街路樹等の維持管理の方針又は基準づくりの検討★	公園・街路樹木の再更新指針(案)	老木化及び根株腐朽菌等の侵食により落枝、倒木の恐れがあるものについて、伐採・伐根を行った。	B: 予定どおりに実施した	管理課
		気候変動影響の状況を踏まえた風水害対策の検証	地域防災計画の見直し	令和2年度に令和元年東日本台風の教訓をもとに風水害対策を見直し、地域防災計画の修正を行った。	B: 予定どおりに実施した	防災安全課

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち	1(2)	防災行政無線等の各戸に伝わる情報発信手段の充実・強化★	昭島市防災情報サービスに対する補助金交付事業	土砂災害警戒区域内の居住者23件(令和5年3月31日時点)に対して、防災行政無線の戸別受信機の設置及び利用についての補助金を交付した。	B:予定どおりに実施した	防災安全課
		気象災害に備えるための市民の避難行動の周知★	市民向けの防災啓発	防災講話や市ホームページ、広報などを通じ、適宜、日頃からの備えなどの防災に関する意識啓発を図った。	B:予定どおりに実施した	防災安全課
	1(3)	災害時の備蓄物資、救助用資材の充実	備蓄物資・食糧の確保	年度中に期限を迎える備蓄食糧をフードドライブし、フードドライブした数量分の備蓄食糧を購入し、災害時における想定避難者数約3万人分の備蓄食糧を確保した。	B:予定どおりに実施した	防災安全課
		災害時に利用できる井戸水の確保の検討	災害対策用井戸水水質検査	市内28か所の井戸水について水質検査を実施した。	B:予定どおりに実施した	防災安全課
		防災行政無線等の各戸に伝わる情報発信手段の充実・強化★	昭島市防災情報サービスに対する補助金交付事業	浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者及び土砂災害警戒区域の居住者135件(令和5年3月31日時点)に対して、防災行政無線の戸別受信機の設置及び利用についての補助金を交付した。	B:予定どおりに実施した	防災安全課
		災害廃棄物発生に備えた体制づくり	災害廃棄物発生に備えた体制づくり	災害廃棄物処理計画の策定予定。	D:実施していない	ごみ対策課
			地域防災計画に基づく体制整備	災害廃棄物処理計画の策定予定。	D:実施していない	清掃センター
	2(1)	熱中症予防に対する市民への意識啓発(注意喚起、健康づくり、体力づくり、暑さ指数の周知)★	熱中症予防対策啓発事業	市報やHP、保健事業等で熱中症予防となる生活の工夫、発症の気づきと対処方法について啓発する。	B:予定どおりに実施した	健康課
			高齢者への熱中症注意喚起(熱中症の予防啓発)	6月より地域包括支援センター職員による高齢者世帯への訪問や高齢者福祉センター利用者に対し、熱中症の注意喚起を行った。また、シルバーピアだより6月号に熱中症注意喚起の記事を掲載した。	B:予定どおりに実施した	介護福祉課
		清掃車のスピーカーを利用した市民への注意喚起	清掃車のチャイム(スピーカー)を利用した市民への注意喚起【新規】	清掃車のチャイムを使用し熱中症予防、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の周知放送を実施した。	B:予定どおりに実施した	清掃センター
		「暑さ指数」を基準とした、熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり(熱中症警戒アラートに基づくSNS、メール等による情報発信)の検討★	「暑さ指数」を基準とした熱中症予防の情報伝達手段の検討	熱中症警戒アラート(暑さ指数(WBGT)33°C以上)による熱中症予防の情報伝達について、各課と調整・検討を図り、令和2年度から市民へ熱中症の注意喚起を行っている。令和4年度は、10回発信を行った。	B:予定どおりに実施した	防災安全課
			熱中症予防の周知に係る体制づくり検討会議	「暑さ指数」を基準とした、熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくりの検討。	D:実施していない	健康課
			熱中症警戒アラートへの対応	アラート発令時に、府内メールを活用し、関係部署への周知を実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち	2(1)	「暑さ指数」を基準とした、熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり(熱中症警戒アラートに基づくSNS、メール等による情報発信)の検討	「暑さ指数」を基準とした、熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり(SNS、市民メール等による情報発信)の検討	熱中症警戒アラートが発表されたときは、ツイッターで呼びかけを行った。	B: 予定どおりに実施した	広報課
		熱中症対策のための屋外イベント等での対応基準の設定、イベント開催時期の調整の検討	屋外イベント熱中症対策基準作成	国や都のマニュアルをもとに作成する。	D: 実施していない	健康課
		熱中症対策に対する公共施設での備え(温湿度計、経口補水液、熱中症対策品、木陰づくり、小中学校でのミストシャワーの導入、校庭の芝生の維持など)の充実	熱中症対策に対する公共施設での備え	教育総務課消耗品費で熱中症対策として各校経口補水液3本、塩分補給タブレット1袋、飴1袋購入し、6月30日に配布。	B: 予定どおりに実施した	教育総務課
			緑の学び舎づくり事業	小学校13校及び中学校3校の芝生維持管理委託を実施した。	B: 予定どおりに実施した	教育総務課
			熱中症対策に対する公共施設での備え	一部、温湿度計を設置。成人保健事業においては、経口補水液を常備。	B: 予定どおりに実施した	健康課
		公共施設でのマイボトル用給水スポットでの水の提供(再掲)★	マイボトル給水スポット設置事業	令和3年度3月に設置が完了。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、設置後すぐの供用開始を取りやめ、令和3年7月2日から供用開始した。	S: 完了	環境課
		公共施設での気温・暑さ指数・WBGTに基づく空調・換気の運転指針の検討	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	夏は28°C、冬は19°Cを目安に調節するように計画に記載した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
			地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	夏は28°C、冬は19°Cを目安に調節するように計画に記載した。	B: 予定どおりに実施した	企画政策課
		公共施設での屋外・屋内作業員への注意喚起★	熱中症警戒アラートへの対応	アラート発令時に、庁内メールを活用し、関係部署への周知を実施した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
	2(2)	感染症対策に対する公共施設での備え(マスク、防護服、赤外線サーモグラフィー等)の充実	感染症対策公共施設設備蓄物品準備	新興感染症流行時に備え、衛生用品を整備する。ニトリルグローブやガウン、フェイスシールドなど。	S: 完了	健康課
		関係機関と連携した感染症対応に関する情報収集	感染症予防対策情報収集	新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザなど、感染症に係る情報について情報を収集し、関係部署等に情報発信した。	B: 予定どおりに実施した	健康課
		水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施	蚊が媒介する感染症予防対策	広報及びホームページで情報発信を行った。	B: 予定どおりに実施した	健康課
			水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施	水溜まりができる箇所の点検。	B: 予定どおりに実施した	総務課
			水たまりができる箇所の点検	施設の敷地内で管理員が実施した。	B: 予定どおりに実施した	生活コミュニティ課
			夏の時期に、水溜まりが出来る箇所の点検	子育てひろばなしのき及びほりむこうの園庭にて、水溜まりができるいないかを定期的に点検を実施した。	B: 予定どおりに実施した	子ども子育て支援課

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課	
				概要	評価		
4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち	2(2)	水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施	水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施	水溜まりができる箇所の点検等を実施した。	B:予定どおりに実施した	ごみ対策課	
			水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施	水溜まりができる箇所の点検等を実施したが、報告することはなかった。	B:予定どおりに実施した	清掃センター	
			水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施	区画整理課が管理する事業用地等定期的に見回り雑草・水たまり等を発見し次第適切に対処した。	B:予定どおりに実施した	区画整理課	
			水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施	雨上がりに見回りを行ない、水たまりを発見した際は、水抜き作業を行ったことで、蚊の媒介を防げた。	B:予定どおりに実施した	学校給食課	
			水溜りができる箇所の点検及び蚊が媒介する感染症予防策の実施	敷地内の植込部分やグレーティング部分を点検し、植込みの中に水溜りがあった際には土で埋めたりし、グレーティング部分は定期的に清掃を行った。	B:予定どおりに実施した	市民会館・公民館	
		災害時の感染症対策の体制づくり	水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施	蚊の発生抑制をポスター等で周知。	B:予定どおりに実施した	環境課	
			感染症対策を考慮した避難所開設・運営の検討	令和3年10月に学校避難所運営マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策編」を策定し、非接触型体温計、フェイスシールド、マスク、使い捨てゴム手袋等の感染症対策用品の備蓄を行った。	S:完了	防災安全課	
	3(1)	崖線緑地の地盤調査の実施と維持管理方針(安全と生物多様性の配慮の考え方を含む)の検討(再掲)★	崖線緑地の地盤調査の実施と維持管理方針(安全と生物多様性の配慮の考え方を含む)の検討(再掲)★	崖線緑地保全事業	委託業者による年間管理を実施。また、危険地域3か所の安全対策工事を実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課
			土砂崩れ、水害に伴う生物の生息空間の喪失に関する調査、回復等の対策検討★	崖線緑地保全事業	委託業者による年間管理を実施。また、危険地域3か所の安全対策工事を実施した。	B:予定どおりに実施した	環境課
	3(2)	水道事業への気候変動への影響の調査・検討	水道事業への気候変動への影響の調査・検討	今年度は行わなかったため、今後検討していく。	D:実施していない	業務課	
			水道事業への気候変動への影響の調査・検討	深層地下水流动調査の結果を踏まえて検討しており、気候変動への影響の調査・検討を行う必要性が無いため、実施していない。	D:実施していない	工務課	
		深層地下水流动調査の結果や気候変動に関する情報を踏まえた適応策の検討	深層地下水流动調査	水道部で利用している深層地下水の起源地、流动経路が推測され、市内での水収支の現状が把握された。	S:完了	工務課	
			深層地下水流动調査の結果や気候変動に関する情報を踏まえた適応策の検討	深層地下水流动調査の調査結果から深層地下水の監視地点、監視内容の検討。なお、気候変動に関する検討は実施しなかった。	B:予定どおりに実施した	工務課	
		水道施設での非常用電源の維持	水道施設での非常用電源導入の拡充	中央配水場の自家発電設備の更新を行っており、非常用電源導入の拡充は行っていない。	D:実施していない	工務課	

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち	4(1)	気候変動による影響や適応策についての普及啓発、情報発信	気候変動による影響や適応策についての普及啓発、情報発信	適応策のページを作成し、掲載。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		雨量観測データや気候変動影響予測データなどの情報の活用	雨量観測データや気候変動影響予測データなどの情報の活用	未実施。	D: 実施していない	環境課
		地域気候変動適応センター(東京都が設置予定)と連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供	地域気候変動適応センターと連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供	気候変動適応センターからの情報収集を実施したほか、センター主催の自治体職員向け研修会で講演を実施。	A: 予定以上に実施した	環境課
	4(2)	気候変動適応に関する施策の調査・立案・推進に関する府内体制の構築	府内地球温暖化対策推進本部での検討	議題として挙げることがなかつたため、未実施。	D: 実施していない	環境課
		事業者の事業継続計画(BCP)の策定、適応の観点を組み込んだ事業活動の促進	環境配慮事業者ネットワーク	未実施(過去の事業者意見交換会時に周知)。	D: 実施していない	環境課

※ 所管課名は令和5年4月1日時点のものとする。

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

個別目標4－1 気候災害への備えの充実・強化

(1) 浸水・洪水対策 (2) 土砂災害・風害対策

事業名	「昭島市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用した啓発活動
担当課	総務部 防災安全課

自治会、小中学校などから出前講座及び防災教育の依頼を受け、ハザードマップ等を用いた防災啓発などについて17回実施しました。

令和4年度出前講座一覧（※各講座において防災ガイドブックやハザードマップの説明や展示を実施）

日付	講座名	対象	内容
4月 16日	いつものもしもキャラバン	来店者・市民他	備蓄物資・食料等について
5月 28日	上町自治会防災講話	上町自治会役員及び班長	昭島市防災ガイドブックについて
6月 8日	エフエム立川ラジオ	リスナー	市の防災対策(防災ガイドブック)
6月 19日	第10ブロック防災訓練	第10ブロック自治会員	備蓄物資・食料等について
7月 19日	拝島高校防災講話	全校生徒	水害時に対する昭島市の取組
10月 2日	昭島市聴覚障害者防災講話	昭島市聴覚障害者協会・手話関係団体	災害に備えてできること 災害が発生したときに行うことについて
10月 21日	拝島高校防災講話	一年生	備蓄物資・食料等について
10月 24日	防災講話	ほっとサロンことりの会員	昭島市防災ガイドブックについて 日常備蓄について
10月 29日	防災を考える(青少年とともにあゆむ田中小地区委員会)	田中小学校の生徒・保護者他	「台風・大雨から命を守ろう」(DVD視聴) 防災備蓄倉庫・防災貯水槽の見学・通報訓練
11月 19日	上町自治会防災講話	上町自治会役員及び班長	避難所・避難場所などについて
11月 20日	アウトドア防災で地域を知る	昭島・生活者ネットワークの会員	東中神駅前備蓄倉庫の見学 マンホールトイレ・かまどベンチについて
2月 18日	昭島田中町住宅防災講話	昭島田中町住宅自治会員	防災の心構え 災害時避難行動要配慮者への対応について
3月 8日	イトヨーカドー拝島店防災講話	来店者・市民他	防災の心構えについて
3月 11日	まちづくり昭島北防災施設見学	まちづくり昭島北の会員	市民会館広場のマンホールトイレについて
3月 19日	アウトドアDE防災体験@玉川小学校	昭島地域協議会員 玉川小近隣住民	学校の防災機能について マンホールトイレについて
3月 24日	昭島市災害ボランティアセンター訓練	昭島市災害ボランティアセンター運営委員 昭島社協役職員	昭島市の避難所について
3月 26日	3.11忘れない！みんなでおいでよ春祭り (昭島YOSAKOIカペラ)	イベント参加者(301人参加)	昭島市の避難所について

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

事業名	長寿命化・防災減災計画
担当課	環境部 環境課

昭和用水路における老朽化した水路の補修工事を実施しました。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
工 事 箇 所	中神町二丁目 7番先	中神町二丁目 7番先	中神町二丁目 26番先	郷地町二丁目 37番先
				拝島町五丁目 5番先

※ 令和元年度（小規模土地改良事業）、令和2・3・4年度（公共土地改良事業）

事業名	昭島市防災情報サービスに対する補助金交付事業
担当課	総務部 防災安全課

市内の浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者及び土砂災害警戒区域の居住者135件（令和5年3月31日時点）に対して、防災行政無線の個別受信機の設置及び利用についての補助金を交付しました。

昭島市防災情報サービス利用補助事業に係る申請件数及び契約件数（令和5年3月31日現在）

	土砂災害警戒区域	多摩川浸水想定区域	残堀川浸水想定区域	合計
対象世帯(人数)	173人	697人	424人	1294人
申請件数	34件	171件	59件	264件
対象世帯数に対する割合	20%	25%	14%	20%
設置件数	23件	102件	32件	157件
対象世帯数に対する割合	13%	15%	8%	12%
現在利用件数	23件	86件	26件	135件
対象世帯数に対する割合	13%	12%	6%	10%

事業名	地域防災計画の見直し
担当課	総務部 防災安全課

令和2年度に令和元年東日本台風の教訓をもとに風水害対策を見直し、地域防災計画の修正を行いました。また、風水害対策の見直しとは別に、令和4年5月に東京都防災会議において首都直下型地震等による東京の被害想定が10年ぶりに見直され、新たな被害想定が公表されました。この被害想定を基に、東京都地域防災計画が修正されることに伴い、昭島市地域防災計画についても内容の検討を行いました。

(3) 発災時の対応強化

事業名	備蓄物資・食糧の確保
担当課	総務部 防災安全課

年度中に期限を迎える備蓄食糧をフードドライブし、フードドライブした数量分の備蓄食糧を購入し、災害時における想定避難者数約3万人分の備蓄食糧の確保を行いました。

災害対策用応急食糧

品名	購入数	備考
クリームサンドビスケット	4,200食	
ビスケット	2,400食	
アルファ米	14,400食	白飯、五目御飯
ヒートレスシチュー	3,402食	
ライスクツッキー	2,400食	
クラッカーパン	5,775食	
液体ミルク	864本	
粉ミルク	420缶	
とん汁・けんちん汁	18,000食	
おかゆ	3,600食	白がゆ、梅がゆ

事業名	災害対策用井戸水水質検査
担当課	総務部 防災安全課

災害時に緊急の生活用水として活用できる水源の確保を目的に、災害時協力井戸として協定を締結させていただいている井戸所有者の方を対象に、水質検査を実施しました。検査については、市内を東西地区に分け、隔年で水質検査を行っています。令和4年度は、西地区（田中町・拝島町・緑町・松原町）28か所の井戸水について水質検査を実施しました。

調査項目

No.	項目	水質基準
1	外観	無色透明
2	色度	5度以下
3	濁度	2度以下
4	臭気	異常のないこと
5	PH値	5.8～8.6
6	亜硝酸性窒素	0.04mg/ℓ以下
7	硝酸性及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
8	塩素イオン	200mg/ℓ以下
9	TOC (全有機炭素)	3mg/ℓ以下
10	一般細菌	100個/1ml以下
11	大腸菌群	検出されないこと

個別目標4－2 熱中症や感染症などの健康影響への対策の充実・強化

(1) 熱中症予防・注意喚起

事業名	熱中症予防対策啓発事業
担当課	保健福祉部 健康課

熱中症警戒アラート発出時にホームページ上でお知らせし熱中症予防のための対策について普及啓発しています。公共の建物における掲示板などで熱中症予防の啓発ポスターなどを掲示しました。

事業名	清掃車のチャイム（スピーカー）を利用した市民への注意喚起【新規】
担当課	環境部 清掃センター

清掃車のチャイム（スピーカー）を利用し熱中症予防、新型コロナウイルス感染拡大防止の周知放送の実施をしました。

事業名	熱中症対策に対する公共施設での備え
担当課	学校教育部 教育総務課 保健福祉部 健康課

教育総務課消耗品費で熱中症対策として各校経口補水液3本、塩分補給タブレット1袋、飴1袋を購入し、6月30日に配布しました。

健康課では、保健福祉センター内に温湿度計を設置し、熱中症予防に関して建物内の環境に留意しています。また、経口補水液を常備しています。

事業名	「暑さ指数」を基準とした熱中症予防の情報伝達手段の検討
担当課	総務部 防災安全課 保健福祉部 健康課 環境部 環境課

近年、熱中症による死者数・緊急搬送者数は著しい増加傾向にあり、気候変動等の影響を考慮すると熱中症対策は極めて重要な課題です。熱中症警戒アラート（暑さ指数（W B G T）33°C以上）は、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報です。

熱中症予防の情報伝達について、各課と調整・検討を図り、令和2年度から市民へ熱中症の注意喚起を実施し、令和4年度は防災行政無線及び携帯メール情報サービス、X（旧ツイッター）、ホームページで10回情報の発信を行いました。

熱中症警戒アラート発表状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対 象 月	7月～10月	4月～10月	4月～10月
発 表 日 数	17日	7日	10日

(2) 感染症予防・注意喚起

事業名	感染症対策公共施設設備蓄物品準備
担当課	保健福祉部 健康課

新興感染症に備え、トリニトルグローブやガウン、フェイスシールドなどの衛生用品の備蓄を行いました。

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち

事業名	災害時感染症対策
担当課	保健福祉部 健康課

新型コロナウイルス感染症の蔓延下において、保健所や消防署のアドバイスをもとに、防災課と連携して、感染症対策を講じた避難所開設の具体的に検討・準備を行いました。

令和4年度は災害時に救急救護活動が速やかに実施できるよう三師会の協力のもと地域災害医療連絡協議会を立ち上げました。

個別目標4－3 自然生態系・水資源への影響への対応

(1) 防災対策と生物多様性保全とのバランス確保

事業名	崖線緑地安全対策事業
担当課	環境部 環境課

市で管理している崖線緑地において、近隣住民が安心して安全に過ごすため、安全対策工事として、転落防止柵の設置や土砂の土留め工事を実施しました。

崖線緑地名	対策内容(住所)
福島町崖線緑地	転落防止柵の設置(中神町一丁目4番先)
宮沢町崖線緑地	転落防止柵の設置・土留の設置(中神町二丁目35番先)
田中町崖線緑地	転落防止柵の設置(中神町二丁目4番先)

(2) 持続可能な水道

事業名	深層地下水水流動調査の結果や気候変動に関する情報を踏まえた適応策の検討
担当課	水道部 工務課

深層地下水水流動調査の調査結果から深層地下水の監視地点、監視内容を検討しました。なお、気候変動に関する検討は実施しておりません。

個別目標4－4 気候変動対策（適応策）に関する啓発、情報提供

(1) 情報提供・情報発信

事業名	気候変動による影響や適応策についての普及啓発、情報発信
担当課	環境部 環境課

適応策についてホームページに記事を掲載するほか、6月に開催した環境パネル展でのパネル展示等で啓発を行いました。

基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち



環境パネル展での啓発

事業名	地域気候変動適応センター（東京都が設置予定）と連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供
担当課	環境部 環境課

東京都気候変動適応センターは、都内における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、令和4年1月に（公財）東京都環境公社東京都環境科学研究所に設置されました。市ではセンターから提供される最新情報を基に、新たな施策の検討等を行っています。

令和4年度は、センター主催の自治体職員向け研修会の中で、市職員が講演を行いました。

（2）体制づくり

事業名	環境配慮事業者ネットワーク
担当課	環境部 環境課

環境基本計画の策定にあたり、事業者の意見を反映させるため、令和2年9月の環境配慮事業者ネットワーク総会に合わせ、事業者意見交換会を開催しました。この中で、適応策に関する意見を聴取するとともに、適応の観点を組み込んだ事業活動について周知を行いました。



事業者意見交換会の様子

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

●施策実施状況

★：重点的な取組

【実施状況の評価基準】

- S:完了 A:予定以上に実施した
- B:予定どおりに実施した
- C:実施しているが、予定どおりに実施できなかった
- D:実施していない

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
5 みんなで環境活動に取り組むまち	1(1)	多様なテーマにおける体験型学習の推進(あきしまの水、自然観察、ごみの減量化、省エネルギーの取組など)★	環境学習講座	11月にエコをテーマに環境学習講座「学ぼう！家電と電気でよりエコに！」を開催。	B:予定どおりに実施した	環境課
		環境学習講座の実施★	環境学習講座	11月にエコをテーマに環境学習講座「学ぼう！家電と電気でよりエコに！」を開催。	B:予定どおりに実施した	環境課
		アキシマエンシス(教育福祉総合センター)を活用した環境学習活動の推進	アキシマエンシス(教育福祉総合センター)を活用した環境学習活動の推進	環境学習講座(11月30日)の会場として会議室を提供した。	B:予定どおりに実施した	アキシマエンシス管理課
		環境学習講座	環境学習講座の会場として使用した。	B:予定どおりに実施した	環境課	
		市民との協働による学習教材・資材の開発	環境学習講座	環境学習スタッフ(市民)との共同企画。教材についてスタッフと検討する。	D:実施していない	環境課
5 みんなで環境活動に取り組むまち	1(2)	自然観察会を通じた子どもたちの自然環境への関心・理解の醸成★	環境意識の啓発	奥多摩・昭島市民の森については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。水辺の楽校主催のカヌー教室は、7月31日に実施し、26名の参加があった。	B:予定どおりに実施した	環境課
			環境学習講座	自然環境分野では開催できなかったが、11月に地球環境分野にて講座を開催。	D:実施していない	環境課
		学校における地域人材の活用	学校における人材活用	市内の小学校1校・中学校1校において、地域住民と協力して農業体験を実施した。	B:予定どおりに実施した	指導課
		学校と地域住民等との連携による校外学習での環境学習の機会の提供(自然体験、農業体験など)★	豊かな自然環境を生かした教育の推進	市内の小学校1校・中学校1校において、地域住民と協力して農業体験を実施した。	B:予定どおりに実施した	指導課
			花の応援事業	花の応援事業(春・秋)において、市内の小学生(約186名)、中学生(約94名)の参加があった。	B:予定どおりに実施した	環境課
			エコ・パークでの環境学習	花苗植えを実施した。	B:予定どおりに実施した	ごみ対策課
	学校と地域住民等との連携による環境保全活動の実践	みんなで実行ISOの実施	市内全小・中学校において、家庭科等を活用して、ごみの減量等について学習し、児童・生徒の環境に対する保全や美化の意識を高めた。	B:予定どおりに実施した	指導課	
		環境保全啓発事業	自治会・事業者等と協働して毎年5月30日の前後1週間で市内クリーン運動を実施	B:予定どおりに実施した	環境課	
		学校と地域住民等との連携による環境保全活動の実践	学校と地域住民等との連携による環境保全活動の実践	冬の原っぱ大会を開催した。	B:予定どおりに実施した	ごみ対策課
		環境学習を行う場づくり★	環境学習講座	11月にエコをテーマに環境学習講座「学ぼう！家電と電気でよりエコに！」を開催。	B:予定どおりに実施した	環境課

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
5 みんなで環境活動に取り組むまち	1(3)	環境活動リーダー養成講座の見直し、地域で活動している人材が活躍できる仕組みづくりの検討	環境活動リーダー	7月と10月に計2回連絡会を実施し、7月は環境コミュニケーションセンター、9月に福島町1丁目崖線にて緑地管理、3月に見学会を行った。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		環境リーダー同士の情報交換の場づくり	環境活動リーダー	7月と10月に計2回連絡会を実施し、活動内容の報告や今後の活動について話し合いを行った。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		生涯学習サポーターの主体的な活動の支援	生涯学習サポーター養成講座	生涯学習サポーター養成講座「あきしまカルタガイドブックをつくろう」との題材で実施。	B: 予定どおりに実施した	社会教育課
	2(1)	市内の環境情報(参加機会の情報を含む)をタイムリーに発信できる仕組みづくり(SNS、アプリ等)★	SNS開設	令和4年度途中からツイッターハーの更新が各課対応になつたことから、積極的に活用。また、市の公式LINEも新たに活用した。	A: 予定以上に実施した	環境課
		昭島市の水・緑についての情報発信・PR	環境パネル展	6月20日～24日に市役所市民ロビーで開催。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		生きものの情報収集・発信のしくみづくり★	生物多様性事業	調査は実施できなかつたが、民間との協力について検討した。	D: 実施していない	環境課
		市の広報紙やホームページで発信する環境情報の内容の充実	市内環境情報の発信	状況に合わせてホームページの更新を実施した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
	2(2)	市の広報紙やホームページで発信する環境情報の内容の充実	市の広報紙やホームページで発信する環境情報の内容の充実	広報紙にカーボンニュートラルに関する記事を定期的に掲載したほか、市ホームページではトップページにカーボンニュートラルに関するページへのリンクを貼りアクセスしやすくした。	B: 予定どおりに実施した	広報課
		市民等の参加による市内の環境情報を収集できる仕組みづくり★	SNS開設	市民からの情報を掲載するには、引き続き検討が必要。	D: 実施していない	環境課
	3(1)	市民や市民団体との連携・協力のためのネットワークづくり、そのためのニーズの把握	市民とのネットワーク	環境緑花フェスティバル及び苗木の有料配布は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となつたが、花の応援事業は予定どおり、春・秋の2回、緑化推進協力員及び各ボランティア団体と協働で実施した。	C: 実施しているが、予定どおりに実施できなかつた	環境課
		市民や市民団体との連携・協力による環境保全活動の推進	環境保全啓発事業	あきしま街なみクリーンアクション実行委員会の運営と、活動内容として市内クリーン運動や喫煙マナーアップキャンペーンを計画、実施した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		事業者との連携・協力によるまちの美化活動や安心安全なまちづくり活動の推進	環境保全啓発事業	あきしま街なみクリーンアクション実行委員会の運営と市内クリーン運動を計画、実施した。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		市民や市民団体、事業者との情報交換ができる機会づくり	環境配慮事業者ネットワーク	令和5年1月に道路のごみ拾い活動を実施。	B: 予定どおりに実施した	環境課
			昭島環境未来会議	令和5年1月に「循環型社会」をテーマに開催。高校生24名が参加。	B: 予定どおりに実施した	環境課
			環境配慮事業者ネットワーク	各会議において、参加事業者と意見交換を実施。	B: 予定どおりに実施した	環境課

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

基本目標	施策の方向	取組施策	事業名	実施状況		担当課
				概要	評価	
5 みんなで環境活動に取り組むまち	3(1)	将来を担う世代との意見交換の機会づくり(提案・アイデア、将来像など)	昭島環境未来会議	令和5年1月に「循環型社会」をテーマに開催。高校生24名が参加。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		市民団体や事業者による地域課題解決に向けた取組についての情報収集・PR	環境配慮事業者ネットワーク	各会議開催時に、事業者との意見交換において情報収集を実施。	B: 予定どおりに実施した	環境課
		近隣自治体や都、国などとの連携・協力	近隣自治体や都、国などとの連携・協力	環境関連情報の収集や調査等への協力。	B: 予定どおりに実施した	環境課

※ 所管課名は令和5年4月1日時点のものとする。

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

個別目標5－1 市民の力を発揮できる場づくり

(1) 地域での環境学習活動の推進

事業名	環境学習講座
担当課	環境部 環境課

身近なところから環境を学び、環境に負荷をかけない日常生活を実践してもらうため、環境学習講座を開催しました。令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見合させていたことから、約3年振りの開催となりました。なお、企画・運営は東京都環境学習リーダー及び環境学習講座修了生の協力を得て行いました。

環境学習講座開催状況

回	開催日	テーマ・内容	参加者数
1	11月30日	家電製品の省エネ性能、製品購入時の参考情報等	7人



環境学習講座の様子

(2) 子どもたちへの環境教育、自然体験活動の推進

事業名	学校における人材活用、豊かな自然環境を生かした教育の推進
担当課	学校教育部 指導課

自然環境に対する理解を深めるため、地域等の農業生産者の協力を得て、校外学習において、農業体験を行いました。

教室	学校
米作り教室	共成小学校・福島中学校

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち



田植えの様子（福島中学校）

事業名	みんなで実行ISO
担当課	学校教育部 指導課

市内全小・中学校にて、「電気を大切に使う」・「水を大切に使う」・「ごみを減らす」の3項目を目標として、児童・生徒の環境に対する保全や美化の意識を高めています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
みんなで実行ISO	小・中学校19校	小・中学校19校	小・中学校19校	小・中学校19校	小・中学校19校

事業名	学校と地域住民等との連携による環境保全活動の実践
担当課	環境部 ごみ対策課

毎年12月にエコ・パーク緑を育むゾーンにて開催している「冬の原っぱ大会」において自然観察ツアーを実施しています。

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

(3) 環境活動リーダーの活躍促進

事業名	環境活動リーダー
担当課	環境部 環境課

平成26年度から緑あふれるまちづくりを目的に、市と協働で市の管理緑地の維持管理等や、植物に関する知識や技術を維持・向上するための講習、見学会などを開催しています。

環境活動リーダーは、養成講座を一通り受講することで認定されます。令和4年度では、全3回の環境活動リーダー養成講座を開催し、新たに5名が環境活動リーダーに認定されました。

活動日	活動内容	参加者数
7月4日	第1回昭島市環境活動リーダー連絡会	4人
7月19日	せん定・草刈り活動(環境コミュニケーションセンター)	3人
9月26日	せん定・草刈り活動(福島町1丁目崖線)	2人
10月19日	第2回昭島市環境活動リーダー連絡会	3人
2月21日	第1回環境活動リーダー養成講座 (植生や緑地の保全・管理方法についての講習、フィールドワーク)	7人
3月4日	第2回環境活動リーダー養成講座 (樹木のせん定方法についての実習)	7人
3月9日	第3回環境活動リーダー養成講座兼環境活動リーダー見学会 (都市近郊緑地の保全・管理方法についての講習、野外観察)	11人

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定者数	27名	25名	25名	23名	27名



せん定・草刈り活動(環境コミュニケーションセンター)



野外観察

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

事業名	生涯学習センター養成講座
担当課	生涯学習部 社会教育課

市民による生涯学習を推進する人材育成のため、生涯学習センター養成講座を開講しました。

自分を活かす・つながる・楽しむ 生涯学習センター養成講座

回	開催日	内 容	受講者数
1	2月20日	「生涯学習センター」としての基礎知識	4人
2	2月27日	ワークショップ 「あきしまカルタのガイドブックのイメージづくり」	5人
3	3月6日	ワークショップ 「あきしまカルタのガイドブックの構成」	4人
4	3月13日	ワークショップ 「あきしまカルタのガイドブックの作成」	4人

※ 会場はいずれもアキシマエンシス校舎棟

個別目標5－2 環境情報を収集・発信する

(1) 市民等への情報発信 (2) 情報収集の仕組みづくり

事業名	環境パネル展
担当課	環境部 環境課

環境保全啓発パネルの展示等を市役所庁舎1階市民ロビーで行いました。（令和4年6月20日～24日）



環境パネル展

事業名	SNSを活用した環境情報の発信
担当課	環境部 環境課

環境に関する最新情報について、市公式X（旧ツイッター）やLINEを活用し、市民に向けて発信しています。

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

事業名	市の広報紙やホームページで発信する環境情報の内容の充実
担当課	環境部 環境課

広報あきしま令和4年6月号からカーボンニュートラルに関するコラムを掲載し、市域の脱炭素化に向けて情報を発信しました。また、令和4年度からは、ごみ対策課が発行するリサイクル通信の半面をカーボンニュートラル通信とし、脱炭素に関する記事を掲載しました。

市のホームページについても情報を随時更新し、内容の充実を図りました。

個別目標5－3 さまざまな主体との協働を進める

(1) 多様な主体がステークホルダーとして参加するパートナーシップの構築

事業名	あきしま環境緑花フェスティバル
担当課	環境部 環境課

かけがえのない環境を将来にわたって維持していくためには、市民と事業者と市が協力して取り組むことが大切です。こうした環境保全の取組に対する活動の輪を広げるため、例年4月頃に「あきしま環境緑花フェスティバル」を開催していますが、令和4年度は、令和3年度と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。



市民ロビーと駐車場の展示（令和元年度の様子）

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

事業名	昭島環境未来会議
担当課	環境部 環境課

昭島環境未来会議は、市内及び近隣市の高校生と一緒に、様々な環境問題について話し合う場として開催しています。令和4年度は「循環型社会」をテーマとし、3Rのうち特にリデュース（発生抑制）を中心に、効果的なPR方法等について高校生24名が話し合いました。また会議の前には、JR昭島駅南口から昭島市役所までの間のごみ拾いを実施しました。なお、運営は昭島青年会議所の協力を得て行いました。



ごみ拾いの様子



グループディスカッションの様子

事業名	環境配慮事業者ネットワーク
担当課	環境部 環境課

昭島市環境配慮事業者ネットワークは、環境負荷低減に向けた取組について情報を交換し、各事業者の更なる環境配慮の取組の向上を目指すとともに、事業者の立場から地域社会の持続的な発展に資することを目的に活動しています。6月9日に令和4年度総会をオンラインで開催したほか、全体会議（オンラインを併用して開催）、環境パネル展への出展、産業まつりへのオンライン出展、昭島駅北口周辺の道路のごみ拾いといった活動を行いました。工場・施設見学、あきしま環境緑花フェスティバルへの出展は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。令和4年4月現在で、昭島市を含め34事業者が加入しています。



道路のごみ拾い活動



全体会議

第2章 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

1 計画策定の背景と目的

気候変動に関する政府間パネル（I P C C）が公表した第6次評価報告書（令和3〔2021〕年）によると、平成22（2010）～令和元（2019）年の世界の平均気温は、工業化以前と比べ、約1.09℃上昇しました。また、将来の気温は、令和3（2021）年から令和22（2040）年の間に1.5℃の上昇に達するとの見通しが示されるとともに、21世紀末では、最も温暖化が進んだ場合で最大5.7℃の上昇、最も温暖化を抑えた場合でも約1.8℃の上昇が予測されています。

進行しつつある地球温暖化は、様々な気候変動を引き起こしています。世界中で強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつ、熱波、寒波といった異常気象により、多数の死者や農作物への甚大な被害などが発生し、気候危機とも呼ばれる深刻な状況になっています。

こうした状況の中、平成27（2015）年11～12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）においてパリ協定が採択され、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目的に、人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする方針が打ち出されました。

パリ協定を受け、令和2（2020）年10月の菅内閣総理大臣による所信表明演説において「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。」ことが宣言されました。また、令和3（2021）年4月にオンラインで開催された気候サミット（首脳会議）では、2050年カーボンニュートラルの長期目標と整合的で野心的な目標として、「日本は、令和12（2030）年度において温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減を目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける。」という決意が表明されました。

東京都においては、令和元（2019）年5月、令和32（2050）年にC O 2排出実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京を実現することを宣言しました。また、令和3（2021）年には、2050年C O 2排出実質ゼロに向けて、令和12（2030）年までの今後の10年間の行動が極めて重要であるとし、令和12（2030）年までに都内の温室効果ガス排出量を50%削減（平成12〔2000〕年比）すること、再生可能エネルギー電気の利用割合を50%まで高めることを表明しました。

本市では、平成12年10月に昭島市環境基本条例を施行し、平成14年3月には昭島市環境基本計画を策定しました。令和4年3月に改定した昭島市環境基本計画では、「気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に」を将来の望ましい環境像として掲げ、環境施策を総合的かつ計画的に実施しています。地球温暖化対策としては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減目標を掲げた昭島市地球温暖化対策実行計画を平成14年3月に、第二次昭島市地球温暖化対策実行計画を平成19年3月に、第三次昭島市地球温暖化対策実行計画を平成25年3月に、そして令和4年3月に新たな地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しました。

市域全体から排出される温室効果ガス削減についても市民、事業者と協働し、取り組むべく、平成24年3月に昭島市環境基本計画を改定し、昭島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を盛り込みました。

令和4年3月に改定した昭島市環境基本計画においても、引き続き地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包しており、昭島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により、事業者として温室効果ガス削減を進めていくとともに、昭島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により、市域全体の温室効果ガス削減にも努めています。

2 計画の期間

計画の期間は、平成25（2013）年度を基準年度として、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、5年後に中間見直しを行うこととします。なお、本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画の基準年度に合わせ、平成25（2013）年度とします。目標年度については、環境基本計画の市域における温室効果ガス排出量の削減目標の目標年度と整合するよう、令和12（2030）年度に設定します。

第2章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

3 計画の範囲

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項で規定する7種類の物質のうち二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）及びハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。

計画の対象範囲は、本庁舎及び出先機関を含めた全ての市の組織及び施設等に係る事務事業とします。また、指定管理制度の施設や委託等により実施する事務事業は、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するとともに、省エネ法で報告義務のある施設に係る事務事業については対象範囲とします。

なお、計画期間中の施設等の新設・改廃などによる温室効果ガスの排出量の増減も、目標年度における温室効果ガス総排出量に含めます。

4 計画の目標

平成25（2013）年度を基準年度として、令和12（2030）年度までに市の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を75%削減することを目標としています。（カーボンクオーター2030）

○温室効果ガスの総排出量の削減目標

本市における温室効果ガスの総排出量の削減目標は、次のとおりです。

総排出量の削減目標 (t-CO ₂ /年)	平成25(2013)年度 (基準年度)	令和12(2030)年度 (目標年度)	削減目標
	14,052.0	3,513.0	基準年度比で 75%削減する

○温室効果ガス排出抑制のための取組

温室効果ガス排出削減目標を達成するために、①環境マネジメントシステムにより培った、オール昭島での率先行動（省エネ活動や3R活動の実践など）、②公共施設の改修等の機会をとらえた省エネ改修等の推進、③再生可能エネルギーの利用拡大の3項目をカーボンクオーター2030の実現に向けた取組方針として計画に定めており、市役所が一事業者として市民・事業者の模範となれるよう、率先して脱炭素化の取組を推進しています。

5 実施結果報告

令和4（2022）年度の温室効果ガスの排出量は、下の表のとおり、基準年度である平成25（2013）年度に対して14.9%の削減となりました。本庁舎への再エネ100%電気・カーボンニュートラルガスの導入が、温室効果ガスの削減に大きく貢献しました。目標の達成には、再エネ100%電気・カーボンニュートラルガスの導入を更に進めていく必要がありますが、エネルギー使用量を減らしていく取組も重要であることから、節電や照明のLED化などの省エネの取組も推進していきます。

○温室効果ガス排出量

平成25(2013)年度	令和4(2022)年度	増減率
14,052.0t-CO ₂	11,956.0t-CO ₂	14.9%減

※ 温室効果ガスの排出量は、電気や都市ガスなどの使用量や自動車走行距離に基づく活動量に排出係数を乗じて算出しています。なお、カーボンニュートラルガスについては、排出係数をゼロとして算出しています。

第3章 調査データ

第3章 調査データ

1 湧水調査 (事業実施報告13~14頁のデータ)

湧水量調査結果

調査場所			春期(5月31日)			夏期(9月21日)		
番号	名称	所在地	湧水量 (m ³ /日)	水温 (°C)	水素イオン 濃度	湧水量 (m ³ /日)	水温 (°C)	水素イオン 濃度
1	都営拝島団地下	拝島町5-13	湧水なし			湧水なし		
2	龍津寺	No.1 拝島町5-2	28.9	18.0	6.92	164.6	20.3	7.11
		No.2 "	170.1	18.7	6.51	131.7	20.7	6.72
		No.3 "	25.6	19.3	6.60	64.5	20.9	6.75
3	花井の井戸	拝島町4-16	測定不能	18.9	6.56	測定不能	20.5	6.52
4	拝島公園	No.1 拝島町1-10	湧水なし			測定不能		
		No.2 "	3.2	20.7	7.17	91.1	20.8	7.26
		No.3 "	湧水なし			測定不能		
		No.4 "	92.4	19.7	6.75	152.9	19.8	7.00
5	おねいの井戸	拝島町1-10	測定不能			測定不能		
6	拝島大師	拝島町1-6	4.4	18.7	6.65	22.5	20.4	6.88
7	諏訪神社	宮沢町2-35-23	28.4	18.9	6.69	88.9	20.3	6.82
8	個人住宅	宮沢町2-32	1184.0	18.0	6.64	2648.8	20.7	6.96
9	熊野神社	中神町1-12-7	62.9	18.4	7.11	150.2	23.7	7.17
10	福厳寺	中神町1-3-3	湧水なし			測定不能		
11	広福寺	福島町2-14-7	湧水なし			湧水なし		
12	井戸出の清水	福島町2-21	湧水なし			湧水なし		

調査場所			秋期(12月8日)			冬期(R5年2月21日)		
番号	名称	所在地	湧水量 (m ³ /日)	水温 (°C)	水素イオン 濃度	湧水量 (m ³ /日)	水温 (°C)	水素イオン 濃度
1	都営拝島団地下	拝島町5-13	湧水なし			湧水なし		
2	龍津寺	No.1 拝島町5-2	4.0	17.0	7.53	湧水なし		
		No.2 "	50.3	18.5	6.64	3.3	15.8	7.20
		No.3 "	10.8	18.3	6.92	湧水なし		
3	花井の井戸	拝島町4-16	測定不能	16.2	6.63	湧水なし		
4	拝島公園	No.1 拝島町1-10	湧水なし			湧水なし		
		No.2 "	湧水なし			湧水なし		
		No.3 "	測定不能	15.2	7.18	湧水なし		
		No.4 "	湧水なし			湧水なし		
5	おねいの井戸	拝島町1-10	測定不能			0.9	13.7	7.50
6	拝島大師	拝島町1-6	測定不能	17.3	7.12	湧水なし		
7	諏訪神社	宮沢町2-35-23	測定不能	18.5	6.72	測定不能		
8	個人住宅	宮沢町2-32	510.1	17.2	7.30	測定不能	15.0	7.32
9	熊野神社	中神町1-12-7	1.5	17.2	8.05	測定不能		
10	福厳寺	中神町1-3-3	湧水なし			湧水なし		
11	広福寺	福島町2-14-7	湧水なし			湧水なし		
12	井戸出の清水	福島町2-21	湧水なし			湧水なし		

※ 平成27年度から、測定回数が年間4回となった。

※ 測定不能については、湧水量が少ないため。

※ 湧水無しについては、湧水部が確認できないため。

第3章 調査データ

湧水水質調査結果（龍津寺）

調査項目	令和3年度				令和4年度			
	4月	6月	11月	1月	4月	6月	11月	1月
水素イオン濃度 (pH)	7.0	6.5	7.0	6.7	6.6	6.6	7.0	6.8
大腸菌群数 (MPN/100mL)	23	49	49	49	—	—	—	—
大腸菌数 (CFU/100mL)	—	—	—	—	5	2	2	0
全窒素(mg/L)	3.93	3.43	3.73	3.02	4.23	4.52	4.48	4.53
全りん(mg/L)	0.06	0.012	0.036	0.014	0.022	0.034	0.017	0.018
全シアン(mg/L)	—	<0.1	<0.1	—	—	<0.1	<0.1	—
カドミウム(mg/L)	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	—
鉛(mg/L)	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	—
六価クロム(mg/L)	—	<0.01	<0.01	—	—	<0.01	<0.01	—
ヒ素(mg/L)	—	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	—
総水銀(mg/L)	—	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	—
PCB(mg/L)	—	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	—
ジクロロメタン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
四塩化炭素(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
1,2-ジクロロエタン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
トリクロロエチレン(mg/L)	—	<0.0001	<0.0001	—	—	<0.0001	<0.0001	—
テトラクロロエチレン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
ベンゼン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
チウラム(mg/L)	—	<0.0006	<0.0006	—	—	<0.0006	<0.0006	—
シマジン(mg/L)	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	—
チオベンカルブ(mg/L)	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	—
1,4-ジオキサン(mg/L)	—	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	—
セレン(mg/L)	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	3.50	2.65	3.11	2.16	3.56	3.63	4.05	3.84
フッ素(mg/L)	0.02	0.03	0.02	0.03	0.03	0.02	0.03	0.03
ホウ素(mg/L)	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02
塩化ビニルモノマー(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—

※ 令和4年4月1日に、水質汚濁に係る環境基準の改正が行われ、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を項目から削除し、新たな衛生微生物指標として大腸菌数を追加しました。

第3章 調査データ

湧水水質調査結果（諏訪神社）

調査項目	令和3年度				令和4年度			
	4月	6月	11月	1月	4月	6月	11月	1月
水素イオン濃度(pH)	7.3	7.2	6.9	6.8	6.8	6.8	7.1	6.7
大腸菌群数(MPN/100mL)	70	110	49	49	—	—	—	—
大腸菌数(CFU/100mL)	—	—	—	—	0	0	0	2
全窒素(mg/L)	7.48	6.23	8.68	4.83	6.21	5.58	7.69	7.56
全りん(mg/L)	0.079	0.032	0.033	0.027	0.035	0.028	0.045	0.057
全シアン(mg/L)	—	<0.1	<0.1	—	—	<0.1	<0.1	—
カドミウム(mg/L)	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	—
鉛(mg/L)	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	—
六価クロム(mg/L)	—	<0.01	<0.01	—	—	<0.01	<0.01	—
ヒ素(mg/L)	—	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	—
総水銀(mg/L)	—	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	—
PCB(mg/L)	—	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005	<0.0005	—
ジクロロメタン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
四塩化炭素(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
1,2-ジクロロエタン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
トリクロロエチレン(mg/L)	—	<0.0001	<0.0001	—	—	<0.0001	<0.0001	—
テトラクロロエチレン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
1,3-ジクロロプロパン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
ベンゼン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—
チウラム(mg/L)	—	<0.0006	<0.0006	—	—	<0.0006	<0.0006	—
シマジン(mg/L)	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	—
チオベンカルブ(mg/L)	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	<0.0003	—
1,4-ジオキサン(mg/L)	—	<0.005	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	—
セレン(mg/L)	—	<0.002	<0.002	—	—	<0.002	<0.002	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	7.26	5.76	8.26	4.47	5.56	4.86	7.05	6.72
フッ素(mg/L)	<0.02	0.02	<0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03
ホウ素(mg/L)	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02	0.03	0.02
塩化ビニルモノマー(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002	—	—	<0.0002	<0.0002	—

※ 令和4年4月1日に、水質汚濁に係る環境基準の改正が行われ、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を項目から削除し、新たな衛生微生物指標として大腸菌数を追加しました。

第3章 調査データ

湧水水質調査結果（拝島大師）

調査項目	調査年月				令和3年度				令和4年度			
	4月	6月	11月	1月	4月	6月	11月	1月	4月	6月	11月	1月
水素イオン濃度(pH)	7.1	6.9	7.0		6.7	6.9	6.9					
大腸菌群数(MPN/100mL)	49	79	70		—	—	—					
大腸菌数(CFU/100mL)	—	—	—		1	2	0					
全窒素(mg/L)	4.5	4.5	4.14		4.75	4.95	4.72					
全りん(mg/L)	0.052	0.039	0.044		0.045	0.05	0.03					
全シアン(mg/L)	—	<0.1	<0.1		—	<0.1	<0.1					
カドミウム(mg/L)	—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003					
鉛(mg/L)	—	<0.002	<0.002		—	<0.002	<0.002					
六価クロム(mg/L)	—	<0.01	<0.01		—	<0.01	<0.01					
ヒ素(mg/L)	—	<0.005	<0.005		—	<0.005	<0.005					
総水銀(mg/L)	—	<0.0005	<0.0005		—	<0.0005	<0.0005					
PCB(mg/L)	—	<0.0005	<0.0005		—	<0.0005	<0.0005					
ジクロロメタン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002					
四塩化炭素(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002					
1,2-ジクロロエタン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002					
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002					
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002					
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002					
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002					
トリクロロエチレン(mg/L)	—	<0.0001	<0.0001		—	<0.0001	<0.0001					
テトラクロロエチレン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002					
1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002					
ベンゼン(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002					
チウラム(mg/L)	—	<0.0006	<0.0006		—	<0.0006	<0.0006					
シマジン(mg/L)	—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003					
チオベンカルブ(mg/L)	—	<0.0003	<0.0003		—	<0.0003	<0.0003					
1,4-ジオキサン(mg/L)	—	<0.005	<0.005		—	<0.005	<0.005					
セレン(mg/L)	—	<0.002	<0.002		—	<0.002	<0.002					
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	3.84	3.87	3.64		4.27	4.18	4.05					
フッ素(mg/L)	0.02	0.02	0.02		0.02	0.03	0.02					
ホウ素(mg/L)	0.01	0.01	0.01		0.01	0.02	0.02					
塩化ビニルモノマー(mg/L)	—	<0.0002	<0.0002		—	<0.0002	<0.0002					

※ 令和4年4月1日に、水質汚濁に係る環境基準の改正が行われ、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を項目から削除し、新たな衛生微生物指標として大腸菌数を追加しました。

第3章 調査データ

2 公用用水域水質調査 (事業実施報告33頁のデータ)

多摩川水質調査結果

区分	令和4年度	河川名	多摩川	類型	A-1	測定地点名	昭和用水引込口
	測定月日(月/日)	4/14	6/2	8/18	11/10	1/12	3/2
現場測定項目 一般	採水時刻(時:分)	9:20	9:50	8:59	9:50	9:35	8:53
	採取位置						
	流量 (m ³ /S)						
	全水深 (m)						
	採取水深 (m)						
	天候	曇	晴	雨	晴	晴	晴
	気温 (°C)	12.8	23.8	23.2	17.0	5.0	15.5
	水温 (°C)	14.5	21.2	21.8	13.8	4.2	7.5
	色相	淡黄緑色	淡黄緑色	淡黄緑色	無色透明	無色	無色
	臭気	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭
項目 生活環境項目	透視(明)度 (cm)	50<	50<	50<	50<	50<	50<
	水素イオノン濃度	7.2	7.9	6.8	7.4	7.0	6.9
	溶解存酸素量 (mg/L)	10.2	11.3	8.0	11.5	12.8	11.9
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	0.7	0.8	1.4	<0.5	0.6	0.8
	化学的酸素要求量 (mg/L)	1.7	1.9	1.9	1.9	2.0	1.0
	浮遊物質量 (mg/L)	1	2	5	1	<1	1
	大腸菌数 (CFU/100mL)						
	ノーヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)						
	全窒素 (mg/L)						
	全燃 (mg/L)						
項目 健康新規項目	全亜鉛 (mg/L)						
	カドミウム (mg/L)						
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛 (mg/L)						
	六価クロム (mg/L)						
	砒素 (mg/L)						
	総銀 (mg/L)						
	アルキル水銀 (mg/L)						
	PCB (mg/L)						
	ジクロロメタン (mg/L)						
	四塩化炭素 (mg/L)						
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)						
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)						
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)						
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)						
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)						
	トリクロロエチレン (mg/L)						
	テトラクロロエチレン (mg/L)						
	1,3-ジクロロプロパン (mg/L)						
特殊項目	チウラム (mg/L)						
	シマジン (mg/L)						
	チオベンカルブ (mg/L)						
	ベンゼン (mg/L)						
	セレン (mg/L)						
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)						
	ふつ素 (mg/L)						
	ほう素 (mg/L)						
	フェノール類 (mg/L)						
	銅 (mg/L)						
その他の項目	溶解性鉄 (mg/L)						
	溶解性マンガン (mg/L)						
	クロム (mg/L)						
	EPN (mg/L)						
	塩化物イオン (mg/L)						
	MBAS (mg/L)						
	アンモニア性窒素 (mg/L)						
	燃酸性燃 (mg/L)						
	濁度 (度)						
	電気伝導率 (μS/cm)	127	149	129	102	81.6	89.7

※ 令和4年4月1日に、水質汚濁に係る環境基準の改正が行われ、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を項目から削除し、新たな衛生微生物指標として大腸菌数を追加しました。

第3章 調査データ

多摩川水質調査結果

区分	令和4年度	河川名	多摩川	類型	B-1	測定地点名	多摩大橋下(上流)
	測定月日(月/日)	4/14	6/2	8/18	11/10	1/12	3/2
一般項目	採水時刻(時:分)	10:45	10:40	9:37	10:50	10:30	9:20
	採取位置						
	流量 (m³/S)						
	全水深 (m)						
	採取水深 (m)						
	天候	曇	晴	雨	晴	晴	晴
	気温 (°C)	13.4	28.2	23.1	20.0	6.0	15.8
	水温 (°C)	15.5	23.0	22.4	15.0	5.5	9.5
	色相	淡黄緑色	淡黄緑色	中黄褐色	淡黄緑色	淡灰緑色	淡黄緑色
	臭気	微川藻臭	微川藻臭	微川藻土臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭
項目	透視(明度) (cm)	50<	50<	10.0	50<	50<	50<
	水素イオノ濃度	7.3	8.0	7.2	7.6	7.1	6.8
	溶存酸素量 (mg/L)	10.4	10.4	8.1	11.3	12.7	12.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	0.9	<0.5	1.6	<0.5	0.8	0.8
	化学的酸素要求量 (mg/L)	1.5	1.5	5.5	1.3	1.0	1.4
	浮遊物質量 (mg/L)	2	1	13	2	<1	1
	大腸菌数 (CFU/100mL)						
	n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)						
	全窒素 (mg/L)						
	全磷 (mg/L)						
項目	全亜鉛 (mg/L)						
	カドミウム (mg/L)						
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛 (mg/L)						
	六価クロム (mg/L)						
	砒素 (mg/L)						
	総水銀 (mg/L)						
	アルキル水銀 (mg/L)						
	PCB (mg/L)						
	ジクロロメタン (mg/L)						
	四塩化炭素 (mg/L)						
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)						
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)						
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)						
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)						
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)						
	トリクロロエチレン (mg/L)						
	テトラクロロエチレン (mg/L)						
健項目	1,3-ジクロロプロベン (mg/L)						
	チウラム (mg/L)						
	シマジン (mg/L)						
	チオベンカルブ (mg/L)						
	ベンゼン (mg/L)						
	セレン (mg/L)						
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)						
	ふつ素 (mg/L)						
	ほう素 (mg/L)						
特殊項目	フェノール類 (mg/L)						
	銅 (mg/L)						
	溶解性鉄 (mg/L)						
	溶解性マンガン (mg/L)						
	クロム (mg/L)						
その他の項目	EPN (mg/L)						
	塩化物イオン (mg/L)						
	MBAS (mg/L)						
	アンモニア性窒素 (mg/L)						
	燐酸性燐 (mg/L)						
	濁度 (度)						
	電気伝導率 (μS/cm)	127	156	109	101	89.1	97.5
	TOC (mg/L)						
	硝酸性窒素 (mg/L)						
	亜硝酸性窒素 (mg/L)						

※ 令和4年4月1日に、水質汚濁に係る環境基準の改正が行われ、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を項目から削除し、新たな衛生微生物指標として大腸菌数を追加しました。

第3章 調査データ

多摩川水質調査結果

区分	令和4年度	河川名	多摩川	類型	B-2	測定地点名	立川境
	測定月日(月/日)	4/14	6/2	8/18	11/10	1/12	3/2
現場測定項目 一般	採水時刻(時:分)	11:10	11:30	10:22	11:30	10:55	9:50
	採取位置						
	流量 (m ³ /S)		-		5.94		
	全水深 (m)						
	採取水深 (m)						
	天候	曇	晴	雨	晴	晴	晴
	気温 (°C)	13.2	25.0	23.2	21.0	6.0	18.5
	水温 (°C)	17.6	25.5	22.8	19.5	13.0	15.0
	色相	淡灰黄緑色	淡黄緑色	中黄褐色	淡黄緑色	淡黄緑色	淡黄緑色
	臭氣	微川藻臭	微川藻臭	微川藻土臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭
項目 生活環境項目	透視(明)度 (cm)	50<	50<	8.5	50<	50<	50<
	水素イオン濃度	7.4	7.6	7.1	7.4	7.3	6.9
	溶存酸素量 (mg/L)	9.5	9.6	7.9	9.9	11.5	10.2
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1.3	0.6	2.0	0.8	1.6	1.4
	化学的酸素要求量 (mg/L)	4.1	3.9	6.3	2.1	4.6	5.6
	浮遊物質量 (mg/L)	2	3	15	3	<1	1
	大腸菌数 (CFU/100mL)	820	780	910	850	660	600
	ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)						
	全窒素 (mg/L)		3.53		5.84		
	全燐 (mg/L)		0.140		0.152		
健 康 項 目	全亜鉛 (mg/L)		0.013		0.017		
	カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛 (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	六価クロム (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	硫酸素 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	-	-	-	-	-	-
	PCB (mg/L)		<0.0005		<0.0005		
	ジクロロメタン (mg/L)		<0.0002		<0.0002		
	四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002		<0.0002		
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0002		<0.0002		
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.0002		<0.0002		
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.0002		<0.0002		
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0002		<0.0002		
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0002		<0.0002		
	トリクロロエチレン (mg/L)		<0.001		<0.001		
	テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.0002		<0.0002		
	1,3-ジクロロプロパン (mg/L)		<0.0002		<0.0002		
	チウラム (mg/L)		<0.0006		<0.0006		
特殊項目	シマジン (mg/L)		<0.0003		<0.0003		
	チオベンカルブ (mg/L)		<0.0003		<0.0003		
	ベンゼン (mg/L)		<0.0002		<0.0002		
	セレン (mg/L)		<0.002		<0.002		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		2.77		5.28		
その他の項目	ふつ素 (mg/L)		0.02		0.03		
	ほう素 (mg/L)		0.02		0.03		
	1,4-ジオキサン (mg/L)		<0.005		<0.005		
	フェノール類 (mg/L)						
	銅 (mg/L)						
	溶解性鉄 (mg/L)						
	溶解性マンガン (mg/L)						
その他の項目	クロム (mg/L)						
	EPN (mg/L)						
	塩化物イオン (mg/L)						
	MBAS (mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.02
	アンモニア性窒素 (mg/L)	0.05	0.02	0.02	0.03	0.03	0.02
	燐酸性燐 (mg/L)	0.061	0.090	0.021	0.108	0.075	0.010
	濁度 (度)						
	硝酸性窒素 (mg/L)		2.77		5.28		
	亜硝酸性窒素 (mg/L)		2.77		5.28		
	ニルフェノール (mg/L)		<0.0006		<0.0006		
	LAS (mg/L)		<0.0006		<0.0006		

※ 令和4年4月1日に、水質汚濁に係る環境基準の改正が行われ、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大腸菌群数を項目から削除し、新たな衛生微生物指標として大腸菌数を追加しました。

第3章 調査データ

※ 多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分	令和4年度	(水域名) 多摩川	玉川上水拝島分水路	田中堀		昭和用水	
	測定月日(月/日) 採水時刻(時:分)	7/6 8:55	1/11	7/6 9:30	1/11 9:00	7/6 10:00	1/11 9:25
一般 現場測定項目	採取位置						
	流量 (m³/S)						
	全水深 (m)						
	採取水深 (m)						
	天候	曇		曇	晴	曇	晴
	気温 (°C)	25.5		28.0	3.5	27.5	3.5
	水温 (°C)	25.0		25.0	4.9	24.5	4.0
	色相	無色		無色	無色	無色	無色
	臭氣	無臭		無臭	無臭	微川藻臭	無臭
	透視(明度) (cm)	>50		>50	>50	>50	>50
項目 生活環境項目	水素イオン濃度	7.0		7.5	7.6	7.6	7.3
	溶存酸素量 (mg/L)	8.5		8.9	12.6	10.3	12.9
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	0.8		0.8	0.6	0.7	0.8
	化学的酸素要求量 (mg/L)						
	浮遊物質量 (mg/L)	2		3	1	3	<1
	n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)						
	全窒素 (mg/L)						
	全燐 (mg/L)						
	全亜鉛 (mg/L)						
	力ドミウム (mg/L)						
健 康 項 目	全シアソン (mg/L)	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛 (mg/L)						
	六価クロム (mg/L)						
	砒素 (mg/L)						
	総水銀 (mg/L)						
	アルキル水銀 (mg/L)						
	P C B (mg/L)						
	ジクロロメタン (mg/L)						
	四塩化炭素 (mg/L)						
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)						
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)						
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)						
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)						
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)						
	トリクロロエチレン (mg/L)						
	テトラクロロエチレン (mg/L)						
	1,3-ジクロロプロパン (mg/L)						
	チウラム (mg/L)						
	シマジン (mg/L)						
	チオベンカルブ (mg/L)						
特殊項目	ベンゼン (mg/L)						
	セレン (mg/L)						
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)						
	ふつ素 (mg/L)						
	ほうう素 (mg/L)						
	フェノール類 (mg/L)						
	銅 (mg/L)						
	溶解性鉄 (mg/L)						
	溶解性マンガン (mg/L)						
	クロロム (mg/L)						
その他の項目	E P N (mg/L)						
	塩化物イオン (mg/L)						
	M B A S (mg/L)						
	アンモニア性窒素 (mg/L)						
	燐酸性燐 (mg/L)						
	濁度 (度)						
	電気伝導率 (μS/cm)	113.0		122.0	80.0	120.0	87.0
	T O C (mg/L)						
	硝酸性窒素 (mg/L)						
	亜硝酸性窒素 (mg/L)						

渴水のため採水不能

第3章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分	令和4年度	(水域名) 多摩川	多摩川上流排水樋管		中沢堀		中沢堀昭和用水合流	
	測定月日(月/日)	7/6	1/11	7/6	1/11	7/6	1/11	7/6
現場測定項目 一般項目	採取位置							
	流量 (m³/S)							
	全水深 (m)							
	採取水深 (m)							
	天候	曇	晴	曇	晴	曇	晴	
	気温 (°C)	26.0	4.0	26.0	6.0	26.5	4.0	
	水温 (°C)	26.5	14.5	25.0	5.0	25.5	5.0	
	色相	淡黄緑色	淡灰黄色	無色	無色	無色	無色	
	臭気	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	無臭	無臭	
	透視(明度) (cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	
生活環境項目	水素イオン濃度	6.9	6.8	7.2	7.4	7.4	7.3	
	溶存酸素量 (mg/L)	6.4	8.2	8.9	12.7	8.8	12.6	
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1.3	1.2	0.7	0.9	1.0	0.7	
	化学的酸素要求量 (mg/L)							
	浮遊物質量 (mg/L)	<1	1	4	<1	4	<1	
	n-ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)							
	全窒素 (mg/L)							
	全燐 (mg/L)							
	全亜鉛 (mg/L)							
	カドミウム (mg/L)							
健康新項目	全シアン (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	鉛 (mg/L)							
	六価クロム (mg/L)							
	砒素 (mg/L)							
	総銀 (mg/L)							
	アルキル水銀 (mg/L)							
	Pb (mg/L)							
	ジクロロメタン (mg/L)							
	四塩化炭素 (mg/L)							
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)							
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)							
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)							
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)							
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)							
	トリクロロエチレン (mg/L)							
	テトラクロロエチレン (mg/L)							
	1,3-ジクロロプロパン (mg/L)							
	チウラム (mg/L)							
	シマジン (mg/L)							
特殊項目	チオベンカルブ (mg/L)							
	ベンゼン (mg/L)							
	セレン (mg/L)							
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)							
	ふつ素 (mg/L)							
その他の項目	ほうう素 (mg/L)							
	フェノール類 (mg/L)							
	銅 (mg/L)							
	溶解性鉄 (mg/L)							
	溶解性マンガン (mg/L)							
	クロロム (mg/L)							
	EPN (mg/L)							
	塩化物イオン (mg/L)							
	MBAS (mg/L)	<0.02	0.02			<0.02	<0.02	
	アンモニア性窒素 (mg/L)	0.03	0.09			0.03	0.01	
	燐酸性燐 (mg/L)	0.045	0.084			0.025	0.016	
	濁度 (度)							
	電気伝導率 (μS/cm)	430.0	330.0	143.0	101.0	136.0	114.0	
	TOC (mg/L)							
	硝酸性窒素 (mg/L)							
	亜硝酸性窒素 (mg/L)							

第3章 調査データ

多摩川を除く公共用水域水質調査結果

区分	令和4年度 (水域名) 多摩川		野水堀排水樋管
	測定月日(月/日)	採水時刻(時・分)	
一般項目	採 取 位 置		
	流 量 (m ³ /S)		
	全 水 深 (m)		
	採 取 水 深 (m)		
	天 気		
	氣 温 (°C)		
	水 温 (°C)		
	色 相		
	臭 気		
	透 視 (明) 度 (cm)		
	水 素 イ オ ン 濃 度		
	溶 存 酸 素 量 (mg/L)		
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/L)		
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/L)		
	浮 遊 物 質 量 (mg/L)		
	ヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)		
	全 窒 素 (mg/L)		
	全 燐 (mg/L)		
健 康 項 目	カ ド ミ ウ ム (mg/L)		渇水のため採水不能
	全 シ ア ン (mg/L)		
	鉛 (mg/L)		
	六 倍 ク ロ ム (mg/L)		
	砒 素 (mg/L)		
	総 水 銀 (mg/L)		
	アルキル水銀 (mg/L)		
	P C B (mg/L)		
	ジ ク ロ ロ メ タ ン (mg/L)		
	四 塩 化 炭 素 (mg/L)		
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		
	トリクロロエチレン (mg/L)		
	テトラクロロエチレン (mg/L)		
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		
	チ ウ ラ ム (mg/L)		
	シ マ ジ ン (mg/L)		
	チ オ ベ ン カ ル ブ (mg/L)		
	ベ ン ゼ ン (mg/L)		
	セ レ ン (mg/L)		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		
	ふ つ 素 (mg/L)		
	ほ う 素 (mg/L)		
特殊項目	フ ェ ノ ー ル 類 (mg/L)		
	銅 (mg/L)		
	溶 解 性 鉄 (mg/L)		
	溶 解 性 マ ン ガ ン (mg/L)		
	ク ロ ム (mg/L)		
その他の項目	E P N (mg/L)		
	塩 化 物 イ オ ン (mg/L)		
	M B A S (mg/L)		
	ア ン モ ニ ア 性 窒 素 (mg/L)		
	燃 酸 性 燐 (mg/L)		
	濁 度 (度)		
	電 気 伝 導 率 (μS/cm)		
	T O C (mg/L)		
	硝 酸 性 窒 素 (mg/L)		
	亜 硝 酸 性 窒 素 (mg/L)		

第3章 調査データ

3 多摩川底生生物調査 (事業実施報告34頁のデータ)

分類	調査河川名	拝島橋上流			多摩大橋下流		
		夏期	冬期	年間	夏期	冬期	年間
		R4.7.7	R5.1.6		R4.7.7	R5.1.6	
水生昆蟲	カゲロウ目	14	8	18	11	12	16
	トンボ目	0	0	0	0	0	0
	カワゲラ目	1	0	1	0	1	1
	ヘビトンボ目	0	0	0	0	0	0
	トビケラ目	8	9	14	5	6	9
	ハエ目	6	12	14	12	12	17
	コウチュウ目	5	0	5	3	2	3
	小計	34	29	52	31	33	46
底生の他の生物	扁形動物	1	1	2	2	1	2
	紐形動物	0	0	0	0	0	0
	線形動物	0	0	0	1	0	1
	軟体動物	1	0	1	0	0	0
	環形動物	0	0	0	2	2	2
	その他の節足動物	3	0	3	3	1	4
	小計	5	1	6	8	4	9
種数合計		39	30	58	39	37	55
個体数合計(25cm×25cm×1P)		331	550	881	1013	615	1628

※ 年間合計数は、夏期・冬期の重複種数を除いた数となります。

生物学的水質判定結果 (令和4年度)

調査場所	拝島橋上流			多摩大橋付近		
調査日	7月7日	1月6日	年度計	7月7日	1月6日	年度計
Beck-Tsuda法	os	os	os	os	os	os
汚濁指數法	os	os	os	βm	os	os

(注) 水質階級
 os : 貧腐水性水域 (きれいな水域)
 βm : β-中腐水性水域 (わりあいきれいな水域)
 αm : α-中腐水性水域 (汚れている水域)
 ps : 強腐水性水域 (とても汚れている水域)

第3章 調査データ

4 地下水揚水量調査 (事業実施報告36頁のデータ)

事業所	令和2年		令和3年		令和4年		井戸数 (本)
	揚水量(m³/年)	揚水量(m³/年)	揚水量(m³/年)	割合(%)	揚水量(m³/年)	割合(%)	
工 場	1	410,491	419,410	102.2	443,333	108.0	2
	2	75,968	71,764	94.5	54,530	71.8	2
	3	263,876	241,629	91.6	228,872	86.7	3
	4	43,700	44,101	100.9	72,442	165.8	1
	5	6,346	6,470	102.0	6,990	110.1	1
	6	184,749	136,080	73.7	124,299	67.3	4
	7	68,271	77,595	113.7	81,446	119.3	4
	8	休止中	休止中		休止中		1
	9		9,040		10,116		1
	10	休止中	休止中		休止中		1
	11	734	759	103.4	858	116.9	2
	12	43,200	38,377	88.8	30,861	71.4	2
	13	272,537	271,599	99.7	364,363	133.7	2
	14	2,286	2,041	89.3	2,070	90.6	1
	15	1,159	1,343	115.9	1,245	107.4	1
	16	休止中	休止中				1
	17	2,870	5,244	182.7	5,092	177.4	1
	18	1,174	2,860	243.6	2,648	225.6	1
小計		1,377,361	1,328,312	96.4	1,429,165	103.8	31
指 定 作 業 場 他	1	6,830	6,906	101.1	6,841	100.2	2
	2	休止中	休止中		30,386		1
	3	48,819	48,373	99.1	52,564	107.7	1
	4	12,771,150	12,743,870	99.8	12,695,920	99.4	20
	5	10	休止中		13	130.0	1
	6	休止中	休止中		休止中		1
	7	18,161	14,532	80.0	17,640	97.1	1
	8				47,164		1
	9		1,120		914		1
	10	1,095	1,192	108.9	1,001	91.4	1
	11	8,556	8,388	98.0	8,311	97.1	1
	12	1,539	1,637	106.4	1,231	80.0	1
	13		115,341		131,319		1
	14		休止中		休止中		1
	15		休止中		休止中		1
	16	休止中	休止中		休止中		1
	17	855	931	108.9	1,112	130.1	1
	18		15,047		17,110		1
	19	466	526	112.9	533	114.4	1
	20	1,851	2,227	120.3	2,455	132.6	1
	21	3,182	3,531	111.0	6,088	191.3	1
	22	2,056	1,172	57.0	1,748	85.0	1
	23				3,017		1
	24				2,786		1
	25				2,699		1
	26	2,554	3,328	130.3	1,805	70.7	1
	27	1,500	1,393	92.9	1,628	108.5	1
	28	790	667	84.4	618	78.2	1
	29	941	900	95.6	715	76.0	1
	30	11,709	11,920	101.8	12,697	108.4	1
	31	6,319	7,006	110.9	7,112	112.5	1
	32	166	510	308.2	810	489.1	1
	33	3,401	3,564	104.8	3,585	105.4	1
	34	112			266	237.5	1
	35	15	10	67.6	20	135.1	1
	36	12			19	161.5	1
	37	1	30	3000.0	61	6100.0	1
	38	892	休止中		3	0.3	1
	39	43,994	43,454	98.8	43,993	100.0	2
	40	127,704	108,774	85.2	112,068	87.8	2

第3章 調査データ

事業所	令和2年		令和3年		令和4年		井戸数 (本)
	揚水量(m³/年)	揚水量(m³/年)	揚水量(m³/年)	割合(%)	揚水量(m³/年)	割合(%)	
指定作業場他	41					休止中	1
	42					761	1
	43					1,703	1
小計	13,064,680	13,146,349	100.6	13,218,716	101.2	65	
合計	14,442,041	14,474,661	100.2	14,647,881	101.4	96	

※ 井戸数は、令和4年度の数（揚水機の出力が300Wを超えるもの）であり、割合は、令和2年度の揚水量を100%とした比率です。揚水量は、各年1月から12月までの調査量です。

5 苦情処理（事業実施報告37頁のデータ）

ア 現象・年度別推移

(単位:件)

現象 年度	ば い 煙	粉 じ ん 臭	悪 水	汚 音	騒 動	振 動	土 壤 汚 染	電 波 障 害	土 地 管 理	廃 棄 物	動 物 ・ 害 虫	そ の 他	合 計
令和2年度	2	0	2	0	5	0	0	0	28	6	25	5	73
令和3年度	1	1	0	0	6	0	0	0	21	3	21	2	55
令和4年度	4	1	5	0	21	0	0	2	35	7	27	12	114

イ 現象・月別苦情件数

(単位:件)

現象 月	ば い 煙	粉 じ ん 臭	悪 水	汚 音	騒 動	振 動	土 壤 汚 染	電 波 障 害	土 地 管 理	廃 棄 物	動 物 ・ 害 虫	そ の 他	合 計
4月	1		1		5				3		1		11
5月			2		2			1	2	1	3	1	12
6月	1		1		3				7	3	2		17
7月									6		2	1	9
8月					4			1	8	2	6	1	22
9月					1				4		4	2	11
10月					1				1		2	3	7
11月					3				1	1	2	3	10
12月	2								2		3	1	8
1月		1			2				1		1		5
2月			1										1
3月											1		1
合計	4	1	5	0	21	0	0	2	35	7	27	12	114

第3章 調査データ

ウ 現象・用途地域別苦情件数

(単位:件)

現象 用途地域	ば い 煙	粉 じ ん	悪 臭	汚 水	騒 音	振 動	土 壤 汚 染	電 波 障 害	土 地 管 理	廃 棄 物	動 物 ・ 害 虫	そ の 他	合 計	
住居地域	3			5		14			2	31	6	25	3	89
近隣商業地域						5				1		1	2	9
商業地域													1	1
準工業地域	1	1				2				3	1	1	6	15
工業地域														0
市街化調整区域														0
その他														0
合計	4	1	5	0	21	0	0	2	35	7	27	12	114	

エ 現象・発生源別苦情件数

(単位:件)

現象 発生源	ば い 煙	粉 じ ん	悪 臭	汚 水	騒 音	振 動	土 壤 汚 染	電 波 障 害	土 地 管 理	廃 棄 物	動 物 ・ 害 虫	そ の 他	合 計	
工場	1					1								2
指定作業場						1								1
建設作業		1	1			8							1	11
一般	3		4		11			2	35	7	27	11	100	
合計	4	1	5	0	21	0	0	2	35	7	27	12	114	

第3章 調査データ

6 化学物質の適正管理 (事業実施報告43頁のデータ)

市内で使用された化学物質ごとの移動量集計

(単位:kg／年)

適正管理化学物質名	V O C	届出件数	使 用 量	製造量	製品としての出荷量	環境への排出量				事業所外への移動量		
						環境への排出量	大 気	公共用域	その他	事業所外への移動量	廃棄物	廃水(下水道)
アセトン	○	3	51,580	0	0	3,035	3,035	0	0	451	451	0
亜鉛の水溶性化合物		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
イソプロピルアルコール	○	3	4,120	0	0	3,030	3,030	0	0	1,110	1,110	0
塩酸		2	39,600	0	0	0	0	0	0	1,600	1,600	0
キシレン	○	10	694,160	0	693,000	2,789	2,789	0	0	460	460	0
クロム及び三価クロム化合物		2	160	0	36	0	0	0	0	120	120	0
六価クロム化合物		4	312	0	116	0	0	0	0	31	31	0
酢酸エチル	○	2	2,280	0	0	1,880	1,880	0	0	400	400	0
酢酸ブチル	○	3	7,380	0	0	5,980	5,980	0	0	1,300	1,300	0
シアノ化合物(錯塩及びシアノ酸塩を除く無機シアノ化合物)		2	528	0	0	0	0	0	0	77	77	0
ジクロロメタン	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
硝酸		3	12,120	0	0	0.1	0.1	0	0	1,900	1,900	0
テトラクロロエチレン	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トリクロロエチレン	○	4	37,500	0	0	26,100	26,100	0	0	11,380	11,380	0
トルエン	○	14	1,598,740	0	1,585,000	16,046	16,046	0	0	1,920	1,920	0
ニッケル		3	870	0	810	0	0	0	0	40	40	0
ニッケル化合物		2	380	0	0	0	0	0	0	310	300	10
フェノール	○	1	2,000	0	0	0	0	0	0	30	30	0
ふつ化水素及びその水溶性塩		2	505	0	0	0	0	0	0	300	277	23
ヘキサン	○	8	499,000	0	501,000	715	715	0	0	0	0	0
ベンゼン	○	8	95,700	0	96,000	66	66	0	0	0	0	0
メタノール	○	5	32,700	0	0	3,720	3,720	0	0	1,630	1,140	490
メチルイソブチルケトン	○	1	1,200	0	0	1,000	1,000	0	0	200	200	0
メチルエチルケトン	○	3	5,350	0	0	4,640	4,640	0	0	759	759	0
硫酸		5	167,625	0	0	1	1	0	0	9,524	9,504	20
ほう素及びその化合物		2	85	0	58	1	1	0	0	18	17	1
鉛及びその化合物		2	320	0	232	0	0	0	0	60	60	0
ホルムアルデヒド	○	1	150	0	0	15	15	0	0	1	1	0
クロロホルム	○	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ふつ化水素		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無電解ニッケル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第4章 参考資料（環境基準など）

1 湧水について

雨水が地下にしみ込んで地下水となり、崖や谷間から流れ出たものを湧水といいます。一般に夏から秋が豊水期、冬が渴水期といわれています。

都内全体を見ても、水量の多い湧水は数えるほどしかなく、渴水期の水量も低下傾向が続いています。

これは、都市化に伴い雨水が地下に浸透しにくくなつたこと、トンネルや大きなビルなどの地下建造物が地下水の流れを遮断していることなどが原因と考えられます。さらに悪いことには、開発によって湧出地点がなくなつてしまうケースも増えています。

しかし、湧水を水源とする流れには、①魚類等が生息して身近に親しめる水辺環境となる、②池や川にきれいな水を供給する水源となる、③緑に水を与える、④都市に残された自然水であり、⑤緊急時には特に貴重となるなど湧水はとても大切なものです。

2 大気について

大気汚染の原因物質には、次ページのものなどがあり、工場・事業場・一般家庭などの「固定発生源」と、自動車・航空機・船舶などの「移動発生源」から排出されます。近年は、固定発生源に対する規制が強化され、かなり改善されました。

また、平成15年度の東京都の大気汚染状況の測定結果を見るとディーゼル車規制が開始されたことに伴い、浮遊粒子状物質による大気汚染が大幅に改善されました。

☆ 大気汚染に係る評価方法と環境基準

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があり、光化学オキシダントは短期的評価、二酸化窒素は長期的評価、一酸化炭素・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質については両方の方法が定められています。

なお、環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が常時生活していない地域又は場所以外の区域を対象としたものです。

(1) 短期的評価

連続する24時間における1時間値の平均値と、各1時間値または8時間平均値とを環境基準に比較して、2つの値のいずれもが基準を満たすかどうかで評価します。

(2) 長期的評価

① 二酸化窒素

年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの（98%値）を、環境基準（0.06ppm）と比較して評価します。

② 浮遊粒子状物質・一酸化炭素

年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合には7日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価します。

③ 微小粒子状物質

年間の1日平均値を環境基準と比較して評価します。

（①・②・③とも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができません。また有効日数とは、1日の有効測定時間が20時間以上の日数を言います。）

第4章 参考資料

大気の汚染に係る環境基準

(環境基準=環境基本法に基づき、人の健康を保護するうえで、維持することが望ましい基準)

物質名	環境上の条件	発生源等
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	硫黄酸化物(SO _x)の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生します。無色・刺激性のある気体で、慢性気管支炎、ぜんそくなどを引き起します。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	大気中に浮遊している微粒子のうち、10 μm(100分の1mm)以下とのもので、多くはディーゼル車から排出されます。呼吸器に沈着し、呼吸器疾患などを起こします。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	燃料などの不完全燃焼によって発生します。工場・事業場からも排出されますが、主に自動車から排出されています。頭痛やめまいなどの症状があらわれます。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	燃料の燃焼に伴って工場・自動車などから排出されたNO(一酸化窒素)が大気中でNO ₂ (二酸化窒素)になります。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因になります。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物質の総称で、光化学スモッグの原因となるほか、眼・喉の炎症や、植物への被害などを起こします。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	基礎的な化学原料として広く使われています。麻酔作用のほか、慢性症状としては、造血機能の障害、発ガン性などが認められています。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	金属機械部品の洗浄、塗料のシンナー、羊毛の脱脂洗浄などに使われます。皮膚への刺激作用、神経障害、肝腎臓障害などを起こします。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	ドライクリーニングなどで使われます。皮膚への刺激作用、肝機能障害、頭痛、黄疸のほか、発ガン性の疑いもあります。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	不燃性、非引火性で、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤、エアロゾルの噴射剤などに使われています。急性症状として中枢神経に対する麻痺作用及び目への刺激などがあり、慢性症状として皮膚の刺激及び発がん性の疑いが指摘されています。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	PM2.5などの粒子状物質の発生源としては、ボイラー等のばい煙を発生する施設、自動車、船舶等の移動発生源、塗装や印刷等のVOCを発生させるものなど、多種多様な人為起源があります。また、自然起源としては、火山や黄砂の他に、植物から蒸発するVOCなどもあります。

3 騒音・振動について

☆ 騒音

騒音とは、「好ましくない音」「不必要な音」の総称であり、同じ音でも好ましくないという人もいれば、気にならないという人もいます。

多くの人が騒音とする音として、次のようなものがあげられます。

- ① 概して大きい音
- ② 音色の不愉快な音
- ③ 音声聴取を妨害する音
- ④ 休養や安眠を妨害する音
- ⑤ 勉強や事務の能率を低下させる音

また、騒音の発生源には、工場・事業場、建設工事及び、自動車・鉄道・航空機などの交通機関がありますが、近年、幹線道路沿道の騒音が大きな問題となっています。

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも、周波数の高低により異なった強さの音に聞こえることがあります。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定します。測定した数値を騒音レベルといい、単位として「デシベル（dB）」が使われます。

騒音の基準には、環境基本法に基づく環境基準、東京都環境確保条例に基づく規制基準、さらに騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める環境省令（要請限度）等があります。

☆ 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づいて、騒音に関する「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基準）が定められています。

騒音に係る環境基準 (H24.3.30 環境省告示第54号) (単位: デシベル)

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など 特に静穏を要する地域		50dB以下	40dB以下
A	第1種低層住居専用地域	一 般 地 域	55dB以下	45dB以下
	第2種低層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B	第1種住居地域	一 般 地 域	55dB以下	45dB以下
	第2種住居地域 準住居地域 用途の定めのない地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域	一 般 地 域	60dB以下	50dB以下
	商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

※ この基準は航空機騒音、建設作業騒音には適用しません。

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表のとおりです。

第4章 参考資料

幹線道路近接空間に関する特例

昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70 dB以下	65 dB以下
<p>※ 「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2車線以下の車線を有する道路 15m 2車線を超える車線を有する道路 20m <p>個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）によることができる。</p>	

☆ 自動車騒音 要請限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令」で、一般に「要請限度」とよばれています。自動車騒音がこの値を超えていて、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

区域	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域	1 車 線	65dB	55dB
	第2種低層住居専用地域	2 車 線 以上	70dB	65dB
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA地域を含む)	近接区域	75dB	70dB
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1 車 線	65dB	55dB
		2 車 線 以上 近接区域	75dB	70dB
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車 線 2 車 線 以上 近接区域	75dB	70dB

備考1 測定評価の地点

- (1) 道路に接して住居等が立地している場合は、道路端における騒音レベルとする。
- (2) 道路に沿って非住居系の土地利用がなされ、道路から距離をおいて住居等が立地している場合は、住居等に到達する騒音レベルを測定評価する。
- 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、測定日数は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとする。
- 騒音の測定方法は、原則としてJIS Z8731に定める騒音レベル測定法による。
- 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 騒音の大きさは、原則として測定した値を、3日間の全時間を通じて時間の区分ごとにエネルギー平均した値とする。

- 参考1 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。

第4章 参考資料

☆ 自動車騒音 常時監視

騒音規制法第18条第1項の規定により、都道府県知事は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならないこととなっています。平成24年度より「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、常時監視は都道府県知事及び市が行うこととなりました。

また、この事務は全国の騒音状況を継続的・統一的に把握し、環境基準等の設定及び達成状況の把握、自動車単体規制の強化等の国の自動車騒音対策の基礎資料を得るとともに、市においても問題地域の把握や、騒音対策を実施していくためにも必要な事務でもあります。

なお、測定結果は同法第19条の規定により都道府県知事が公表することとなっています。

評価対象：道路交通センサスを基に環境省が指定した区間において、1年間を平均する日の24時間の道路交通騒音、車速、交通量の調査を行い、当該区間の騒音レベルを評価する。

☆ 航空機騒音

当市は、横田飛行場の飛行コース直下に位置しているため、航空機騒音によって市民生活や街づくりに大きな影響を与えています。市では、拝島第二小学校及び令和3年10月より市民会館・公民館に固定局を設置し、年間を通じ航空機騒音測定を継続しています。

また、平成25年4月より、航空機騒音に係る環境基準が、旧来の基準であるW E C P N L（加重等価平均感覚騒音レベル）からL d e n（時間帯補正等価騒音レベル）に変更になりました。

地域の類型		基準値	旧基準値
I	移動局 市民会館・公民館	57 dB以下	70WECPNL以下
II	拝島第二小学校	62 dB以下	75WECPNL以下

☆ 近隣騒音

生活様式が変化したことによって、音響機器、冷暖房機器などの使用による一般家庭の騒音や飲食店、大型店などの深夜営業に伴う騒音などが問題になっています。

たとえば一般家庭から出てくる騒音には、エアコン、ピアノ、テレビ、ステレオ、ドアの開け閉めの音、夜おそくのシャワー、洗濯機を使う音、床の上で跳びはねる音、ペットのなき声などがあげられます。これらの音は、自分の知らないうちに近所の迷惑となっていることがあります。

カラオケ騒音に関する制限

○ カラオケ等の使用規制（東京都環境確保条例第131条）

飲食店営業及び喫茶店営業での、午後11時から翌日の午前6時までカラオケ等の使用禁止。（音が外部に漏れない場合を除く）なお、住宅・病院等から50m（商業地域にある住宅等からは20m）以上離れた場所に発生源がある場合は適用除外とします。

○ 深夜の営業等の禁止（東京都環境確保条例第132条）

深夜（午後11時から翌日の午前6時）の営業が制限されています。対象は飲食店営業、喫茶店営業及びガソリンスタンドなどです。対象地域は、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居専用地域、準住居地域及びこれらの周囲20m以内の区域です。

第4章 参考資料

☆ 振動

公害としての振動は、「不快な振動、好ましくない振動」のことで、騒音と同様に主観的要素によるところがあります。たとえば乗用車や電車に乗ったときの振動はかなり大きなものですが、ほとんどの人は不快に感じません。しかし、工場や建設工事に伴う振動は小さいものであっても不快に感じます。

振動の原因は、鍛造、プレス、印刷工場などの機械の稼働、建設工事や大型車両の通行などですが、そのほとんどの場合、騒音の発生を伴います。

また、最近では、人間の耳に聴きとれないほど低い周波数の空気振動による被害が発生しています。これは、工場の特殊な機械や道路橋などから発生し、建物の窓や戸がガタガタ振動したり、頭痛、イライラ、耳鳴りなどの身体的影響がみられることがあります。

工場・指定作業場等別に定めのあるものを除き、下表の基準を超える振動を発生させてはならないことになっています。なお、振動の単位はデシベル (dB) を使用します。

振動の規制基準（東京都環境確保条例 第136条 別表13二）（単位：デシベル）

区域の区分	あてはめ地域	時間の区分	
		敷地の境界における振動の大きさ	
第1種区域	第1種低層住居専用地域	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
	第2種低層住居専用地域	-----	
	第1種中高層住居専用地域	-----	
	第2種中高層住居専用地域	-----	
	第1種住居地域	-----	
	第2種住居地域	60dB	55dB
	準住居地域	-----	
	用途地域の定めのない地域	-----	
第2種区域	近隣商業地域	昼間(8時～20時)	夜間(20時～8時)
	商業地域	-----	
	準工業地域	-----	
	工業地域	65dB	60dB
1 学校（含む幼稚園）、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれ上欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。 2 第2種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、第2種区域の基準が適用される。			

道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第16条及び同施行規則第12条（別表第2））（単位：デシベル）

区域の区分	敷地の境界における振動の大きさ	時間の区分	
		敷地の境界における振動の大きさ	
第1種区域	第1種低層住居専用地域	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
	第2種低層住居専用地域	-----	
	第1種中高層住居専用地域	-----	
	第2種中高層住居専用地域	-----	
	第1種住居地域	-----	
	第2種住居地域	65dB	60dB
	準住居地域	-----	
	用途地域の定めのない地域	-----	
第2種区域	近隣商業地域	昼間(8時～20時)	夜間(20時～8時)
	商業地域	-----	
	準工業地域	-----	
	工業地域	70dB	65dB
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。			

4 光化学スモッグについて

光化学スモッグは、自動車や工場などから排出された窒素酸化物などが、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こしてできたもの（二次的汚染物質）が大気中にたまって、白くモヤがかかったような状態になっていることをいいます。

日差しが強くて風が弱い夏の日に発生しやすく、目がチカチカしたり、のどの痛み・息苦しさ・頭痛などの症状を引き起こすことがあります。

東京都は、都内全域を区東部・区西部・区南部・区北部・多摩中部・多摩西部・多摩南部及び多摩北部の8地域に分けて、オキシダント濃度の測定を行っており、昭島市は多摩中部に属しています。

発令基準	
区分	オキシダント濃度
学校情報	0.10ppm以上が継続
注意報	0.12ppm以上が継続
警報	0.24ppm以上が継続
重大緊急報	0.40ppm以上が継続

※光化学オキシダントとは…

光化学スモッグのうち、酸化性物質（二酸化窒素は除く）のこと。

この濃度が高まると、光化学スモッグ濃度も高まります。

5 水質について

河川・海域等は、多少の汚れであれば「自浄作用」によって、もとのきれいさを取り戻します。しかし、現在、排出される産業排水や生活排水は膨大な量です。そのうえ地面舗装による土壌の浄化作用の低下、ダム建設による流量の減少、護岸工事等による自然環境の変化なども重なって、川の持つ自浄能力が追いつかない状況です。加えて重金属類など自然の自浄能力が及ばない物質も排出されるようになってしましました。そこで、排出源への規制や生活排水の処理だけではなく、以下のように環境基準を設けて水質の監視を行っています。

なお、市内を流れる多摩川は、拝島橋より上流はA類型、下流はB類型（平成13年4月よりC類型からB類型へ格上げされた）です。

第4章 参考資料

☆ 水質汚濁に係る環境基準

河川（湖沼を除く）における生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	

※ 基準値は、日間平均値としています。

※ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ・フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふつ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

※ 地下水の水質汚濁に係る環境基準は、この基準に準じます。

第4章 参考資料

〔用語説明〕

水素イオン濃度 (pH)	水の酸性・アルカリ性を示す指標。pH7が中性で、7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の汚濁物質が微生物により酸素分解するために必要とされる酸素量で、数値が高いほど川は汚れていることになります。魚の生育環境としては5mg/L以下が望ましく、悪性発生限界は10mg/Lであるといわれています。
浮遊物質量 (SS)	水中に浮かび、ただよっている物質の量です。これが多いと光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚介類にも悪影響を及ぼします。
溶存酸素量 (DO)	水中にとけている酸素量です。酸素量が少ない川では魚介類が生存できなくなります。比較的生命力の強いコイ、フナ等でも5mg/L以上が望ましいといわれています。
大腸菌数	検出値が小さいほど人や動物などの排泄物による汚染が少ないと言われています。大腸菌数は大腸菌群数よりも糞便汚染を確実に検出できるため、令和4年度より大腸菌群数に代わり大腸菌数が採用されています。
カドミウム	メッキ、顔料、電池などで使用されています。人体への影響としては、肺気腫、腎障害、肝臓障害をもたらしたり、また、歯ぐきに黄色の着色を示したり、嗅覚を失うような場合があります。
全シアン	電気メッキ工場、熱処理工場などで使用されています。人体への影響は、数秒ないし数分程度で中毒症状があらわれ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん等を起こし死亡することがあります。
鉛	さびにくさ、加工のしやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されています。人体への影響としては、貧血や中枢神経等への影響があります。
六価クロム	電気メッキ工場、顔料製造工場などで使用されているほか、冷却水の腐食抑制剤としても使われています。人体影響としては、鼻炎、咽頭炎、鼻中隔穿孔、臓器障害などがあげられます。また、令和4年度より六価クロムに係る基準値の見直しが行われ、0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に変更されました。
ヒ素	半導体の原料、医薬品、農薬、防腐剤などに使われます。皮膚の色素沈着、下痢、便秘などがあります。
総水銀	有機水銀化合物、無機水銀化合物などすべての形態の水銀の総量をいいます。化学品製造、医薬品などに用いられます。水銀化合物中には昇こう(HgCl ₂)のように強い毒性を持つものがあります。また、慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られます。
PCB	熱や酸・アルカリに対して強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に広く利用されていました。人体への影響としては、皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害などがあります。
ジクロロメタン	塗料の剥離剤、プリント基板洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、麻酔作用や中枢神経障害が知られています。
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニル等樹脂の原料、フィルム洗浄剤、溶剤等があります。人体への影響としては、肝障害、腎障害が知られています。
トリクロロエチレン	金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出に用いられます。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。
テトラクロロエチレン	ドライクリーニング、溶剤として用いられています。人体影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られています。
ベンゼン	染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の合成原料、溶剤、抽出剤等に広く用いられています。人体への影響としては、白血病、再生不良性貧血等があります。
1,4-ジオキサン	有機合成反応用溶媒の他、種々溶剤(トランジスター、合成皮革、塗料、塩素系溶剤など)として用いられます。人体への影響としては、高濃度の吸入又は飲み込みによって、中枢神経系、肝臓、腎臓、肺への影響等があります。

6 底生生物調査について

水生生物を使った調査方法には、底生生物・付着藻類・魚類など多くの水生生物が用いられます。これらの方は、長期的・複合的な水質の状態を通して直接理解できること、分析機器を必要としないことなどから、理化学的方法にはない利点をもっています。

なかでも底生生物を用いた調査方法は、目に見える生物を対象としていることから実感として分かりやすいため、市の調査に採用しています。一般に清冽な河川における生物は多種多様であり、個体数もバランスのとれた数値を示します。特に底生生物では、水質判定を行ううえで最も重要な水生昆虫の蜉蝣目（カゲロウ目）、毛翅目（トビケラ目）などが数多く出現します。

7 地下水揚水の規制について

昭和46年以降は、吐出口の断面積が21cm²を超える動力を用いる地下水揚水施設は、新設することができなくなりました。また、吐出口の断面積が21cm²以下であっても、新設の場合は400m～650mも掘削せねばならず、新設は困難になっています。

また、昭和46年以前に設置された吐出口の断面積が21cm²を超える地下水揚水施設に対しては、揚水状況を把握するため、水量測定器を設置して地下水の揚水量を記録するとともに毎年報告することを設置者に義務づけています。また、東京都環境確保条例の施行により、平成13年度以降、揚水機の出力が300Wを超える施設について、年1回の揚水量報告が義務付けられましたが、平成28年7月1日付けの条例施行規則の改正により、出力に係わらず動力を用いる全ての揚水施設が規制及び報告の対象になりました。

8 工場・指定作業場等について

☆ 法律に基づく事務

騒音規制法

- | | |
|------------|--|
| (1) 特定施設 | 設置・変更等の届出受理（6条、7条、8条、10条、11条3項）
計画変更勧告（9条）
改善勧告及び改善命令（12条1項・2項）
必要事項報告徴集・立入検査（20条）
電気事業法・ガス事業法の定める特定施設に関する届出・通知受理（21条2項・4項）及び措置要請（21条3項） |
| (2) 特定建設作業 | 実施届の受理（14条1項・2項）
改善勧告及び改善命令（15条1項・2項）
必要事項報告徴集・立入検査（20条） |
| (3) その他 | 道路周辺生活環境についての措置要請ほか（17条1項・2項）
指定地域の騒音測定（21条の2） |

振動規制法

事務内容は、騒音規制法に準じます。

- | |
|--|
| ※ 特定施設 … 工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設であって、政令で定めるもの。 |
| ※ 特定建設作業 … 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、政令で定めるもの。 |

第4章 参考資料

悪臭防止法

工場その他の事業場に対する改善勧告及び改善命令(8条)

☆ 特定施設数

金属加工機械、大型送風機などの著しい騒音を発生する施設や、著しい振動を発生する施設を特定施設といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を特定工場等として騒音規制法及び振動規制法で規制の対象としています。

騒音規制法に基づく特定施設	202
振動規制法に基づく特定施設	139

※ 令和5年3月31日現在

☆ 東京都環境確保条例に基づく認可工場数及び指定作業場数

認可工場数

業種	認可工場数
製造業	食料品製造業
	飲料・飼料・たばこ製造業
	繊維工業
	衣服・その他の繊維製品製造業
	木材・木製品製造業
	家具・装備品製造業
	パルプ・紙・紙加工品製造業
	出版・印刷・同関連産業
	化学工業
	プラスチック製品製造業
	ゴム製品製造業
	窯業・土石製品製造業
	非鉄金属製造業
	金属製品製造業
	一般機械器具製造業
	電気機械器具製造業
	情報通信機械器具製造業
	電子部品・デバイス製造業
	輸送用機械器具製造業
	精密機械器具製造業
電気・ガス 熱供給・水道業	その他の製造業
	電気業
	ガス業
	水道業
サービス業	学術・開発研究機関
	洗濯・理容・美容・浴場業
	廃棄物処理業
	自動車整備業
	機械等修理業
	その他の事業サービス業
その他	4
合計	438

※ 令和5年3月31日現在 (東京都から委任されていない留保工場を含む。)

第4章 参考資料

指定作業場数

業種	指定作業場数
自動車駐車場	299
自動車ターミナル	15
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド	20
自動車洗車場	8
ウェストスクラップ処理場	4
廃棄物の積替え又は保管場所	5
材料置場	22
畜舎	11
青写真の作成の用に供する施設を有する事業場	1
めん類製造場	17
豆腐又は煮豆製造場	16
洗濯施設を有する事業場	45
し尿処理施設を有する事業場	1
下水処理場	1
暖房用熱風炉を有する事業場	3
ボイラーを有する事業場	27
ガスターイン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関を有する事業場	2
焼却炉を有する事業場	2
冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150m ² を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの	1
病院(病床数300以上を有するものに限る)	2
科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場	4
合計	506

※ 令和5年3月31日現在(東京都から委任されていない留保指定作業場を含む。)

工場・事業場騒音は、工場等で使用されるプレス機械、鍛造機、コンプレッサー、切断機などを作動することにより発生する衝撃音、摩擦音等が複合され、工場等から外部に出されるものですが、その大きさは、機械の所有動力、形式、工場建物の構造、作業方法により大きく異なり、これらの機械を使用する市内の工場は、小規模工場が多く、住宅と商店と混在しているのが特徴となっています。

騒音については、工場認可、指定作業場の届出、あるいは立入調査の際に隨時指導しています。しかし、市内には、中小の企業が多く、それを取り巻くように住宅化が進み、住工混在となっていることが、騒音苦情の主因と考えられます。

9 化学物質の適正管理について

東京都環境確保条例により、年間100kg以上の下記の適正管理化学物質を取り扱う事業者は、使用量等の報告、化学物質管理方法書の作成、提出が義務づけられています。

適正管理化学物質

1	アクリレイン	31	スチレン
2	アセトン	32	セレン及びその化合物
3	イソアミルアルコール	33	チウラム
4	イソプロピルアルコール	34	チオベンカルブ
5	エチレン	35	テトラクロロエチレン
6	塩化スルホン酸	36	1, 1, 1 - トリクロロエタン
7	塩化ビニルモノマー	37	1, 1, 2 - トリクロロエタン
8	塩酸	38	トリクロロエチレン
9	塩素	39	トルエン
10	カドミウム及びその化合物	40	鉛及びその化合物
11	キシレン	41	ニッケル
12	クロム及び三価クロム化合物	42	ニッケル化合物
13	六価クロム化合物	43	二硫化炭素
14	クロルピクリン	44	砒素及びその無機化合物
15	クロロホルム	45	P C B
16	酢酸エチル	46	ビリジン
17	酢酸ブチル	47	フェノール
18	酢酸メチル	48	ふつ化水素及びその水溶性塩
19	酸化エチレン	49	ヘキサン
20	シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物）	50	ベンゼン
21	四塩化炭素	51	ホルムアルデヒド
22	1, 2 - ジクロロエタン	52	マンガン及びその化合物
23	1, 1 - ジクロロエチレン	53	メタノール
24	1, 2 - ジクロロエチレン	54	メチルイソブチルケトン
25	1, 3 - ジクロロプロペン	55	メチルエチルケトン
26	ジクロロメタン	56	有機燐化合物（E P Nに限る）
27	シマジン	57	硫酸
28	臭素化合物（臭化メチルに限る。）	58	ほう素及びその化合物
29	硝酸	59	1, 4 - ジオキサン
30	水銀及びその化合物		

10 特定建設作業について

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、法令で定めるものをいいます。特定建設作業には、以下のような基準があり、施工をする場合、作業の開始日の7日前までに届け出る義務があります。

(1) 騒音規制法の特定建設作業にかかる基準

特定建設作業の種類		敷地境界における音量 dB	作業時間		一日における延作業時間		同一場所における連続作業時間		日曜・休日における作業	
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域
くい打設作業	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	85	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時	10時間以内	14時間以内	6日以内			
等作業	びょう打機を使用する作業									
破碎作業	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する地点にあっては、1日における当該作業に係る2点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)									
掘削作業	バックホウ(原動機の定格出力80kW以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力70kW以上)、ブルドーザー(原動機の定格出力40kW以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。)									
使用する空気圧縮機を	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもので、原動機の定格出力が15kW以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)									
びコンクリート搬入作業及	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のもの)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)									
適用除外項目等の	災害その他非常事態緊急作業		○		○		○		○	
	生命・身体危険防止作業		○		○		○		○	
	鉄道の正常運行確保		○						○	
	道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合		○						○	
	変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合								○	

第4章 参考資料

(2) 振動規制法の特定建設作業に係る基準

特定建設作業の種類		敷地境界における音量 dB	作業時間		一日における延作業時間		同一場所における連続作業時間		日曜・休日における作業	
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域
くい打設作業	くい打機(もんけん及び圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業		午前7時～午後7時	午前6時～午後10時						
破砕作業	ブレーカー(手持ち式を除く。)を使用する作業	75	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業	10時間以内	14時間以内	6日以内		禁 止	
解体設壊物の作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		午前7時～午後9時	午前6時～午後11時	道路交通法に規定する交通規制が行われている場合	道路交通法に規定する交通規制が行われている場合				
	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する地点にあっては、1日における当該作業に係る2点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)									
作業時間等の適用除外項目	災害その他非常事態緊急作業			○		○	○	○	○	
	生命・身体危険防止作業			○		○	○	○	○	
	鉄道の正常運行確保			○					○	
	道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合			○					○	
	変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合								○	

[地域の区分]

1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域：工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80m以外の区域

* 作業音が基準値を超える場合、騒音又は振動の防止法を改善し、又は1日における延作業時間を最小限4時間までに短縮することができます。

* この基準は、作業を開始した日に終わる特定建設作業には適用しません。

11 燃料用重油の硫黄分含有率の基準について

燃料用重油の硫黄分含有率の基準(東京都環境確保条例 第69条)

使用量の区分(1日)	硫黄分含有率(重量比%)	
	既設基準 (昭和51年8月1日前に設置)	新設基準 (昭和51年8月1日以後設置)
300L以上500L未満	1.0以下	0.8以下
500L以上2000L未満	1.0以下	0.8以下
2000L以上	0.8以下	0.5以下

12 ダイオキシン類について

ダイオキシン類は、物が燃えるときに副産物としてできてしまう塩素を含む化学物質です。金属の精錬、紙の塩素漂白、農薬製造でも発生しますが、多くは廃棄物を焼却するときに発生しているといわれています。そこで、国や都は、ダイオキシン類の排出を抑制するため、廃棄物焼却施設に対する規制などを行っています。

ダイオキシン類に係る環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法 第7条）

媒体	基準値	測定方法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	日本産業規格K0312に定める方法
水 底 の 底 質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1000 pg-TEQ/g以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナー・ポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであつて、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキヤピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

- 備考**
- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
 - 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
 - 3 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

TEF（毒性等価係数）とは

ダイオキシン類には、29種類に毒性がありますが、それらの毒性の強さは同じではありません。このため、ダイオキシンの影響を比較したり評価したりするときには、毒性の強さの表し方を統一しておく必要があります。

そこで、もっとも毒性が強いとされている「2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン（TeCDD）」の毒性を1とした場合に、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算したTEF（Toxic Equivalency Factor毒性等価係数）を定めています。

たとえば、1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシン（HxCDD）のTEFは0.1ですから、毒性の強さは、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシンの10分の1ということになります。

TEFは、1997年WHO（世界保健機構）より提案され、1998年に専門誌に掲載されたものが使われます。

TEQ（毒性等量）とは

ダイオキシン類の濃度を調べるとき、化合物によって毒性の強さが違うと評価が非常に難しくなります。そこで、測定した化合物の濃度にTEF（毒性等価係数）を掛け、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン（TeCDD）の量に換算して表します。これがTEQ（Toxic Equivalents毒性等量）です。

たとえば、測定した1,2,3,4,7,8-六塩化ジベンゾジオキシン（HxCDD）の濃度が10ピコグラムなら、TEQはTEF0.1を掛けた1ピコグラムとなります。

一般的にダイオキシン類の濃度を表すときは、このTEQに換算した数値を使います。例えば、水質であれば1pg-TEQ/L、大気であれば1pg-TEQ/m³、土壤、底質であれば1pg-TEQ/gというように表します。

13 昭島市環境方針

昭 島 市 環 境 方 針

1 基本理念

昭島市は、多摩川や地下水に象徴される豊かな自然の恵みを受けています。一方、私たちは限りある地球資源を使い続け、現在、地球が悲鳴を上げるほどその環境を悪化させてしまい、今日深刻な問題となっています。

また、温室効果ガス削減について、国際的にも喫緊の課題として認識され、我が国においても2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルが提唱されています。

こうした環境問題に積極的に取り組むため、「気候危機を乗り越え、美しい水と緑を将来の世代に」を望ましい環境像とし、人と自然が共生して、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを目指します。

その具体的な足がかりとして、昭島市は、環境マネジメントシステムを基本的な仕組みに位置付け、事務事業における環境への配慮を進めると共に、全職員及び市域全体が一丸となりオール昭島として環境に配慮した取組を推進していきます。

そのため、基本方針を次のとおり定めます。

2 基本方針

(1) 清らかな水と美しい緑を未来に継承します

貴重な地下水や緑地、生物多様性などの自然環境を大切にします。

(2) 健康に暮らせる生活環境を守ります

健やかに暮らすことができる生活環境を守るために、環境汚染の防止に努めます。

(3) 持続可能な地球環境のために責任をもって行動します

省エネルギー・省資源・リサイクルなどの脱炭素化を推進し、地球温暖化対策に取り組み、持続可能な社会の実現を目指します。

(4) 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らします

気候変動に対して、適応策についても対策し、住みやすいまちづくりを目指します。

(5) みんなで環境活動に取り組みます

貴重な地球環境を守るために、環境活動に取り組む人と人の繋がりやその活動を推進します。

以上の取組については、環境保全に関する法令や約束を遵守し、環境目的・目標を定め、環境マネジメントシステムの定期的な見直しにより、継続的な改善を進めます。

令和4年4月1日

昭島市長

田井伸介

14 昭島市グリーン購入指針

(1) 趣旨

グリーン購入とは、製品の原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境への負荷の少ない製品やサービス（以下「環境物品」という。）を優先的に購入することである。本市では、「昭島市府内エコプラン」（平成10年7月）に始まり、「昭島市環境基本計画」や「昭島市地球温暖化対策実行計画」（平成14年3月）及びこれらの計画を効率的かつ効果的に推進していくために導入した環境マネジメントシステム（平成15年9月）により、環境物品等について一定の基準を定めてきた。

市が率先して環境物品等を調達し、グリーン購入をより一層推進するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の趣旨を踏まえ、「昭島市グリーン購入指針」を定める。

(2) 適用範囲

本指針の適用範囲は、本市の全ての組織とする。

(3) 物品等の選択基準

物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性と適正量を十分に検討し、調達総量をできるだけ抑制するとともに、価格や品質等に加え、次に掲げる事項に配慮し、資源採取から廃棄に至る物品のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した製品を選択して購入する。

【製造段階での配慮事項】

- ① 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ② 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

【使用段階での配慮事項】

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 包装等が過剰でないこと。
- ③ 資源やエネルギーの消費が少ないとこと。

【廃棄段階での配慮事項】

- ① 長期間の使用、再使用、リサイクルが可能であること。
- ② 廃棄する際に処理や処分が容易であること。

【その他の配慮事項】

- ① エコマーク、国際エネルギー・スターロゴ等の環境ラベルが付いていること。

第4章 参考資料

(4) 対象分野及び調達目標

本指針の環境物品等の対象分野及び昭島市グリーン購入ガイドラインに定めた分野ごとの特定調達物品等の調達目標は、次のとおりとする。

	分 野	調 達 目 標
1	紙類	全ての分野について100%
2	文具類	
3	オフィス家具	
4	OA機器	
5	家電製品	
6	照明	
7	自動車	
8	制服・作業服・作業手袋	
9	インテリア・寝装寝具	
10	納入印刷物	

(5) 推進体制

グリーン購入の確実な推進を図るための推進体制は、環境マネジメントシステムに規定する体制とする。なお、環境マネジメントシステムの対象でない組織についても、環境マネジメントシステムに規定する体制に準じた取扱いとする。

(6) 購入実績の把握及び公表

環境マネジメントシステムに規定するグリーン購入の総括部署及び事務局は、本指針に基づき、分野ごとの購入実績を把握し、公表する。

(7) 指針の見直し

本指針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行う。

(8) 施行時期

本指針は、平成19年4月1日から施行する。

15 公共施設環境配慮対策一覧

施設の名称	環境配慮対策				
	緑化等	雨水利用等	新エネルギー等	備考	所管課
本庁舎	屋上緑化 562 m ²	雨水貯留槽 400 m ³ 地下湧水の中水利用	本庁舎全ての照明を LED 化、ソーラースタンド設置（正面玄関前）、再生可能エネルギー100%電力及びカーボンニュートラルガスの導入	電気自動車用急速充電設備	総務課 環境課
昭和町分室			青少年交流センター他 LED 照明		総務課
市民交流センター	壁面緑化（朝顔）				生活コミュニティ課
松原町コミュニティセンター	壁面緑化（ピクセルボット方式） 駐車場緑化	雨水貯留槽 (24 m ³)	太陽光発電 5kW 太陽熱利用3.8kW 集会室・ロビー・トイレに LED 照明使用 (平成26年度設置)		生活コミュニティ課
勤労商工市民センター	壁面緑化（朝顔）				産業活性課
保健福祉センター		雨水貯留槽 200 m ³ 再利用貯留槽 70 m ³ （トイレ・噴水）	太陽光発電 10kW		健康課
子育てひろば ほりむこう	壁面緑化（朝顔・ふうせんかずら・ゴーヤ）				子ども子育て支援課
子育てひろば なしのき	壁面緑化（朝顔・ゴーヤ・ルコウソウ）				子ども子育て支援課
児童センター		雨水タンク (トイレ)	太陽光採光システム 遊戯室 LED 照明		子ども育成課
エコ・パーク	壁面緑化（ムベ）		ソーラーLED園内灯	駐車場及び園内通路に透水性舗装	ごみ対策課
環境コミュニケーションセンター	壁面緑化（スイカズラ・ティカカズラ）	雨水貯留槽 30 m ³ 、再利用水貯留槽 70 m ³ （トイレ、消火栓、散水）	プラザ棟全ての照明を LED 化、太陽光発電 20kW、ハイブリッド LED 街灯、ソーラー LED 街灯、コジェネレーションシステム、エコアイス		ごみ対策課
清掃センター	壁面緑化（ゴーヤ・朝顔）	雨水貯留槽 90 m ³ 焼却施設排ガス冷却に使用	プラント設備構内 LED 照明	焼却施設余熱利用 場内給湯、暖房に使用	清掃センター
昭和公園			園内灯 LED 照明		管理課

第4章 参考資料

中神公園			園内灯LED照明		管理課
押島公園			園内灯LED照明		管理課
北文化公園			園内灯LED照明		管理課
日ノ出台公園			園内灯LED照明		管理課
美ノ宮公園			園内灯LED照明		管理課
朝日町いこい公園			園内灯LED照明		管理課
みほり広場			園内灯LED照明		管理課
東町一丁目児童遊園			園内灯LED照明		管理課
武藏野二丁目東児童遊園			園内灯LED照明		管理課
武藏野二丁目北児童遊園			園内灯LED照明		管理課
武藏野三丁目児童遊園			園内灯LED照明		管理課
武藏野三丁目西児童遊園			園内灯LED照明		管理課
福島神社児童遊園			園内灯LED照明		管理課
みのり児童遊園			園内灯LED照明		管理課
福島第五児童遊園			園内灯LED照明		管理課
玉川町四丁目児童遊園			園内灯LED照明		管理課
玉川児童遊園			園内灯LED照明		管理課
中神町二丁目児童遊園			園内灯LED照明		管理課
朝日町五丁目児童遊園			園内灯LED照明		管理課
東ノ岡北児童遊園			園内灯LED照明		管理課
諏訪神社児童遊園			園内灯LED照明		管理課
美堀町一丁目児童遊園			園内灯LED照明		管理課
土地区画整理事務所	壁面緑化（ゴーヤ・朝顔）				区画整理課
東部配水場	屋上緑化 111 m ² (高麗芝)	雨水再利用 貯水槽 11 m ³ (会議室トイレ) 平成元年度設置	太陽光発電 23.8kW、屋内一部 LED 照明	雨水は透水性 舗装や浸透槽、樹により 地下浸透処理	業務課
西部配水場			太陽光発電 65.5kW、屋内外 LED 照明	雨水は浸透槽、樹により 地下浸透処理	業務課
北部配水場			太陽光発電 62.4kW、屋内外 LED 照明	雨水は浸透槽、樹により 地下浸透処理	業務課
東小学校	校庭芝生化	天水尊			教育総務課
共成小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 10kW		教育総務課
富士見丘小学校	校庭芝生化	天水尊			教育総務課
武藏野小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 10kW		教育総務課
玉川小学校	校庭芝生化	天水尊			教育総務課

第4章 参考資料

中神小学校	校庭芝生化	天水尊			教育総務課
つつじが丘小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 10kW		教育総務課
光華小学校	校庭芝生化				教育総務課
成隣小学校	校庭芝生化	天水尊			教育総務課
田中小学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 20kW		教育総務課
拝島第一小学校	校庭芝生化	天水尊			教育総務課
拝島第二小学校	校庭芝生化	天水尊			教育総務課
拝島第三小学校	校庭芝生化	天水尊・雨水再利用貯留槽 30 m ³			教育総務課
昭和中学校	校庭芝生化	天水尊			教育総務課
福島中学校	校庭芝生化	天水尊			教育総務課
瑞雲中学校	校庭芝生化	天水尊	太陽光発電 20kW		教育総務課
清泉中学校		天水尊			教育総務課
多摩辺中学校	校庭芝生化	天水尊			教育総務課
学校給食共同調理場	ゴーヤ植栽による屋外通路のグリーンカーテン			給食用牛乳パック資源化処理	学校給食課
福島中学校			給食施設の照明に LED 使用		学校給食課
瑞雲中学校			給食施設の照明に LED 使用		学校給食課
多摩辺中学校			給食施設の照明に LED 使用		学校給食課
昭和会館			太陽光発電 5kW		社会教育課
拝島会館			太陽光発電 5kW		社会教育課
福島会館		雨水貯留槽 17m ³ (トイレ)	太陽光発電 10kW		社会教育課
緑会館		雨水貯留槽 34.5m ³ (トイレ)	太陽光発電 10kW		社会教育課
武蔵野会館	屋上緑化143.6m ²	雨水貯留槽 34.5m ³ (トイレ・屋上散水)	コジェネレーションシステム		社会教育課
昭島市民球場		雨水貯留槽 50 m ³ (散水、トイレに使用)	電光掲示板に LED 使用		スポーツ振興課
総合スポーツセンター			コジェネレーションシステム		スポーツ振興課
くじら運動公園管理棟			屋内 LED 照明	平成 30 年度にトイレ改修工事	スポーツ振興課
市民会館・公民館	壁面緑化 (ゴーヤ)		大ホール (客席・楽屋通路・トイレ) 公民館 (会議室等・廊下・トイレ) のダウンライト LED 照明		市民会館・公民館
教育福祉総合センター		雨水貯留槽 39 m ³ (散水、トイレに使用)	太陽光発電 5kW	地下熱利用	アキシマエンジニアリング管理課

16 放射性物質調査

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う大津波により、東京電力福島第一原子力発電所が大きな被害を受け、放射性物質が大量に放出されるなどの事態が生じた。

この原発事故により、都内でも大気や塵や雨などの降下物から低濃度の放射性物質が検出されたほか、東京都の水道水の一部から指標等を上回る放射性物質が検出されるなど、放射能汚染に対する市民の不安は解消されない。

このことを踏まえ、本市における放射能汚染の状況を正しく把握するとともに、適切に情報提供することによって、市民の放射能に対する不安感を解消し、安全・安心を確保するため、次の対策を実施した。

1. 空間放射線量測定の実施

(1) 昭島市による空間放射線量測定

- ① 測定実施日： 平成23年7月5日～（毎月実施）
- ② 測定場所： 市内公共施設等（延べ84箇所）
- ③ 対象項目： 地上1m及び地表面（地上5cm）の高さの空間線量及び、
植込み・側溝（地表面（地上5cm））の高さの空間放射線量
- ④ 測定結果： 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価： 国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間1mSv）を超える測定値は計測されなかった。

(2) 昭島市による空間放射線量毎日測定

- ① 測定実施日： 平成24年6月1日～令和3年3月31日まで（毎日実施）
令和3年4月1日～（毎月実施）
- ② 測定場所： 昭島市役所西側広場
- ③ 対象項目： 地上1mの高さの空間線量率
- ④ 測定結果： 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価： 国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間1mSv）を超える測定値は計測されなかった。

(3) 走行サーベイによる空間線量率測定（昭島市・文部科学省）

- ① 測定実施日： 1回目 平成25年6月26日、27日
2回目 平成25年11月11日、12日
3回目 平成26年7月15日～17日
4回目 平成26年11月25日～27日
- ② 測定場所： 昭島市内全域の道路、道路周辺30m
- ③ 対象項目： 道路上の地上1mの高さの空間線量率

第4章 参考資料

- ④ 評価 : 国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（2007年）の年間積算放射線量（年間1mSv）を超える測定値は計測されなかった。

2. 水道水における放射性物質検査

- ① 測定実施日 : 平成23年3月22日～
(平成23年3月22日から平成24年8月まで 週に1回、平成24年9月から平成26年3月まで 2週に1回、平成26年4月から 月に1回実施)
- ② 測定場所 : 東部配水場（浄水）、西部配水場（浄水）
- ③ 対象項目 : 昭島市の水道水に含まれる放射性物質（28検体）
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 水質管理目標値（厚生労働省）に示される、規制値を超える放射性物質は検出されていない。

3. 市内農産物中の放射性物質検査

- ① 測定実施日 : 平成23年5月16日～令和2年3月23日（終了）
- ② 測定場所 : 市内農地
- ③ 対象項目 : 市内で生産された農産物（24検体）
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 食品の放射性物質に関する規制（厚生労働省）に示される、基準値を超える放射性物質は検出されていない。

4. 落ち葉中の放射性物質検査（昭島市実施）

- ① 測定実施日 : 平成25年11月22日（検体収集日）
- ② 測定場所 : 市内小中学校及び公園
- ③ 対象項目 : 平成25年度産の落ち葉
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成24年3月23日改正 農林水産省）に示される暫定許容値（400 Bq/kg）を超える検体はなかった。

5. 湧水中の放射性物質調査

- ① 測定実施日 : 平成25年12月10日（検体収集日）
平成27年1月9日（検体収集日）
- ② 測定場所 : 龍津寺、諏訪神社

第4章 参考資料

- ③ 対象項目 : 湧水（2検体）
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 水質管理目標値（厚生労働省）に示される、規制値を超える放射性物質は検出されていない。

6. 清掃センターにおける放射性物質等測定

- ① 測定実施日 : 平成23年7月12日～（毎月実施）
- ② 測定場所 : 昭島市清掃センター
- ③ 対象項目 : 焼却灰（主灰・飛灰）に含まれる放射性物質（12検体）
- ④ 測定結果 : 昭島市公式ホームページに公開しているとおり。
- ⑤ 評価 : 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第110号）に示される指標値を超える放射性物質は検出されていない。

昭島市の環境

- 令和4年度活動/調査報告 -

令和5年9月発行

編集・発行 昭島市 環境部 環境課
昭島市田中町一丁目17番1号
電話 042 (544) 4331 直通